

写 平成 29 年第 1 回定例会

(3 月 7 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成29年第1回益城町議会定例会目次

○3月7日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議案第3号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）	3
日程第4 議案第4号 平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	3
日程第5 議案第5号 平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	3
日程第6 議案第6号 平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）	4
日程第7 議案第7号 平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）	4
日程第8 議案第8号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）	4
日程第9 議案第9号 平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第4号）	4
日程第10 平成29年度施政方針について	17
日程第11 議案第10号 平成29年度益城町一般会計予算	27
日程第12 議案第11号 平成29年度益城町国民健康保険特別会計予算	27
日程第13 議案第12号 平成29年度益城町後期高齢者医療特別会計予算	27
日程第14 議案第13号 平成29年度益城町介護保険特別会計予算	27
日程第15 議案第14号 平成29年度益城町公共下水道特別会計予算	27
日程第16 議案第15号 平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計予算	27
日程第17 議案第16号 平成29年度益城町水道事業会計予算	27
日程第18 議案第17号 益城町課設置条例の制定について	42
日程第19 議案第18号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	42
日程第20 議案第19号 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	42
日程第21 議案第20号 益城町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について	42
日程第22 議案第21号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について	42
日程第23 議案第22号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ	

	いて	42
日程第24	議案第23号 益城町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	42
日程第25	議案第24号 益城町水道条例の一部を改正する条例の制定について	43
日程第26	議案第25号 益城町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について	43
日程第27	議案第26号 益城町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について	43
	散会	45

○3月8日（第2日）

	出席議員	46
	欠席議員	46
	職務のため出席した事務局職員の職・氏名	46
	説明のため出席した者の職・氏名	46
	開議	47
日程第1	総括質疑	47
	散会	96

○3月9日（第3日）

	出席議員	97
	欠席議員	97
	職務のため出席した事務局職員の職・氏名	97
	説明のため出席した者の職・氏名	97
	開議	98
日程第1	一般質問	98
	13番 石田秀敏議員	98
	1 小学校放課後児童クラブについて	
	飯野小学校放課後児童クラブ専用建物の建設を。	
	7番 吉村建文議員	102
	1 県道4車線化について	
	県道28号線に関して、4車線化にともない、熊本市の市電延伸問題をこの際益城町として協議の場を設置すべきではないか。本町の取り組みを伺う。	
	2 復興住宅について	
	復興住宅について、本町の今後の取り組みについて伺う。	

- 3 介護予防・日常生活支援総合事業について
4月から自治体の「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行することになっているが、本町の取り組みを伺う。
- 4 次期学習指導要領改定案について
小中学校の次期学習指導要領の改定案が公表されたが、本町の取り組みについて伺う。

8番 野田祐士議員 …………… 110

- 1 地区自治会の様々な課題と問題について
 - (1) 今後、行政区自治会を継続持続させていくために何が必要であるか。また町は、行政機関としてそれをどう考慮し、行動していくのか。
(防犯灯や街路灯の費用問題、健康増進のための活動、道路側溝や水路の清掃や維持管理、地区の活動を行う為の運転資金の費用等々)
- 2 益城町として各種支援団体との協調をとるべき
 - (1) 昨年の4月震災発生直後から、町にとって一番支援が必要な時に、ボランティア活動で支えて頂いた各種支援団体がおられる。義援金や支援金などについては、それぞれに町長が御礼参りをしていると思うが、町には未だに私たち住民のために、昼夜を問わず支援を行い協力を頂いている方々も多く残っておられる。そのような方々に対し、私たち益城町からも出来ることについて支援、協力の恩返しをすることが必要であると思うが如何か。
(休憩施設や宿泊所等の提供、無料温泉券の配布、公共料金等の援助、食事券の配布等々)
 - (2) 来月4月になれば、震災を経験してから1年を経過する。町では追悼式などを挙げると思うが、ボランティアを含む各種団体と共に、行ってはどうか。町民を支えて頂いている方々で行うことこそが、今後の町の復旧に欠かせない行動と思うが、如何か。
- 3 益城町としての熊本県や近隣町村との連携について
 - (1) 昨年4月の震災より、熊本県とは様々な分野で協力や支援を頂き、連携を行って二人三脚でやってきた。今現在、どのようなことについて連携を行っているか。また、今後はどのような連携が必要になってくるか。
- 4 土地の有効活用について

- (1) 今後、土地活用が重要になってくるが、どのように対応していくか。実際、現実的な方策をどう取り組んでいるのか。

9 番 宮崎金次議員 …………… 120

1 町の復興の進め方について

今町はまさに、全町挙げて災害からの復興に取り組む時期である。このような中で町長として「復興を阻害する要因をどの様にとらえ、復興をどの様に推し進めようとしているのか」伺う。

2 土地開発公社の活用について

我が町の復興を考えた場合に、県道益城中央線4車線化の事業を迅速に進める事が、町の復興推進上最も緊要である。このため「町として今何を成すべきか」を考えた時、現行の土地開発公社を活用して、県道4車線化に伴い移転を余儀なくされる住民に、県と連携して、代替え地を早期に確保する事が必要と考える。そこで以下の2点を伺う。

- (1) 代替え地を確保する場合に、土地開発公社を活用する場合と町が直接購入する場合の違い（利点欠点）について。
(2) 月日の経過と共に土地の高騰が予測されるが、土地開発公社を活用しない場合の公有地の確保策について。

5 番 榮 正敏議員 …………… 129

1 震災により、相当の町民が町外に流出しているが今後の人口対策は、人口の空洞化に拍車がかからないか

- (1) 今、高齢者による車の事故が話題になっているが、免許返納による生活支援は、特に病院や買い物などはどうするか。例えば4車線化する高森線付近に町から用地提供して1か所で買い物を済ませられる町内の業者だけの商業施設の構築や、病院にも行ける周回バスの運行などは考えているか。
(2) 中学生や高校生を持つ中年層の親御さんは、震災の時、子供の受験や進路について非常に悩まれたと思う。仮設住宅に残るか親戚頼って行くか、みなし住宅を見つけて、子供の進学、進路優先で決定されたと思う。町として今後の町を支えていく中年層の生活支援と、校舎は不便でも教育内容はどこにも負けないぞと言う様な政策の構築はないのか。

- (3) 人口対策において、保育所の待機児童解消は非常に大事な問題と思われる。しかし、震災で人口流出したとの認識があるにも関わらず、待機児童が多いという事は、益城が好きだ、益城に住みたいという町民の思いが顕著に表れているという事である。町としてしっかり考えてもらいたい。今、寺迫に認可保育園が工事中であるが、今後の政策をどう考えているか。また、保育士の補充状態は園児、あるいは保育所の数に対して満足できる状態か。ほかの市町村と比べて給料の面ではどう対策をとっているのか。資格は持っているが給料が安くて他に就業しなければならぬとかあると思うが。
- 2 今、町の中心部においては高森線4車線化と役場庁舎の問題でもちきりだが、その近郊の農村部に産業の育成、あるいは企業誘致などの政策は
- (1) 今農業の分野ではアメリカ大統領にトランプ氏が当選してから、戦々恐々だと思われる。なぜなら今まで誰もやらなかった政府御用達だったロッキードと、ボーイング社に値下げ交渉して実質の値下げを行った。商売人だからこの考えが出たとも言える。日本の大手企業の消費税抜支払い方法と同じで、子会社にいくらでするかということだ。TPPが決裂して、2国間交渉になったら、米、肉、野菜、果物すべての分野に影響が出ると思うが、県の農業試験所あたりと取り組んで新規事業の開発や、特産品の開発などの取り組みは行っているか。
- (2) 復興住宅建設は、建設進捗状況は災害復興特別委員会の時報告はあったが、もう一度町全体の戸数や津森、福田、飯野の希望者の人数、あるいは世帯数など調査の結果はいつ頃出るのか。それ次第で県と折衝していくと思われるが。
- 3 震災による道路、河川、建物、農道、水路などの災害復旧工事について
- (1) 色々な災害復旧工事がある中で、建設課としては早急にやらなければならない順番・位置づけはどういう風に考えているのか。農政課にも同様の質問にお答え頂きたい。
- (2) 今、ドローンがいろいろな分野で活躍できるように法整備すると言っているが、町としてはどのような考えを持つ

ているのか聞きたい。防災の観点からも、いろんな調査や災害予測の分野、あるいは、よく防災無線で高齢者が行方不明になったなどと放送があるが、認知症の患者さんにGPSの発信機を持たせたら、山の中の緊急の捜索や犯罪防止にも役立つと考えられるが、どうか一考あるべきだと思うが。

- (3) 最後に石垣の問題だが、国、県、町と見解が分かれていてはっきりした方針が見えない。復興基金の充当でやるなどいろいろな話を聞くが、はっきりと線引きした紙ベースでの回答をお願いする。みんな手が付けられず困っている。

散会	140
----	-----

○3月14日（第4日）

出席議員	141
欠席議員	141
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	141
説明のため出席した者の職・氏名	142
開議	142
日程第1 常任委員長報告	142
日程第2 議案第27号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	160
専決第14-1号 益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託について	
日程第3 議案第28号 工事請負契約の締結について	161
日程第4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	164
日程第5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	165
日程第6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	166
日程第7 議員提出第1号 益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	167
日程第8 議員提出第2号 木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる調査特別委員会の経費に関する決議	168
日程第9 益城町議会広報編集特別委員会委員の選任について	169
日程第10 議員派遣の件	169
日程第11 閉会中の継続調査の件	170
閉会	170

平成29年第1回益城町議会定例会会議録

1. 平成29年3月7日午前10時00分招集
2. 平成29年3月7日午前10時00分開会
3. 平成29年3月7日午後3時07分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 総合体育館武道場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 議案第3号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）
 - 日程第4 議案第4号 平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 - 日程第5 議案第5号 平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第6 議案第6号 平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）
 - 日程第7 議案第7号 平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）
 - 日程第8 議案第8号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
 - 日程第9 議案第9号 平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第4号）
 - 日程第10 平成29年度施政方針について
 - 日程第11 議案第10号 平成29年度益城町一般会計予算
 - 日程第12 議案第11号 平成29年度益城町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第13 議案第12号 平成29年度益城町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第14 議案第13号 平成29年度益城町介護保険特別会計予算
 - 日程第15 議案第14号 平成29年度益城町公共下水道特別会計予算
 - 日程第16 議案第15号 平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計予算
 - 日程第17 議案第16号 平成29年度益城町水道事業会計予算
 - 日程第18 議案第17号 益城町課設置条例の制定について
 - 日程第19 議案第18号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第20 議案第19号 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 日程第21 議案第20号 益城町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第22 議案第21号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第23 議案第22号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第24 議案第23号 益城町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第25 議案第24号 益城町水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26 議案第25号 益城町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

日程第27 議案第26号 益城町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定め
る条例の制定について

7. 出席議員（18名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	8番 野田祐士君	9番 宮崎金次君
10番 坂本貢君	11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君
13番 石田秀敏君	14番 中村健二君	15番 竹上公也君
16番 渡辺誠男君	17番 荒牧昭博君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 堀部博之

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	門崎博幸君
会計管理者	田中秀一君	総務課長	森田茂君
企画財政課長	藤岡卓雄君	復興課長	中桐智昭君
復興課審議員	姫野幸徳君	税務課長	緒方潔君
住民保険課長	森部博美君	こども未来課長	坂本祐二君
健康づくり推進課長	安田弘人君	いきいき長寿課長	後藤奈保子君
福祉課長	木下宗徳君	農政課長	森本光博君
建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
都市計画課審議員	西口博文君	下水道課長	水上眞一君
学校教育課長	福岡廣徳君	生涯学習課長	高森修自君
水道課長	荒木栄一君	環境衛生課長	河内正明君
代表監査委員	濱田義紀君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第1回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい

中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名であります。

これより、平成29年第1回益城町議会定例会を開会いたします。

次に、会議規則第3条第3項の規定により、議長において議席を変更いたします。

議場の変更に伴い、議員の議席は、ただいま着席のとおり変更いたします。

続きまして、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、3番富田徳弘議員、13番石田秀敏議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの8日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は8日間とすることに決定しました。

なお、日程について申し上げます。本日は、本定例会に提案されました議案の説明を行います。あす8日は総括質疑、9日は一般質問、10日は常任委員会、11、12日は休会、13日は常任委員会現地視察、14日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでまいりたいと思います。

お諮りいたします。日程第3、議案第3号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）」から日程第27、議案第26号「益城町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」までを一括議題といたします。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第3号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）」から日程第27、議案第26号「益城町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」までを一括議題といたします。

日程第3 議案第3号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）

日程第4 議案第4号 平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第5 議案第5号 平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第6号 平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第7 議案第7号 平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）

日程第8 議案第8号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

日程第9 議案第9号 平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（稲田忠則君） これより提案理由の説明を求めます。

まず、日程第3、議案第3号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）」から、日程第9、議案第9号「平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第4号）」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成29年第1回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げて、提案理由の説明をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、震災以来、日夜地域のために活動されていることに対し、心からお礼を申し上げます。また、傍聴席には早朝からお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

今年に入りまして、1月8日に益城町文化会館におきまして成人式が開催され、男性166名、女性160名、昨年より27名多い、合計322名の方が晴れて成人式を迎えられました。厳粛な雰囲気の中、成人式を行うことができました。

また、3月4日、5日には、木山初市が益城町総合運動公園の総合体育館横の駐車場で開催されました。開催に当たりさまざまな困難もあったようですが、益城町商工会はじめ、多くの関係者の皆様の益城町を復興させるという強い熱意で実現することができ、心から感謝申し上げます。私も参加しましたが、たくさんの来場者でにぎわっており、会場いっぱい笑顔であふれていました。中でも益城町商工会女性部の皆さんによる名物の市だごコーナーは、二日間とも一日中長蛇の列ができており、完売となっております。

こういったイベントの開催は、被災した町民の皆様に元気をいただくと同時に、ともすれば風化しがちな町の現状を発信することができることから、今後も町としても全力で支援してまいります。

5月14日にはテクノ公園におきまして復興ジョギングフェアも開催しますので、どうぞよろしく申し上げます。

さて、今回提案しております議案は、補正予算関係が7議案、平成29年度当初予算が7議案、そして、条例など10議案、合計24議案を提案しております。

それでは早速、御説明を申し上げます。

まず、補正予算関係ですが、議案第3号、一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出34億4,839万1,000円を増額しまして、歳入歳出総額410億3,399万8,000円としています。

歳入の主なものは、決算見込みによる調整後、4億1,069万8,000円、地方消費税交付金を8,355万6,000円、災害の現年廃棄等に関する特別交付税を9億5,433万円、公共土木施設等の災害復旧国庫負担金を10億8,360万1,000円、公費解体等に伴う災害廃棄物処理事業国庫補助金18億4,373万8,000円、津森小、飯野小のトイレ改修及び西小のエレベーター設置事業に対する学校施

設環境改善交付金3,186万5,000円、ふるさと納税を1億6,867万5,000円などを増額、また、基金繰入金を18億5,000万円、災害復旧国庫補助金等の補助率のかさ上げに伴い、災害復旧費を7億5,950万円などを減額しています。

歳出の主なものは、公費解体などに伴う災害廃棄物処理業務委託料等塵芥処理費36億7,283万7,000円、河川災害復旧費3億7,299万7,000円、町営住宅の災害復旧費5億6,489万6,000円、崖地災害復旧費5,692万7,000円、小中学校及び学校給食センターの公立学校施設災害復旧費5億1,979万4,000円などを増額、決算見込みによるものや熊本地震の影響により実施できなかった事業等を減額しています。

次に、特別会計につきましては、議案第4号、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は7,845万1,000円の増額、議案第5号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は1億2,600万円の減額、議案第6号、介護保険特別会計補正予算（第4号）は3,471万6,000円の増額、議案第7号、公共下水道特別会計補正予算（第5号）は4,150万円の減額、議案第8号、農業集落排水事業特別会計（第4号）は60万円の減額となっています。

さらには、議案第9号、水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的収入を1億6,299万4,000円減額、収益的支出を3,480万2,000円減額、また、資本的収入を6億7,842万7,000円減額、資本的支出を2,000万円減額するものです。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。私のほうから、今回提案しております平成28年度補正予算関係7議案について御説明申し上げます。

まず、議案第3号でございます。平成28年度益城町一般会計補正予算書（第7号）でございます。1ページをお開きください。

平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34億4,839万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ410億3,399万8,000円とするとしております。

第2条では、地方債の補正を記載しております。

6ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございます。

1の追加でございます。初めに、起債の目的。小学校施設整備事業債は限度額を7,880万円としております。これは、津森小学校トイレ改修、飯野小学校トイレ改修及広安西小学校エレベーター設置工事に係るもので、配分基礎額に対する補助率3分の1の補助裏、及び設計費の100%を限度額としております。次の、自治公民館災害復旧事業債は、限度額を2,690万円としております。これは、自治会が認可地縁団体になった場合に借り入れ可能となるものでございます。起債の方法、利率償還の方法につきましては、ここに記載しているとおりでございます。

次に2の廃止でございます。最初の緊急防災・減災事業債は、積載車2台が震災により購入で

きなかったことに伴う廃止でございます。潮井自然公園整備事業債は、地震による事業中止に伴う廃止でございます。都市防災総合推進事業債は、予定していた事業が起債対象外となったことに伴う廃止でございます。津森小トイレ改修事業債は、小学校施設整備事業債への組み替えに伴う廃止でございます。益城中学校舎改修事業債は、これは震災によりまして、予定していた校舎改修ができなかったことによる廃止でございます。

次に7ページでございます。

3の変更でございます。いずれも限度額の変更でございます。起債の方法、利率償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

まず起債の目的。地方創生拠点整備交付金事業債1,340万円の減額で、交付金決定に伴うものでございます。次の災害援護資金貸付債は4億円の減額で、災害援護資金貸付の申請が予想よりも少なかったことによる減額補正でございます。放課後児童クラブ建設事業債は80万円の増額で、補助率変更等に伴うものでございます。基幹水利ストックマネジメント事業債は2,980万円の増額で、事業費の変更に伴うものでございます。農業農村整備推進交付金事業債は3,300万円の減額で、今年度事業が平成29年度へ先送りになることに伴うものでございます。消防施設災害復旧事業債は510万円の増額で、熊本市への常備消防事務委託分の決定に伴うものでございます。憩の家災害復旧事業債は40万円の増額で、事業費の変更に伴うものでございます。

8ページでございます。

町営住宅災害復旧事業債は1億3,850万円の増額で、事業費変更に伴うものでございます。道路等災害復旧事業債は9億4,880万円の減額で、事業費変更及び補助率かさ上げに伴うものでございます。公立学校施設災害復旧事業債は1億7,720万円の減額で、事業費変更に伴うものでございます。崖地災害復旧事業債は5,990万円の減額で、事業費変更に伴うものでございます。学校給食センター災害復旧事業債は2億5,550万円の増額で、事業費の変更に伴うものでございます。災害廃棄物処理事業債は19億610万円の増額で、事業費の変更に伴うものでございます。歳入欠かん債は3億6,640万円の減額で、固定資産税の減収が予想より少なかったことによる減額補正でございます。

次に、11ページをお開きください。11ページからが歳入となっております。

まず、1款1項町民税でございます。これは、個人の所得割減免及び法人税割の減収に伴う減額補正でございます。

2項の固定資産税は、固定資産税の減収が予想より小さかったことに伴う増額補正でございます。

12ページになります。

3項軽自動車税及び4項町たばこ税は、平成28年度の決算見込みによります増額及び減額の計上でございます。

6款地方消費税交付金も、平成28年度の決算見込みによります増額の現状でございます。

13ページの12款地方交付税は、震災に伴う中長期派遣職員人件費負担分等の特別交付税の増額補正でございます。

14款の分担金及び負担金は、2項1目の一時預かり事業保育料等の決算見込みに伴う減額補正でございます。

15款の使用料及び手数料も、決算見込みに伴う減額補正でございます。

16款国庫支出金につきましては、項目ごとに御説明したいと思います。

まず、1項1目の民生費国庫負担金、1節の社会福祉費負担金の災害弔慰金国庫負担金は、県支出金へ組み替えのための減額となっております。3節の児童福祉費負担金は、児童手当等の決算見込みに伴う補正でございます。

14ページでございます。

4目の災害復旧費国庫負担金の2節土木施設災害復旧費負担金は、道路橋梁及び河川の災害復旧に係るものでございます。4節の文教施設災害復旧費負担金も、各小中学校及び学校給食センターの災害復旧に係るものでございます。

2項の国庫補助金の1目総務費国庫補助金、1節の地方創生拠点整備交付金は、交付金対象事業費の決定に伴うものでございます。

2目の民生費国庫補助金、3節の児童福祉費補助金の子ども・子育て支援整備交付金は、補助率変更等によるものでございます。

15ページでございます。

3目衛生費国庫補助金、2節の災害廃棄物処理補助金は、事業費の2分の1が国の補助となっております。

5目の農林水産業費国庫補助金、1節の農業費補助金は、震災復興緊急対策経営体育成支援補助金を県支出金へ組み替えのための減額となっております。

7目の土木費国庫補助金、2節都市計画費補助金は、社会資本整備総合交付金で、災害、震災による事業中止に伴う分、及び、定住促進事業の発生に伴うものでございます。9節の教育費国庫補助金、1節の小学校費補助金の就学援助費補助金は、被災児童に伴うもので、3分の2の補助となっております。次の、学校施設環境改善交付金事業は、補助対象配分基礎額の3分の1補助で、飯野小及び津森小のトイレ改修工事並びに広安西小学校のエレベーター設置工事に係るものでございます。2節の中学校費補助金の就学援助費補助金も、小学校同様、中学校の被災生徒に伴うものでございます。5節の学校給食費補助金は、補助対象配分基礎額2分の1の補助で、学校給食センターの1期工事に係る分でございます。

10目の災害復旧費補助金、2節の土木施設災害復旧費補助金の施設公営住宅等災害復旧事業補助金は、事業費の4分の3補助でございます。

次に、16ページでございます。

3項の国庫委託金、2目の民生費委託金の2節児童福祉費委託金は、特別児童扶養手当事務費交付金の決算見込みによる計上でございます。

17款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金の災害弔慰金県負担金は、国庫負担金からの組み替えに伴う計上でございます。3節の児童福祉費負担金は、児童手当等の決算見込みによるものでございます。

17ページの2項県補助金1目総務費県補助金でございます。1節の地方バス運行等特別対策補助金は、熊本県生活交通維持活性化総合交付金分の計上でございます。熊本地震復興基金交付金は、農家自力復興事業、放課後児童クラブ利用者支援事業及び認可外保育施設利用者支援事業の実績見込みに係る計上でございます。2節の民生費県負担金は、1節の応急仮設住宅の維持管理補助金の増額、及び、3節の子ども・子育て交付金等の決算見込みによる減額の計上でございます。

3目の衛生費県負担金も、1節の乳幼児医療費補助金等の決算見込みによる計上でございます。

5目の農林水産業費県補助金は、1節の災害復興緊急対策経営体育成支援事業県補助金が国庫補助からの組み替えによる計上となっております。

7目土木費県補助金は、地籍調査事業の震災による休止に伴う減額補正でございます。

9目の教育費県補助金は、放課後子ども教室一体型推進設備整備事業に伴う補助金の計上でございます。

18ページでございます。10目災害復旧費県補助金は、災害関連地域防災崖崩れ対策事業で、国の補助率2分の1、県の補助率4分の1を合わせた4分の3の計上となっております。

3項県委託金1目総務費委託金の2節の県民税徴収委託金は、町県民税の収納減に伴う減額補正でございます。4節の選挙費委託金は、参議院議員選挙執行委託金に係るものでございます。

18款財産収入1項1目財産貸付金は、地区公民館貸付料の震災に伴う減額補正でございます。

19ページに入りまして、2項1目不動産売払収入は、里道・水路に係る分の計上でございます。

2目の物品売払収入は、当初予算の計上時には消費税増税が予定されており、増税前のごみ袋購入の増を見込んでいたことによる減額補正となっております。

19款の寄附金、1項1目の一般寄附金は、一般寄附金及びふるさと納税ともに、前回の6号補正で計上した分以降で、2月13日までの収納済分の計上となっております。

2目の民生費寄附金は、仮設住宅運営関係及び子育て関係に係る分の計上でございます。

6目教育費寄附金は、それぞれ説明欄にあります関係機関への寄附分の計上でございます。

20ページでございます。20款繰入金は、歳入歳出の調定額としての各基金繰入金の減額分の計上でございます。22款の諸収入の1項は、延滞金の収納実績に伴う減額補正でございます。

21ページの4項は、住宅新築支援等貸付金に係る分の計上でございます。

5項雑入も、それぞれ説明欄にあります事項に係る減額または増額の計上でございます。22ページでございます。23節の町債は、先ほど第2項の地方債のところの説明したとおりでございます。

24ページからが歳出でございます。

今回の補正は、決算見込みによるもの、及び震災によりできなかった事業、または中止した事業が主なものとなっております。その分を中心に御説明したいと思います。

2款1項1目の一般管理費は、9節旅費が嘱託員の研修未実施に伴うものでございます。25ページの19節ですが、結婚対策協議会の事業縮小に伴うものでございます。

2目の財産管理費は、13節の庁舎1階フロア改修業務等の未実施に伴う計上でございます。

4目の企画費13節震災による行政評価システム中止に伴うものでございます。19節のバス運行等特別対策補助金は、震災によるバス路線の中断、及び利用者減に伴う計上でございます。

26ページです。

5目の交通安全対策費、それから6目の防災費、7目諸費及び9目住民相談費も、震災に伴う不用額の計上でございます。

27ページの10目男女共同参画センター運営費は、主催講座の中止、及び28ページになりますが、15節のところで、駐車場補修工事の未実施に伴う計上でございます。

29ページの2項町税費も各目ともに決算見込みによる計上でございます。

次が、30ページの3項1目戸籍住民基本台帳費は、13節委託料で、各システムとも今後のシステム改修時に変動するための計上となっております。

31ページですが、4項選挙費は、参議院議員選挙に係るものでございます。

32ページの3款民生費2項社会福祉費1目社会福祉総務費の33ページの13節が主なものでございます。震災による未実施によるものでございます。

4目の老人福祉費の8節の敬老祝い金は確定によるものでございます。13節は、震災による未実施に伴うものでございます。次、34ページの19節でございます。こちらも確定によるものでございます。20節及び28節は、決算見込みによるものでございます。

35ページ、2項児童福祉費の1目児童福祉総務費も震災に伴うもの、及び決算見込みによる計上でございます。次、36ページの19節の説明欄でございます。36ページの19節の説明欄に三つあります下の二つの部分でございますが、認可外保育施設利用者支援事業補助金及び放課後児童健全育成事業補助金は、熊本地震交付金事業でございます。

2目の児童措置費、及び3目児童福祉施設の決算見込みによるものでございます。

37ページでございます。

3項災害救助費1目災害救助費の19節です。災害ボランティアセンターは、1月から3月までの3カ月分の計上でございます。21節は災害援護資金の申請が見込みより少なかったことによる計上となっております。

2目の仮設住宅運営費は、財源組み替えでございます。

38ページの4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費も、地震により事業ができなかった分、及び人件費等の計上でございます。

39ページ、2目の予防費も、地震により事業ができなかった分、及び予防接種者が予定より少なかったことに伴う計上でございます。

40ページでございます。3目の環境衛生費は決算見込みによる計上でございます。

5目の健康増進事業も、地震により事業ができなかった分、及び検診受診者が予定より少なかったことに伴う計上となっております。

41ページの8目保健福祉センター運営費も、地震により健康づくり分が利用できなかったことに伴う計上となっております。

42ページの2項清掃費1目の塵芥処理費も、決算見込みによる計上でございますが、19節の損

壊家屋等解体復旧費償還補助金は、自主解体に係る分の計上でございます。

43ページでございます。6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費の9節旅費は、農業委員会分の未実施に伴う計上でございます。

2目の農業総務費は民生費に係るものでございます。

3目の農業振興費も決算見込みによる計上でございます。

5目農地費も決算見込みによるものでございます。44ページでございます。19節の農業農村整備推進交付金事業は、平成29年度に実施するものでございます。

11目の農業集落排水事業費も決算見込みによる計上でございます。

45ページに入りまして、林業費の2目林道維持費、及び6目町有林管理費も決算見込みによるものでございます。

次、7款商工費1項商工費2目の商工業振興費も、震災による事業の実施に伴うものでございますが、14節はテクノ団地の仮設店舗助成金の確定に伴う計上でございます。

46ページの3目観光費及び4目の企業誘致推進費も、震災による事業の実施に伴う計上でございます。

次に、8款土木費1項土木管理費1目の土木管理費は、人件費に係る計上でございます。

2目の地籍調査事業費は、震災による事業休止に伴う計上でございます。

48ページの2項道路橋梁費は、1目の道路維持費からずっと2目、3目、5目、6目の社会資本整備総合交付金事業まで、各目災害復旧工事の実施に伴う当初計画の未実施によるものでございますが、2目の19節の部分ですが、県道小池竜田線及び19節の県道整備事業負担金は、県道小池竜田線及び熊本高森線に係る整備費の計上となっております。

49ページの6項都市計画費1目都市計画総務費も決算見込みによる計上でございますが、13節の建築物耐震改修促進計画改正業務は、次年度に実施するものでございます。

50ページでございます。

3目の下排水路整備費も、災害復旧工事の実施に伴う当初計画の未実施によるものでございます。

5目公園費は、震災に伴う事業中止による計上でございます。

5項住宅費、1目の住宅管理費も、震災に伴う事業事業の未実施によるものでございます。

51ページの9款消防費1項消防費、1目の非常備消防費も、震災による事業縮小等による計上でございます。

2目の消防施設費は決算見込みによる計上でございますが、52ページになります。52ページの19節の消防施設整備費補助金は、復興基金対応による減額補正でございます。

3目水道費も、決算見込みによる計上でございます。

次に、10款教育費1項教育総務費2目の事務局費も人件費及び震災による未実施による不用額の計上でございます。

54ページでございます。

2項の小学校費、1目学校管理費も決算見込みによる不用額の計上でございますが、13節及び

15節は、飯野小及び津森小のトイレ改修工事、並びに広安西小のエレベーター設置工事に係る計上でございます。

55ページの2目の教育振興費の20節は、被災児童に係る要・準要保護についての計上でございます。

3項中学校費1目学校管理費も、震災に伴う事業未実施によるものでございます。

56ページの2目教育振興費の20節は、小学校同様、被災生徒に係る要・準要保護援助費の計上でございます。

5項の1目の幼稚園費も、決算見込みに伴う計上でございます。

57ページの6項社会教育費です。1目社会教育総務費も決算見込みに伴う計上でございますが、18節の備品購入費は、放課後子ども教室及び児童クラブ一体型に係る設備整備費の計上でございます。

次、58ページです。

2目の公民館費は、震災による講座未実施等に伴う計上でございます。

3目の文化会館運営費は、財源組み替えでございます。

4目集会場運営費も、決算見込みによる計上でございます。

5目四賢婦人記念館運営費は、交付金申請時算定額による計上でございます。

59ページの9目交流情報センター運営費も、決算見込みによる計上でございます。

7項保健体育費の1目保健体育総務費も、震災に伴う事業未実施によるものでございます。

60ページの2目体育施設費の13節は、震災に伴う指定管理料の減額によるものでございます。

61ページの3目学校給食費の18節の調理用機械事務費は、熊本市への調理委託に伴う備品整備で、19節に組み替えるものでございます。また、公用車購入費は、寄附金による軽自動車バン1台分の計上でございます。

62ページの11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費でございます。1目の農業用施設災害復旧費の19節は、説明欄の各災害復旧事業に係る負担金の計上でございます。

2目の農地災害復旧費は、復興基金事業で平成29年度に実施するものでございます。

3目の林業施設災害復旧費は、飯田林道増分の計上でございます。

63ページの2項土木施設災害復旧費の1項道路橋梁災害復旧費から、5目、2目、1目、2目、4目、5目崖地災害復旧費までは、それぞれ災害査定を受けての増額に伴う計上となっております。

64ページの3項1目民生費災害復旧費は、財源組み替えでございます。

4項の文教施設災害復旧費の1目公立学校施設災害復旧費の13節の小中学校設計等業務委託料及び学校給食センター設計等業務委託料は、15節の工事請負費も含め、災害査定に伴う決算見込みの計上でございます。かわりまして、14節は益城中の仮設校舎リース料の計上でございます。

2目の社会教育施設災害復旧費は、財源組み替えでございます。

12款の公債費は、起債償還の元金及び利子分の計上となっております。

66ページの予備費につきましては、歳入歳出の調整額が計上となっております。

以上で一般会計の説明を終わります。

次に、議案第4号、平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算書（第4号）でございます。

こちらも1ページをお開きください。

平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,845万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3,379万2,000円とするとしております。

では、6ページをお開きください。

歳入でございます。

5款1項国庫負担金の2目高額医療費共同事業負担金でございます。これは、高額医療共同事業国庫負担金の確定による補正でございます。

3目も、特定健康診査等国庫負担金の確定による補正でございます。

2項国庫補助金の2目財政調整交付金は、震災による国保税及び一部負担金の減免に伴う追加交付金等に伴う補正でございます。

7目の災害臨時特例補助金は、補助金の減額交付によるものでございますが、減額分は特別調整交付金で対応するものでございます。

6款1項1目療養給付費等交付金も、交付金の確定によるものでございます。

8款1項県負担金の1目高額医療費共同事業県負担金、及び2目の特定健康診査等県負担金も、負担金の確定によるものでございます。

10款1項共同事業交付金の1目及び2目も交付金の確定によるものでございます。

13款繰入金も、財政安定化支援料算定額の確定によるものでございます。

8ページからが歳出でございます。

2款保険給付費1項療養諸費の1目は、一般被保険者療養給付費が見込みより増加したための増額補正でございます。

2目は、退職被保険者療養給付費が見込みより減少したための減額補正でございます。

3目は、一般被保険者一部負担金還付金が見込みより減少したための減額補正でございます。

2項高額療養費の1目は、一般被保険者高額療養費が見込みより減少したための減額補正でございます。

2目は、退職被保険者高額療養費が見込みより減少したための減額でございます。

7款1項共同事業拠出金の1目は、高額医療費共同事業拠出金の確定による増加補正でございます。

4目は、保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴う減額補正でございます。

8款1項1目の特定健康診査等事業費は、財源組み替えでございます。

12款の予備費は、歳入歳出の調整額としての計上でございます。

以上が国民健康保険特別会計でございます。

次に、議案第5号、平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第3号）ござい

ます。

こちらも1ページをお開きください。

平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,430万2,000円とするとしております。

こちらも6ページをお願いします。

歳入でございます。

1款1項の後期高齢者医療保険料でございます。1目特別徴収保険料及び2目の普通徴収保険料ともに、震災による保険料減免等に伴う補正でございます。

7ページが歳出でございます。

2款1項後期高齢者広域連合納付金の19節でございます。これは、減免等による保険料減額分の減額補正でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

次に、議案第6号、平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算書（第4号）でございます。

1ページをお開きください。

平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,471万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,674万2,000円とするとしております。

こちらも6ページからが歳入でございます。

1款1項の介護保険料ですが、これは震災による減免に伴う減額補正でございます。

4款国庫支出金1項1目の介護給付費負担金は、交付額の変更に伴う減額補正でございます。

2項の1目調整交付金は、熊本地震対応分の特別調整交付金の計上でございます。

4目国庫補助金は、災害臨時特例補助金の計上でございます。

5款支払基金交付金1項1目の介護給付費交付金は、交付額の変更に伴う減額補正でございます。

6款県支出金1項1目の介護給付費負担金も、交付額の変更に伴う減額補正でございます。

8款1項2目利子及び配当金は、基金の預金利子に伴うものでございます。

10款1項の一般会計繰入金の1目及び4目ともに一般会計からの繰入金で、介護給付費及び事務費に係るものでございます。

2項1目の介護給付費準備基金繰入金は、保険料減免等による財源不足に伴う繰り入れですが、交付金等が交付されるまでの一時繰り入れ分の計上でございます。

9ページからが歳出でございます。

1款総務費の1項総務管理費及び2項徴収費ともに決算見込みによる計上でございます。

2款保険給付費の1項介護サービス等諸費の1目居宅介護サービス給付費から、次のページの9目の居宅介護サービス計画給付費まで、19節の決算見込みによる計上となっております。

2項の1目の介護予防サービス給付費も、19節の決算見込みによる計上でございます。

5目介護予防福祉用具購入費は、財源組み替えでございます。

6目及び7目も、19節の決算見込みによる計上となっております。

3項1目の審査支払手数料は、12節の請求書審査支払手数料の決算見込みによる計上でございます。

4項の1目高額介護サービス費は、19節の決算見込みによる計上となっております。

2目の高額介護予防サービス費は、財源組み替えでございます。

5項の1目高額医療合算介護サービス費も、19節の決算見込みによる計上でございます。

2目の高額医療合算介護予防サービス費は、財源組み替えでございます。

7項の1目特定入所者介護サービス費も、19節の決算見込みによる計上でございます。

3目特定入所者介護予防サービス費は、財源組み替えでございます。

5款1項の1目二次予防事業費は、11節、13節ともに地震による事業中止に伴うものでございます。

2目の一次予防事業費も、地震による事業中止に伴うものでございます。

2項の1目包括的支援事業費も、地震による事業中止に伴うものでございます。

2目任意事業費は、利用者減に伴うものでございます。

7款は、介護給付費準備基金の積み立て額決定に伴うものでございます。

10款予備費は、歳入歳出の調整額としての計上でございます。

以上で介護保険特別会計の説明を終わります。

次に、議案第7号、平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第5号）でございます。

こちら1ページをお開きください。

平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ35億5,466万4,000円とするとしております。

こちらの6ページをお開きください。

歳入でございます。

2款分担金及び負担金1項1目負担金でございます。これは、受益者負担金前年度分の地震による減額補正でございます。

5款繰入金は、一般会計からの繰入金の減額補正でございます。

7ページからが歳出です。

1款事業費1項の1目公共下水道費は、3節の人件費、11節の庁用車燃料代及び27節の消費税額確定に伴う補正でございます。

2目の施設費は、19節は区域外住民負担金の確定による補正でございます。

2款の公債費は、地方債償還の元金及び利子に係る補正でございます。

3目予備費は、歳入歳出の調整額としての計上でございます。

4款災害復旧費1項1目その他公共施設・公用施設災害復旧費の3節は、人件費の減額補正でございます。11節は、管路調査用図面代等の減額補正でございます。13節は、メンテナンス職員

委託料に係る時間外勤務費の増額補正でございます。19節は、災害復旧支援自治体負担金の減額補正でございます。

以上で、公共下水道特別会計の説明を終わります。

次に、議案第8号、平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

こちら1ページでございます。

平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,125万2,000円とするとしております。

こちら6ページが歳入でございます。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金でございます。これは一般会計からの繰入金の減額を行うものでございます。

7ページが歳出でございます。

1款事業費1項の1目農業集落排水事業費は、消費税額確定によるものでございます。

2目布設費は、人件費に係るものでございます。

3款予備費は、歳入歳出の調整額としての計上となっております。

以上で、農業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

最後に、議案第9号でございます。平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

1ページをお開きください。

総則第1条、平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。第2条、収益的収入及び支出でございます。平成28年度益城町水道事業会計予算（以下、予算という）第3条に定めた収益的収入及び支出額の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入額が収益的支出額に対して不足する額、1億2,819万2,000円は、当過年度損益勘定留保資金1億2,819万2,000円で補填するものとする。

次に収入でございます。11款益城町水道事業収益、補正予定額、減額の1億6,299万4,000円。

次に支出の分でございます。21款益城町水道事業費用、補正予定額、減額の3,480万2,000円とするものです。

2ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億8,592万3,000円を9億4,435万円に、当過年度損益勘定留保資金2億8,592万3,000円を2億9,952万7,000円に改め、資本的収入及び支出額の予定額を次のとおり補正する。ただし、不足する額9億4,435万円のうち、6億4,482万3,000円は平成29年度の資本的収入に計上しております。

次に収入の表でございます。31款益城町水道事業資本的収入、補正予定額、減額の6億7,842

万7,000円。

次が支出の表です。41款益城町水道事業資本的支出、補正予定額、減額の2,000万円とするものです。

3ページでございます。

第4条、地方債の補正でございます。2億2,410万円を減額し、限度額を3億1,610万円にするもので、起債の目的は水道整備事業債で、災害復旧等に充てるものでございます。限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては掲載のとおりでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用できない経費としまして、第4条、予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。職員給与費減額953万3,000円とするものでございます。

次に、10ページをお開きください。

平成28年度補正予算実施計画明細書でございます。収益的収入及び支出の補正表でございます。

11款益城町水道事業収益1項営業収益1目給水収益1節水道利用金、減額の1億円。これは、4月に発生しました熊本地震による断水、水の濁り等により、約2カ月間の水道料金をいただいております。また、その後の水道利用料も減少し、今回減額するものでございます。

次に、2項営業外収益3目雑収益1節その他雑収益1,000万円。これは、サントリーホールディングス株式会社から給水支援に役立ててほしいと、給水車両購入としての寄附金でございます。

4目消費税還付金1節消費税還付金300万円、熊本地震の影響で支出が増え、水道料金等の収入が減ったことで還付となっております。

3項特別利益4目災害復旧補助金1節水道施設災害復旧補助金は、減額7,599万4,000万円。これは国庫補助金額がおおむね確定したことによる減額でございます。

11ページでございます。

支出でございます。

21款益城町水道事業費用1項営業費用4目総係費1節給料、2節手当、5節法定福利費、103節給与引当金額につきましては、人事異動による減額補正でございます。4節の報酬10万円1名分は、当初計上しておりましたが、熊本地震により電話が殺到し、電話対応事務として雇い入れしましたので、不足分を計上しております。

5目減価償却費41節有形固定資産減価償却費143万1,000円、平成27年度工事関係等で取得した資産が確定したことで、予算額と比較し、不足額を補正するものです。

2項の営業外費用、4目消費税62節消費税、減額300万円。当初では、仮受消費税が多いと見込んでおりましたが、熊本地震の影響で、仮払消費税が増え、水道料金等の収入が減ったことで還付となり、支出を減額するものです。

3項特別損失6目水道施設災害復旧費11節燃料費、23節材料費、31節負担金、34節工事請負費は、事業費委託減による不用額を減額するものです。

12ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございます。31款益城町水道事業資本的収入1項企業債1目企業債1節企業債、減額1億1,000万円。

2目災害復旧事業債1節企業債、減額1億1,410万円。事業がおおむね確定したため、不用額を減額するものです。

4項工事負担金1目工事負担金2節加入分担金、増額の500万円。熊本地震により、地下水の濁りや枯渇等により、町水道への加入が増えたため、増額補正となっております。

6項補助金1目補助金2節の国庫補助金、減額2,620万3,000円。事業がおおむね確定したため減額でございます。3節の県補助金減額372万5,000円。熊本地震により県発注工事が延期となったため減額するものです。

2目の災害復旧補助金、1節国庫補助金、4億2,939万9,000円の減額。繰り越し予算となるための減額するものです。

13ページが支出でございます。

41款益城町水道事業資本的支出1項建設改良費3節改良事業費、16節委託料、減額200万円。これは入札残でございます。34節工事請負費、減額5,300万円。下水道工事に伴う布設代や県発注工事等が熊本地震で延期されたことでの減額となっております。

4目固定資産購入費71節有形固定資産購入費、1,000万円。これは、サントリーホールディングス株式会社から給水車購入費として寄附をされておりますので、2トン車クラスの1台の購入費に充てるものでございます。

5目災害復旧事業費16節委託料、減額500万円は入札残でございます。34節工事請負費3,000万円の増額、水道センター裏の擁壁改修工事及び第9水源地からの導水管布設がえ工事としての計上をしておりますが、国の予算が平成28年度予算で補正予算で計上し、繰り越しするものでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第3号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）」から日程第9、議案第9号「平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第4号）」までの説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。11時20分から再開いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

日程第10 平成29年度施政方針について

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで日程第10、平成29年度施政方針についてを議題とし、これを許します。

西村町長。

○町長（西村博則君） 平成29年第1回益城町議会定例会が開催されるに当たり、今年度の町政並びに予算編成、また、これに関連する議案の説明に先立ちまして、まず私の所信を申し上げ、議員の皆様はもとより、町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年4月14日及び16日に発生しました、観測史上例を見ない二度の震度7の熊本地震は、私たちの町を痛めつけ、かけがえのないという命、安らぎのある暮らし、そして、美しいふるさとの姿を奪いました。ここに改めて、震災によりお亡くなりになられた方々、そして、その御遺族に対しまして、心から哀悼の意をささげますとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

熊本地震から11カ月目を迎えようとしています。この間、国、県をはじめ、各方面より多大なる御支援、御協力をいただくとともに、全国の皆様方からの励ましの言葉、義援金並びに支援物資、慰問など、心温まる御支援をいただき、益城町民を代表して、心から感謝を申し上げます。

私は、発災直後、町民の皆様がなれない避難所生活や車中泊、軒先での生活など、不自由な生活を強いられている中、復旧に向けて懸命に取り組んでおられる姿を見て、必ずこの町は復興すると確信をいたしました。熊本地震により、全町に及ぶ甚大な被害を受けた私たちですが、震災前より活力があり、魅力的で、かつ災害に強い町として復興させていくことが私たちの使命であると決意を新たにしております。

そのような中、本町では町民の皆様の声、思いを大切にしたい、復興に向けた将来のまちづくりの指針となる益城町復興計画を、昨年12月に議会の承認をいただき作成しました。この復興計画では、「住民生活の再建と安定」「災害に強いまちづくりの推進」及び「産業・経済の再生」の三つの基本理念のもと、町の復興将来像として、「住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」を掲げています。

私は、今後も益城に住み続けたいとの町民の皆様への熱い思いに応えるためにも、ふるさと益城の復興とさらなる発展を目指すとともに、私が今年の言葉として選びました「支え」という言葉のとおり、自助・共助・公助の精神のもと、町民一人一人の生活再建を第一に、全力で取り組んでまいります。

それではまず、復興計画に掲げています、復興に向け重点的に取り組む施策である五つの復興に向けたシンボルプロジェクトについて御説明申し上げます。このシンボルプロジェクトは、復興に向けた取り組みを先導し、他の取り組みなどへの波及効果が期待される取り組みです。

その第一は、一人一人の復興プロジェクトであります。被災された町民の皆様への暮らしの再興のため、被災者の皆様への状況を把握し、地域支え合いセンターを中心に、見守りや生活相談の充実などによる、日常生活における支援や自力での自宅再建の支援、災害公営住宅の整備などによる生活再建に向けた支援を既存の補助制度や復興基金などを活用し、的確に実施することにより、被災者一人一人に寄り添い、町民全員の復興を目指します。

第二に、日本の防災・減災をけん引する復興プロジェクトであります。熊本地震の検証を行い、その結果を踏まえ、再び災害が起きたとしても、被害を最小限に抑えることができるよう、災害に強い町に生まれ変わるため、自主防災組織の構築など、全町を挙げた防災意識の向上に向けて取り組んでまいります。また、あらゆる災害に対応できる地域防災計画の見直しや復興のマニュアルの作成、災害に強く、協働のまちづくりの拠点となる庁舎の建設、避難路や公園の整備、災害時相互応援協定の締結など、災害に対する備えの充実を図るとともに、熊本地震の経験、教訓

を風化させず次世代に継承するために、震災記録の整理、震災記念公園の整備や震災遺構の保全などに取り組んでまいります。

第三に、子育て応援復興プロジェクトであります。次世代を担う子どもたちの被災による心の痛みを最小化し、親子ともに幸せを感じながら暮らせる町、すなわち、子育て世代に選ばれる町、そして、復興を図るため、就学援助などの経済的負担の軽減やスクールカウンセラーなどの心のケアによる被災した子育て世帯に対する支援を行います。さらに、被災した保育、学校施設の早期復旧、学校給食センターの早期復旧などによる子育てのための教育環境整備に取り組んでまいります。

第四に、益城ブランド復興プロジェクトであります。今回の震災で益城町は、ある意味、負のイメージで全国的に知れ渡ることになりました。今後は、ピンチをチャンスに変える考えのもと、本町の魅力を積極的に全国に発信し、物産館整備やにぎわいのある商店街の整備などによる本町のブランド力を高め、町への誘客を図るとともに、企業誘致による雇用の創出に取り組めます。

第五に、みんなで“かたる”復興プロジェクトであります。町民が主体となって復旧復興の取り組みを進めるため、行政、大学、民間などと連携したまちづくりに参画する仕組みを構築します。具体的には、地域ごとのまちづくり協議会の設立の支援や、次世代を担う若者がまちづくりに参画できる未来トークの継続的開催、熊本大学が本町に活動を拠点として設置している「ましきラボ」との連携を進めることにより、全町的に活動の輪を広げ、町民の町への誇りと愛着の醸成を目指します。

次に、平成29年度の主要施策についてであります。

本年を復興元年と位置づけ、災害復旧復興事業については最優先に取り組んでまいります。

それでは、ただいまから平成29年度の主要施策につきまして、所信を述べさせていただきます。まず、健康・福祉施策についてでございます。

昨年の熊本地震で、住民の生活環境が著しく変化し、多くの町民の心身の健康に影響が及びました。今後、安心・安全な住環境を早期に整えるための体制づくりを実施します。被災者の皆さんが生き生きとした健やかな生活を取り戻され、また安心して過ごせるよう、関係機関、関係団体などと連携しながら支援を行ってまいります。

昨年10月に益城町地域支え合いセンターをオープンしましたが、それぞれに置かれた状況、事情が違うことを考慮し、一人一人に寄り添ったきめ細かな支援を目指し、各種団体やNPOなどの協力を得ながら、健康相談や各種支援情報などの総合的な相談窓口や見守り活動、生活再建支援、コミュニティづくりの支援などの事業を展開してまいります。それにより、要支援・要介護者の増加を抑え、孤立化を防ぐとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

高齢者福祉の充実につきましては、平成28年4月から地域包括支援センターを東部圏域、西部圏域にそれぞれ設置し、高齢者や家族の困り事などに対応しております。今後、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターを中心に関係機関が持つ課題などを共有し、ともに解決を図るための体制づくりを推進してまいります。

本年4月から新しい介護予防日常生活支援事業を開始し、訪問、通所型サービスをはじめとす

る介護予防事業を拡充してまいります。また、高齢者を地域全体で支えるとともに、高齢者自身が介護予防に取り組むための仕組みづくりを行ってまいります。認知症施策の充実につきましては、医療、介護の関係者で構成する認知症初期集中支援チームによる支援を積極的に行い、認知症の早期発見、早期治療に取り組む支援体制を充実してまいります。

次に、障害者福祉につきましては、障害を持つ人が住みなれた地域で安心して生き生きと暮らせるように、障害福祉サービス、障害児通所支援につきましては、利用者やその家族のニーズに応える適切な給付に努めるとともに、地域の実情にあわせた地域生活支援事業を実施してまいります。

また、町民憩の家につきましては、熊本地震による被害も最低限度の被害で済み、全日本空輸株式会社様の御協力や指定管理者の努力で、被災された方々への生活サポートができたと思っております。これを契機として、今後も施設やサービスの向上を図りながら、利用者の増加に向けて努力してまいります。

子育て支援につきましては、復興計画のシンボルプロジェクトの一つである子育て応援復興プロジェクトや、益城町子ども・子育て支援事業計画「すくすくえがお益城っこプラン」に基づき、安心して子育てができる支援策の推進に努めてまいります。また、保育所の待機児童につきましては、5月に認可保育所1カ所の開設を予定しておりますが、引き続き、今後の保育事情など、状況を見きわめながら、計画的に施設などを整備し、待機児童の解消に努めてまいります。

あわせて、放課後児童健全育成事業や病児・病後児保育事業、一時預かり事業など、仕事と子育ての両立ができる環境を整備するとともに、中学校3年生までの子ども医療費助成をはじめ、つどいの広場事業やひとり親支援なども引き続き進めてまいります。

一方、社会問題となっている児童虐待などにつきましては、要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携強化を図り、迅速な対応と防止に取り組んでまいります。

次に、住民の皆様の健康づくりに向けた取り組みです。生き生きと心身ともに健康で長生きすることは全ての町民の皆様の願いです。しかし、熊本地震により、多くの町民の心身の健康に影響が及んでいます。このような状況の中、益城町復興計画、益城町第2期健康づくり推進計画などに基づき、心と体の健康に関する調査を実施し、要支援者には個別相談、訪問などを踏まえ、きめ細かな支援に取り組んでまいります。

今後も住民の皆様一人一人が自分の健康に関心を持っていただき、生活習慣病の発症と重症化予防のため、ましき健診、特定健診の検査項目の中に喀たん検査を追加し、また、胃がん検診を単独で実施する予定です。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険についてでございます。

まず、国民健康保険事業につきましては、熊本地震により、多くの住民の皆様に影響が及んでおり、医療費の急激な増加を抑えるため、益城町国民健康保険事業計画に基づき、生活習慣病予防対策事業、栄養面を学ぶ栄養講座、身体の運動機能を維持推進する運動教室など、医療費適正化事業に一層取り組んでまいります。

国民健康保険の財政運営につきましては、高齢化の進展や医療技術の高度化、生活習慣病の増

加などに伴う医療費の増加によって、非常に厳しい状況にあります。なお、平成30年度からの国保都道府県化に向けて、ジェネリック医薬品の普及促進、健診の受診による病気の早期発見・早期治療など、積極的に取り組んでまいります。また、熊本地震により被災されました国保の被保険者の負担を軽減するため、保険税の減免や一部負担金の免除について、9月末まで延長して実施してまいります。

後期高齢者医療につきましては、町の役割であります保険料の徴収や各種届け出の窓口対応など、被保険者の目線に立って、分かりやすい手続の御案内に努めてまいります。また、後期高齢者を対象とした健康づくりにつきましては、疾病後早期治療を目的とした人間ドックや高齢者健診、また、歯科口腔健康診査事業を引き続き実施してまいります。さらに、熊本地震により被災された後期高齢者の負担を軽減するため、保険料の減免や一部負担の免除につきまして、9月末まで延長して取り組んでまいります。

介護保険事業につきましては、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる2025年に向けて2カ所の地域包括支援センターと連携し、引き続き地域包括ケアシステムの構築を図りながら、在宅医療と介護の連携、また、介護予防事業や認知症予防事業を推進してまいります。

また、施設や事業所、自宅において利用者が適切なサービスを安心して受けられるよう、社会福祉法人や指定事業所の質の向上を図っていくとともに、地域密着型サービス事業所に対する指導監査につきましても、事業所において適正なサービス提供が行われるように、これらの機能強化を図ります。さらに、熊本地震により被災された高齢者の負担を軽減するため、介護保険料の減免やサービス利用の援助について、9月末まで延長して取り組んでまいります。

次に、生活環境の整備についてでございます。

生活環境の基盤である道路、河川、橋梁は、震災により甚大な被害を受けました。昨年12月末までに国の補助で行う災害復旧に必要な予算の査定事務が完了し、今後、上下水道の災害復旧工事や県河川堤防の災害復旧工事と調整を図りながら工事の発注を行ってまいります。また、国の補助によらない井戸、水路などの災害復旧につきましても、順次工事の発注を行ってまいります。

一定の高さなどの条件に合致した崖崩れ対策事業は、現在、国の事業採択がなされたことから、地質調査等の詳細な現地調査を行っておりますので、設計が完了した箇所から工事の発注を行ってまいります。町道テクノ工業団地線におきましては、平成28年度において狭隘部分の改良工事が完了いたしました。今後は必要に応じ、維持管理作業を行ってまいります。

老朽化の進む橋梁につきましては、昨年引き続き、橋梁長寿命化修繕計画をもとに、適時適切な長寿命化を図ってまいります。平成29年度におきましては、住民の皆様が一日も早く安心して快適に暮らせる住環境づくりのため、災害復旧事業の早期完了を目指してまいります。また、本町が復旧復興するための必要な道路整備など、まちづくりには欠かせないインフラの機能充実に向けた取り組みも行ってまいります。

熊本地震により多くの住家が被害を受け、現在、仮設住宅やみなし仮設住宅に約2,800世帯の方が入居されているなど、不便な生活を強いられています。被災された皆様が安心して暮らせる

ために、住宅再建への支援や災害公営住宅の整備を進めるなど、住まいの確保が最優先であると
考え、次の施策に取り組みます。

被災住宅地の復旧支援としまして、宅地耐震化事業、宅地の壊れた擁壁復旧事業及び大規模盛
土造成滑動崩落防止事業の調査設計業務を進めていきます。

建物耐震化事業としまして、戸建て木造住宅耐震設計、改修事業に対して補助金などによる支
援を行い、さらに熊本県の支援事業としまして、宅地耐震化事業に該当しない被災宅地の2メー
ター以下の擁壁改修につきましては、熊本地震復興基金により支援を実施してまいります。

また、災害公営住宅につきましては、当面300戸を目標に、入居を希望される方の意向も考慮
し、整備に取り組みます。

あわせて、それぞれの地域でも住民の方がまちづくりに参加していただき、生活道路や公
園の整備など、これまで抱えていた課題についての意見を震災からの復興に反映させるため、ま
ちづくり協議会の設立を推進し、協働のまちづくりを目指します。

また、継続的な事業である町営住宅や公園の維持管理につきましては、災害復旧事業と並行し、
進めてまいります。なお、県道高森線の4車線化につきましては、住民の皆様の意見を聞きなが
ら、県と連携して取り組んでまいります。

次に、公共下水道事業につきましては、昨年の熊本地震により、本町の下水道施設も甚大な被
害を受け、早期の復旧が急務となっております。管渠につきましては、町内の約22.4キロメー
ターにおいて被災しており、既に昨年より復旧工事に入っております。今後は、平成29年度中に全
ての災害復旧工事の発注を行い、30年度までに全ての復旧工事が終了できるよう取り組んでまい
ります。

また、特定環境保全公共下水道区域の整備としましては、熊本地震により整備ができなかった
津森処理区の小谷、堂園、上陳地区の環境整備を実施いたします。あわせて、災害公営住宅の建
設予定地の一つである区画整理西地区の整理を予定しております。

次に、浄化センターにつきましては、一部の工事を残し、昨年中に復旧工事をほぼ終了してい
ます。平成29年度は、供用開始後23年が経過した施設の長寿命化計画にのっとり処理場整備を
経済的、効率的な更新を行っていく予定です。

今後は本町の下水道施設の一日も早い復旧を目指すとともに、快適で衛生的な生活環境を守り、
公共用水の水質保全を図るため、着実な事業推進に努めます。

水道事業につきましては、地震で被災した水道施設などの復旧を平成29年度から本格的に進め
てまいります。水道は、日常生活や産業活動に欠くことのできないライフラインの一つとして、
災害に強く、安心・安全な水の供給にさらに努め、今後は適切かつ効率的な事業の運営を図り、
一層の経営改革と基盤強化に取り組んでまいります。

次に、消防・防災対策についてでございます。

昨年の熊本地震を受けて、今後、さらなる防災力の強化が必要となります。したがって、
地域防災力のかなめとなる町消防団員の確保と同時に、被災した消防詰所を復興基金などを活用
し、早急に復旧してまいります。また、機械器具の装備充実、被災した消火栓の復旧などに取り

組んでまいります。

また、熊本地震の検証をもとに、町地域防災計画について抜本的な見直しを行い、災害時行動マニュアルや避難所運営マニュアルなどを整備し、大規模災害にも対応できるような実効性を有した計画を策定します。

さらに、災害に負けない町を目指し、自助・共助・公助による役割分担の明確化や連携を深め、地域での防災力を高め、自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を醸成し、行政、町民一体となって災害の予防、町道の保全、町民の生命、身体及び財産の保護に努めてまいります。

次に、環境対策についてでございます。

近年、ごみ問題や不法投棄、野焼き、また河川の水質環境の悪化など、日常生活に密着した環境問題が顕在化しています。

まず、ごみ問題につきましては、循環型社会の構築を進めており、分別収集の徹底に努めるとともに、資源ごみ回収活動団体への助成や広報活動などにより減量化やリサイクルを進めてまいります。

不法投棄や野焼きなどの不法行為につきましては、県や保健所、警察の連携を強化するとともに、町ホームページなどでの啓発を行い、その防止に努めてまいります。

河川の水質保全につきましては、関係機関と連携し、水質の汚濁防止や監視に努め、地域と一体となり取り組んでまいります。

また、貴重な資源である熊本の地下水を未来に残す取り組みとして、雨水浸透施設などの推進をはじめ、震災の影響で28年度に実施ができなかった冬季湛水事業、冬水田んぼも、企業等との連携により実施していければと考えております。

最後に、災害廃棄物処理事業公費解体についてですが、2月末日時点での申請件数ベースでの進捗状況は64%となっており、おおむね順調に推進しております。当初予定の発災後2カ年での終了予定を3カ月前倒しして、本年12月の終了予定としていますが、さらに前倒しして、少しでも早く終了させ、本町の復旧復興につなげていきたいと考えております。

次に、ごみとし尿などの処理の広域化の検討についてでございます。

一般廃棄物であるごみとし尿などの処理につきましては、本町及び周辺町村で構成されています一部事務組合で行っておりますが、相当年数が経過し、施設の老朽化が顕著になってきております。周辺町村を含めた広域的な視点から協議し、より効率的、効果的な事業展開を図ってまいります。なお、平成29年度は広域一般廃棄物処理施設の候補地につきまして検討を進めていく予定です。

次に証明発行窓口の住民サービス向上についてでございます。

熊本地震により役場庁舎及び戸籍や住民基本台帳ネットワークのシステム機器などが被災したため、約1カ月間窓口開設ができない状態が続きました。窓口でも、証明交付など各種手続きに関して、住民の皆様には大変御迷惑をおかけしました。この教訓を生かし、個人情報保護に最大限配慮しながら、今後さまざまな災害に対応できるよう、ソフト面、ハード面の改正強化に努め

てまいります。

さらに、震災により延期となった本人通知制度に改めて取り組むことにより、住民票や戸籍謄本などの不正請求、不正取得の防止を図ってまいります。あわせて、ライフイベントなどの身近な手続きが可能な限り早く、分かりやすく、ワンストップで済ませることができるよう、住民目線の窓口サービスづくりに努めてまいります。

次に、地方創生の推進についてでございます。

津森地域の活性化を目的とする近代女子教育の発祥の地から発信するウーマンドリーム事業を地方創生先行型事業として展開してまいりましたが、熊本地震により、四賢婦人記念館及び中核的な民家が損壊し、計画の変更を余儀なくされました。今後は、四賢婦人記念館の移転及び震災メモリアル回廊など、震災記録の伝承や防災教育を考慮しながら進めてまいります。

次に、熊本連携中枢都市圏構想の取り組みについてでございます。

熊本連携中枢都市圏構想についてでございますが、具体的な資料としましては、構成する17市町村で策定しました熊本連携中枢都市圏ビジョンに基づき、熊本市との協定により実施してまいります。昨年は、17市町村が一体となり、被害を受けた公共施設や文化財、農業関連施設の復旧に向けた財政支援などを国に要望しました。今後も中枢都市圏の一員として、共通の課題に取り組んでまいります。

次に、商工業の振興についてでございます。

商工業の活性化につきましても、地震で被災された商工業者の事業再建などを目的に国の助成を受け、昨年整備しました仮設商店街の運営支援、そして、県道熊本高森線の4車線化に伴う商業地の再編などに係る沿線住民の方の相談、支援についても進めてまいります。また、中小企業庁による小規模事業者の経営安定のためのセーフティネット制度の活用も積極的に周知広報をするとともに、支援に努めてまいります。さらには、企業誘致と雇用の確保につきましても、復興計画に示しています産業拠点などへの誘致を図りながら、本町に合った企業誘致をさらに推進してまいります。

次に、農業政策についてでございます。

農業関係におきましては、昨年の熊本地震及び豪雨被害により、甚大な被害を受けました。昨年、国の災害査定を受けまして、農地関係79カ所の264工区、農業用施設171カ所につきまして、36億円の災害査定を認めていただきました。また、農家の小屋などの農業用施設や農機具などの修繕、再建などの経営体育成支援事業の補助金申請件数が約500件ございまして、金額にして約35億円でございます。これらを踏まえまして、平成29年度におきましては、国、県、関係機関と十分協議を行い、町の基幹産業でございます農業を復活させるため、一日も早い復旧復興を目指して、災害復旧事業に取り組んでまいります。

農業委員会におきましては、昨年4月に農業委員会法の改正に伴い、農業委員の選出方法の変更により公選制が廃止され、公募推薦により、市町村長が市町村の議会の同意を得て任命する方法に変更になります。また、農地などの利用の最適化の推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設されることとなります。

本町におきましては、現農業委員が本年4月19日までの任期ですので、本議会に農業委員及び推進委員の定数条例を提案しております。今後は農地利用集積や耕作放棄地の発生防止、解消に向けた指導などを積極的に実施しながら、農地の保全、有効利用に取り組みます。

次に、教育関係についてでございます。

平成27年度より新教育委員会制度がスタートし、総合教育会議の設置及び教育大綱の策定が義務づけられました。平成29年度も本町の教育大綱に沿った教育行政を進めてまいります。学校教育におきましては、熊本地震により被害を受けた施設の改修を早急に行い、子どもたちにとって、安全で安心できる教育環境を整えることが最重要課題であると考えます。また、過去の大災害では、被災後1年以上経過した後も恐怖がよみがえったり、新たな不安により心のケアを必要とする事例が報告されており、引き続き子どもの心のケアに努めてまいります。

本町では、小学校の第1学年の学級に補助職員を配置するいきいき益城っ子育成事業、そして、各小中学校に授業補助や生徒指導などを行うための補助職員を配置するドリーム益城っ子事業を行っています。学校や保護者の皆様からは、きめ細かで行き届いた教育につながっていると高い評価をいただいているところであり、平成29年度におきましても、学校などの意見を聞きながら、引き続き実施してまいります。

また、特別支援教育の充実のために、各小学校に配置しております特別支援教育支援員につきましても、平成29年度も引き続き配置するとともに、学校教育に関する専門的事項の指導に当たる指導主事につきましては、平成27年度に常勤の職員として迎え、大きな成果を上げているところです。

さらに、各小中学校におきましては、電子黒板や大型テレビなどを備えつけるとともに、全職員にノートパソコンを備えて、通知表、指導要録などを電子化する校務支援システムを導入しております。このICT教育の充実につきましても、ICT支援員の配置とともに、引き続き取り組んでまいります。

次に、学校給食センターにつきましては、熊本地震により大きな被害を受け、児童生徒に通常の給食の提供ができない状態が続いておりますが、本年4月からは、熊本市への委託により、温かい給食の提供を実施いたします。あわせて、一日も早く学校給食センターを建設し、給食を提供できるよう進めてまいります。

次に、町内五つの小学校の児童数に大きな大きな差が生じている問題につきましては、現在、飯野小学校と津森小学校に導入しています小規模特認校制度の充実を努めてまいります。また、教育に対するニーズの多様化にあわせて、学校間、地域と学校という形で、教育、防犯、防災などでの連携を進める必要があります。

このような状況を踏まえ、教育委員会と学校、家庭、地域などが連携しながら、子どもたちの安全確保や子どもたちが楽しく生き生きとした学校生活を送れる学校、さらには家庭や地域社会に開かれた信頼される学校づくりを目指すコミュニティ・スクール事業の推進に努めてまいります。

次に、生涯学習につきましては、町民が身近な場所で学習できる環境づくりに努めてまいりま

す。核となる中央公民館をはじめ、多くの自治公民館が甚大な被害を受けましたので、災害復旧及び再建を最優先に行ってまいります。また、継続的に行っていました公民館講座は、復旧のため一旦中止し、地域の特性を生かした講座や短期講座などを実施することにより、多様な学習機会の提供に努めます。

あわせて、地域のボランティアが学校を支援する学校支援、子どもの安心安全の居場所確保と、そろばんによる学力充実を図る放課後子ども教室などの事業を通して、益城町の学校、家庭、地域の教育力の向上を目指します。

次に、スポーツ振興につきましては、まず今回の地震で被災した町体育施設の復旧を着実に進めてまいります。また、昨年中止となりましたジョギングフェアなどのイベントの再開を通じて復興への歩みを町内外へアピールするとともに、町民の皆様が健康維持、増進できる環境の整備を図ります。

オープン9年目を迎える交流情報センター「ミナテラス」では、町民の学びをサポートするため、各種イベントやIT学習講座などを充実させ、施設利用者の拡大を図ってまいります。また、熊本地震について、図書館の業務として震災資料を収集し、後世に伝えていく新たな使命を担っていくとともに、学校図書館、保育園、幼稚園への配本事業などを継続的に実施することにより、子どもの読書環境の整備、充実を図ります。

文化財保護につきましては、被災文化財の早期復旧に向けて努力いたします。また、住宅建てかえやインフラ整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に円滑に対応すべく、専門職員の配置を掲げます。被災しました四賢婦人記念館につきましては、地方創生拠点整備交付金事業を活用し、早期復旧を図ります。今後、益城町における観光拠点となるよう整備し、雇用の創出や交流人口の拡大を図れるよう、施設の整備に努めてまいります。

平成27年度より体育施設、文化会館に指定管理者制度を導入しておりますが、この震災により、施設は甚大な被害を受けました。今後の復旧状況を見ながら、住民サービスの回復に努めてまいります。

人は誰でも自分らしく、そして、幸せに生活するという基本的な権利を持っています。この人権が尊重されることは、明るく住みよいまちづくりの基盤です。あらゆる差別を許さない地域づくりのため、さまざまな事業に取り組んでまいります。

次に、庁内組織の見直しについてでございます。

以上申し上げましたこれらの事業を円滑に推進するためには、しっかりとした組織体制を構築する必要があります。そのためには、本議会にも議案として提出しておりますが、本年4月に組織の見直しを予定しております。事業を展開するに当たっては、町職員によるマンパワーが重要な要素となります。当然ながら、震災復旧復興関連部への人員配置を行うこととしておりますが、現在の職員数では限界があります。そのため、他自治体からの中長期的な職員派遣をお願いし、人員確保に努めてまいります。

次に、仮設庁舎及び新庁舎の建設についてでございます。

仮設庁舎につきましては現在建設中でございますが、4月上旬ごろの完成となる見込みで、5

月の連休明けの業務開始に向けて整備を進めてまいります。また、新庁舎につきましては、平成29年度は庁舎の規模や機能などについての基本構想を策定する方針でございます。

終わりとして、平成29年度は復興元年、復興には長く厳しい道のりとなります。しかし、この一、二年が復旧復興への道しるべとなる大切な時期です。そのためには、私は全身全霊をかけ、復旧復興に取り組む所存です。熊本地震により甚大な被害を受けた益城町が復旧復興を遂げることは、全国の先進事例となるとともに、今まで御支援いただいた多くの方々への恩返しとなります。そのためには、町民、議会、行政が一緒になって知恵を出し、取り組むことが、この難局を克服でき、復興の実現につながると確信をしております。

最後に、あすの益城町のため、議員各位及び町民の皆様の御協力をお願い申し上げ、平成29年度の施政方針といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 日程第10、平成29年の施政方針が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時30分

日程第11 議案第10号 平成29年度益城町一般会計予算

日程第12 議案第11号 平成29年度益城町国民健康保険特別会計予算

日程第13 議案第12号 平成29年度益城町後期高齢者医療特別会計予算

日程第14 議案第13号 平成29年度益城町介護保険特別会計予算

日程第15 議案第14号 平成29年度益城町公共下水道特別会計予算

日程第16 議案第15号 平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計予算

日程第17 議案第16号 平成29年度益城町水道事業会計予算

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第11、議案第10号「平成29年度益城町一般会計予算」から日程第17、議案第16号「平成29年度益城町水道事業会計予算」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） それでは、議案第10号から御説明をいたします。

平成29年度予算は、施政方針及び平成29年度予算編成要領に基づき予算編成に当たっています。

まず、議案第10号、益城町一般会計予算の規模は392億8,034万6,000円で、前年度当初予算に比べ281億5,580万9,000円、率にして251.8%の増で、熊本地震の影響により、例年の4倍程度の規模になっております。

債務では、町税が災害により資産について損害を受けた場合、所得控除を受けることができる雑損控除などにより7億8,892万5,000円の減少により、23.4%の減。地方消費税交付金が収入実績から1億円の増加により、20.0%の増。地方交付税は、被災者向け経営体育成支援事業や中期派遣職員に対する特別交付税の増加に伴い、11億8,036万9,000円の増加で、53.7%増。国庫支

出金は、公共施設の災害復旧費国庫負担金、公費解体等の災害廃棄物処理事業国庫補助金、災害公営住宅整備の社会資本整備総合交付金、宅地の耐震化を図る宅地耐震化推進事業補助金などで、136億3,558万9,000円の増加により、858.4%の増。詳細は、災害公営住宅整備事業債、役場庁舎解体に伴う災害復旧事業債、益城中学校災害復旧のための公立学校施設災害復旧事業債、学校給食センター災害復旧事業債などにより100億1,130万円の増加で、1353.8%の増となっています。

自主財源は14.1%で、主なものは町税が25億8,432万9,000円、繰入金が22億2,700万円、分担金及び交付金が1億5,968万4,000円、繰越金が3億円となっています。一方、依存財源は85.9%を占め、主なものでは、地方交付税が33億8,036万9,000円、国県支出金が187億8,137万6,000円、町債が107億5,080万円となっています。熊本地震からの復旧復興事業の財源となる国県支出金及び町債が増えているため、依存財源の占める割合が大きくなっています。

歳出では、民生費が、災害時救助に係る中長期派遣職員人件費、仮設住宅運営費、臨時福祉給付金などにより前年比11億6,199万7,000円、率にして26.1%の増。衛生費が、公費解体に伴う災害廃棄物処理事業費などにより前年比102億8,031万2,000円、率にして944.4%の増。農林水産業費が、農業用倉庫の再建事業で被災農業者向け経営体支援育成事業補助金などにより前年比8億1,735万7,000円、率にして187.1%の増。土木費は、都市防災総合推進事業、益城中央地区土地区画整理事業、計画設計事業、災害公営住宅整備事業などにより前年比13億6,527万7,000円、率にして116.6%の増。災害復旧費は、農業用施設の災害復旧費、道路橋梁災害復旧費、総合体育館関係の公園災害復旧費、宅地災害復旧費、益城中関係の公立学校施設災害復旧費、役場庁舎解体経費を予算計上しています。

平成29年度予算は例年の約4倍となっておりますが、公費解体に伴う災害廃棄物処理事業費が約102億円、公共施設等災害復旧費が約142億円で、予算を増加された主なものになっております。また、例年実施しています経常的な事業や復興に向けた事業も予算計上をし、提案をさせていただいています。

次に、特別会計につきましては、議案第11号、国民健康保険特別会計予算は、総額を45億8302万3,000円。議案第12号、後期高齢者医療特別会計予算は、総額を3億7,862万5,000円。議案第13号、介護保険特別会計予算は、総額を30億1,719万6,000円。議案第14号、公共下水道特別会計予算は、総額を33億2,018万5,000円。議案第15号、農業集落排水事業特別会計予算は、総額を8,920万1,000円。議案第16号、水道事業会計予算の収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益を5億1,295万8,000円、水道事業費用を4億9,466万5,000円。また、資本的収入及び支出の資本的収入を7億6,371万4,000円、資本的支出を3億1,527万2,000円とするものでございます。

それでは、平成29年度の会計ごとの当初予算につきまして、予算書により企画財政課長より説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。平成29年度当初予算関係議案10号から議案第16号まで御説明申し上げます。

まず、議案第10号、平成29年度益城町一般会計予算でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度益城町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ392億8,034万6,000円と定める。第2条では債務負担行為を、第3条では地方債を、第4条では一時借入金の最高額を20億円と定めております。また、第5条では歳出予算の流用について定めているところでございます。

7ページをお開きください。第2表の債務負担行為でございます。

事項としまして、定住促進補助金交付事業でございます。期間を平成30年度から平成32年度まで、限度額を1,200万円を計上しているところでございます。

8ページをお開きください。第3表の地方債でございます。

まず、起債の目的、臨時財政対策債でございますが、平成28年度の発行可能額と国の動向を参考にし、4億5,000万円を計上しております。

次の緊急防災・減災事業債は、小型ポンプ1台、消防積載車2台の購入に係るもの並びに消火栓負担金及び熊本市事務付託に係るもので、100%の限度額の計上でございます。

基幹水利ストックマネジメント事業債は、井寺排水機場改修に充てるもので、町負担分の充当率が90%、受益者分の充当率が75%となっております。

特定農業用管水路等特別対策事業債は、飯野中部地区に係るもので、充当率は90%となっております。農業農村整備促進交付金事業債の土地改良区事業に充てるためのもので、充当率90%を限度額として計上しております。

県道整備事業債は、県道小池竜田線の県営事業負担金に充てるためのもので、充当率90%を限度額として計上しております。

都市防災総合推進事業債は、市街化調整区域及び市街化区域縁辺部のまちづくり計画等に係る事業に充てるためのもので、補助裏の充当率90%を限度額として計上しております。

災害公営住宅建設事業債は、災害公営住宅に係る委託料、用地代及び保証金に充てるためのもので、充当率100%を限度額として計上しております。

役場庁舎災害復旧事業債は、役場庁舎、議会棟、それから社協事務所の解体費に充てるためのもので、充当率100%を限度額として計上し、47.5から85.5の交付税措置があるものでございます。

交通安全施設等災害復旧事業債は、道路反射鏡及び防犯灯の修繕費に充てるもので、充当率100%を限度額として計上しております。

消防施設災害復旧事業債は、防災行政無線の仮設庁舎への移設費及び消防団詰め所の改修等に充てるためのもので、充当率100%を限度額としております。

9ページになります。益城西原消防署災害復旧事業債は、訓練棟及び庁舎改修設計費に充てるためのもので、充当率100%を限度額としております。

保育所災害復旧事業債は、第五保育所の用地代に充てるためのもので、単独災害分が充当率100%を、その他が充当率80%を、設計分が充当率100%を限度額として計上しております。

農林水産業施設災害復旧事業債は、農道、用排水路等の災害復旧事業に充てるためのもので、

補助事業分は補助金90%の補助裏に対して充当率80%を、単独事業分に対しましては充当率65%を限度額として計上しております。

道路等災害復旧事業債は、道路橋梁及び河川の災害復旧事業に充てるためのもので、補助事業分は補助金90%の補助裏に対して充当率90%を、単独事業分に対しては充当率100%を限度額として計上しております。

崖地災害復旧事業債につきましても、補助率4分の3の補助裏に対して充当率90%を、単独事業に対しましては100%を限度額として計上しております。

公園災害復旧事業債は、総合運動公園内の総合体育館災害復旧事業に充てるためのもので、補助金90%の補助裏に対して充当率90%を、単独事業に対しては充当率100%を限度額として計上しております。

宅地耐震化推進事業債は、大規模盛土及び宅地液状化の災害復旧事業に充てるためのもので、補助率2分の1の補助裏に対して充当率90%を限度額として計上しております。

公立学校施設災害復旧事業債は、益城中学校の災害復旧事業に充てるもので、補助対象事業に対する補助起債が補助率10分の9の補助裏に対して充当率90%を、補助対象事業外に対する単独起債は充当率100%を限度額として計上しております。

学校給食センター災害復旧事業債も、補助対象事業に対する起債が補助率2分の1の補助裏に対して充当率90%を、単独事業及び緊急防災・減災事業に対する起債が充当率100%を、継ぎ足し単独事業に対する起債が充当率75%を限度額として計上しております。

公立社会体育施設災害復旧事業債は、陸上競技場の写真判定装置購入費に充てるためのもので、充当率100%を限度額として計上しております。

地区公民館災害復旧事業債は、ふるさとづくり施設整備費補助金事業に充てるためのもので、充当率90%を限度額として計上しております。

災害廃棄物処理事業債は、補助率2分の1の補助裏に対して充当率100%を限度額として計上しております。交付税措置が95%あるものでございます。

歳入欠かん債は、固定資産税の減収分に係るもので100%の限度額の計上でございます。

起債の方法、利率、償還方法につきましては記載しているとおりでございます。

次に12ページでございます。12ページからが歳入でございます。

1款の町税です。町税につきましては、町税全体で前年比7億8,892万5,000円の減となっております。

税目ごとに申し上げますと、まず、1項町民税でございますが、税申告において震災等による家財車両等の雑損控除が見込まれますことから、前年比6億9,861万3,000円減の8億1,620万3,000円で計上しております。

次に、2項固定資産税は、地震被害に伴う損耗減点補正等により、前年比9,540万1,000円減の14億7,519万1,000円で計上しております。

次に、3項軽自動車税は、登録台数の増加により、前年比1,031万3,000円増の9,543万5,000円で計上しております。

次に、4項町たばこ税は、平成28年度決算見込みにより、前年比523万4,000円減の1億9,400万円で計上しております。

また、6項入湯税は、前年並みの350万円で計上しております。

次に、13ページの2款の地方譲与税から、15ページの5款株式等譲渡所得割交付金までは、平成28年度決算見込みから予算計上したところでございます。

次に、6款でございます。6款の地方消費税交付金も平成28年度決算見込み額から計上しておりますが、平成26年4月から消費税が8%に引き上げられており、1億円増の計上となっております。

次に16ページでございます。

12款の地方交付税についてですが、前年比11億8,036万9,000円増の33億8,036万9,000円で計上しています。説明欄で申し上げますと、まず説明欄の上段の普通交付税ですが、平成28年度決算見込み額から5,000万円増の22億円を計上しておりますが、説明欄2番目の特別交付税は、中長期派遣職員人件費の80%、また被災者農業者向け経営体育成支援事業補助金に対しても特別交付税の措置がございますので、11億8,036万9,000円の計上となっております。

次に、17ページの14款分担金及び負担金は、保育料等の減額が見込まれますので、18ページの計の欄をごらんいただきますと、前年比6,359万5,000円減の1億5,968万4,000円の計上となっております。15番の使用料及び手数料は、平成28年度の決算見込み額からの計上となっております。

次に20ページから23ページまでの16款国庫支出金は、全体で前年比136億3,558万9,000円の増となっております。増加分の主なものを申し上げますと、まず、1項の4目災害復旧費国庫負担金ですが、総合体育館及び道路橋梁や河川等の公共土木費関係。それから21ページのですね、説明欄の一番上でございますが、文教費災害復旧費負担金の説明欄が脱落しておりますが、申し上げますと、公立学校施設災害復旧費国庫負担金。もう一度言いますと、公立学校施設災害復旧費国庫負担金でございます。これは益城中災害復旧の文教施設関係で、総合体育館、道路、河川等と合わせますと、災害復旧費国庫負担金が66億1,573万7,000円の増となっております。

また、21ページでございますが、2項2目民生費国庫補助金ですが、臨時福祉給付金や子ども子育て支援交付金関係で2億7,156万円の増。それから、3目の衛生費国庫補助金が災害廃棄物処理関係で51億1,281万8,000円の増。それから、22ページの7目土木費国庫補助金が社会資本整備総合交付金、公営住宅等関係で3億5,553万5,000円の増。それから、9目の教育費国庫補助金が公立学校施設環境改善交付金等で1億1,462万7,000円の増。それから、10目の災害復旧費補助金が農業用施設災害復旧事業及び宅地耐震化推進事業で11億5,732万9,000円の増となっております。

次に、24ページから28ページまでの17款県支出金は、全体で前年比26億6,819万9,000円の増となっております。増の主なものを申し上げますと、24ページの1項1目民生費県負担金が4節の災害救助費の福祉避難所応急修理関係等で1億140万9,000円の増。それから、25ページの2項1目総務費移転補助金が熊本地震復興基金交付金等で14億8,760万9,000円の増。それから、2目民生費県補助金は応急仮設住宅維持管理補助金や地域支え合いセンター関係で3億7,376万2,000円

の増。26ページでございますが、5目農林水産業費県補助金は、説明欄が27ページにあります。震災復旧緊急対策経営体育成支援事業等で6億3,246万2,000円の増となっております。次に、27ページの10目災害復旧支援補助金は、災害関連地域防災崖崩れ対策事業関係等で1億2,487万5,000円の増となっております。

次に29ページになります。18款の財産収入から22款の諸収入までの平成28年度決算見込み額から計上しておりますが、30ページの19款になります。寄附金でございます。全国の皆様からふるさと納税として御厚意をいただいております。また、ふるさと納税につきましては、仲介サイトの「ふるさとチョイス」というのも利用を開始しましたので、前年度比で6,000万円の増を計上しているというところでございます。

20款の繰入金も、前年度比で13億700万円増の22億2,700万円を計上しております。

34ページの23款町債につきましては、第3表の地方債で説明したとおりでございます。

次に、37ページ。37ページから歳出でございます。

歳出につきましても、前年度当初予算と比較しまして、震災関係で異なってる点が多く、また、款項目等も数が多くなっておりますので、予算書の比較の欄で前年比が1,000万円以上の増額または減額となっている目を中心に御説明したいと思います。

まず、39ページでございます。

2款の総務費1項総務管理費1目一般管理費でございますが、前年比として3,389万円の増となっております。主な要因としましては、1節の復興基金事業に係る非常勤職員の報酬。それから、2節から6節の人件費。それから、13節の熊本地震益城町追悼式業務委託料等によるものでございます。

次に、43ページの2目の財産管理費でございますが、こちらは、平成28年度は13節のところ役場庁舎1階のフロア改修業務委託料を計上していたことにより前年比としまして、5,594万6,000円の減となっております。

次に、45ページの3目電子計算機運用費は、1,276万3,000円の増となっておりますが、主な要因としましては、12節でインターネット通信料がマイナンバー使用に伴いまして、セキュリティ強化による増加でございます。また、18節の業務関係高速・連帳組みかえ等の備品購入によるものでございます。

46ページの4目です。企画費でございます。1億5,233万8,000円の増となっておりますが、主な要因は、8節の寄付金謝礼品はふるさと納税返礼品。それから、13節の復興計画推進業務委託料、19節の地方バス運行等特別対策補助金の増、及び定住促進補助金が前年の都市計画費から企画費に移ったことによるものでございます。

次に、52ページの7目諸費でございます。2,418万6,000円の増となっております。これは13節、15節のグランメッセ木山線防犯灯設置に係る経費の計上でございます。

次に、53ページの10目男女共同参画センター運営費が1,227万2,000円の減となっておりますが、これは2節から4節の人権費、及び平成28年度は15節で駐車場舗装工事を計上していたことによる減になります。

次に、63ページでございます。2款の4項選挙費でございますが、7目は平成30年に執行予定の町長選挙に係る分の計上でございます。次のページの64ページの参議院選挙費は、平成28年執行に伴うものとなっております。

次に、67ページでございます。3款民生費1項社会福祉、1目の社会福祉総務費でございます。比較の欄で7億1,364万1,000円の増となっております。これは13節の地域支え合いセンター事業委託料及び19節の臨時福祉給付金が主なものでございます。

次に、75ページです。9目の後期高齢者医療費でございます。2,888万9,000円の増となっておりますが、76ページの19節になります。一番下です。広域連合療養給付費負担金等の増額が主な要因でございます。

次に、77ページの3款2項児童福祉費の1目児童福祉総務費でございます。1億1,535万3,000円の減額となっておりますが、これは、平成28年度に19節で民間保育所整備事業補助金を計上していたこと等によるものでございます。

次に、81ページでございます。3目の児童福祉施設費でございます。1,537万4,000円の増となっておりますが、これは、2節から4節の人件費が主な要因となっております。

次に、84ページでございます。3款3項の災害救助費は新設でございますが、1目の災害救助費は3節、9節、14節、19節の災害派遣職員に係る人件費、旅費等、それから8節は災害弔慰金、13節が被災住宅の応急修理費委託料と14節が仮設住宅建設用地借地料等で、4億3,750万1,000円の計上というふうになっています。また、2目の仮設住宅費は11節の光熱水費、13節の浄化槽点検清掃業務委託料、応急仮設団地自治体サポート委託料等で、8,068万5,000円の計上となっております。

次に、87ページでございます。4款衛生費1項保健衛生費の1目保険衛生総務費でございます。比較の欄で4,461万円の増となっておりますが、2節から4節の人件費及び19節の派遣職員人件費等関係が主な要因でございます。

次に、92ページでございます。4款1項3目の環境衛生費が2,118万4,000円の増となっておりますが、19節の益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の負担金が震災に伴い増額となっております。

次に、97ページでございます。4款2項3目災害廃棄物処理費は新設でございます。102億2,563万8,000円となっておりますが、これは13節の工事解体費及び災害廃棄物処理業務関連の委託料、それから19節の二次仮置場負担金等が主なものでございます。

次に、101ページでございます。6款農林水産業費1項農業費の3目農業振興費でございます。比較の欄で7億6,352万3,000円の増となっておりますが、これは103ページになりますが、19節中の被災者農業者向け経営体育成支援事業補助金等が主な要因でございます。

104ページの5目農地費でございます。比較の欄で5,202万6,000円の増となっておりますが、これも19節の農業農村整備推進交付金事業、基幹水利ストックマネジメント事業補助金等の増によるものでございます。

次に、112ページでございます。7款商工費1項の4目企業誘致推進費でございます。1,067万8,000円の減額となっておりますが、これは平成28年度との比較で、2節から4節の人件費等の

減額が主な要因でございます。

次に、115ページの8款土木費1項土木管理費の2目地籍調査事業費でございます。比較の欄で3,290万円の減額となっております。これは平成28年度との比較で、13節の実施測量業務委託料の休止が主な要因でございます。

次に、116ページの1款2項道路橋梁費の1目道路維持費でございます。比較の欄で7,880万円の減額となっておりますが、これは平成29年度は災害復旧費による工事が主なものとなっております、項目の11節の修繕料及び15節の購入費が減額となっていることが主な要因でございます。

次に、2目の道路新設改良費でございますが、比較の欄で3,646万8,000円の減額となっておりますが、これも平成29年度は災害復旧費による工事が主なものになっており、項目の13節、15節の減額が主な要因でございます。

次に、118ページでございます。5目の地域再生事業費でございますが、比較の欄で1,832万3,000円の減額となっておりますが、こちらも13節、15節の減額が主な要因でございます。

次の社会資本整備総合交付金事業も平成28年度に町道の改良設計委託料を計上しておりましたので、それに絡んでの減となっております。

次に、119ページでございます。4項の都市計画費の1目都市計画総務費でございます。比較の欄で3億6,161万7,000円の増となっております。これは、120ページになりますが、13節中都市防災総合推進事業及び28節の公共下水道特別会計繰出金の増額が主なものでございます。

次に、5目の公園費でございます。比較の欄で1億1,440万1,000円の減額となっております。これは、平成29年度は潮井自然公園整備を一時休止することに伴う減額が主な要因でございます。

123ページの6目土地区画整理費でございます。比較の欄で1億3,498万2,000円の増額となっております。これは、13節の益城中央地区土地区画整理事業計画設計業務委託料が主な要因でございます。

次に、7目の雨水対策整備費は新設でございます。3,600万円となっておりますが、これは13節にあります雨水総合管理計画策定業務委託料でございます。

次に、5項の1目住宅管理費でございます。比較の欄で11億4,051万3,000円の増額となっておりますが、これは災害公営住宅関連で12節、それから13節、17節、22節の経営委託関連の増額が主な要因となっております。

次に、130ページになります。10款教育費1項の2目事務局費でございます。比較の欄で1,251万1,000円の増額となっておりますが、2節から4節の事務経費が主な要因でございます。

次に、137ページでございます。2項の小学校費の2目教育振興費でございますが、比較の欄で1,147万円の増額となっておりますが、2目20節の要・準要保護の援助費で、被災児童に対するものの計上でございます。

次に、139ページの3項中学校費の1目学校管理費でございます。比較の欄で1億1,971万2,000円の減額となっておりますが、これは平成28年度は13節、15節で益城中の校舎の整備関係を計上していたことによる減額となっております。

次に、2目の教育振興の1,727万3,000円の増額につきましては、小学校費と同様、20節の要・

準要保護援助費の被災生徒に対する援助費等でございます。

次に、145ページでございます。10款6項社会教育費の1目社会教育総務費でございます。比較の欄で1億3,943万2,000円の増額となっておりますが、これは147ページの19節中の一番下になりますが、ふるさとづくり施設整備費補助金の増額で、地区公民館等の整備に係る計上が主な要因でございます。

次に、148ページの2目公民館費でございます。比較の欄で1,239万8,000円の減額となっておりますが、これは平成28年度は18節で中央公民館講堂の空調整備費を計上していたことによる減額となっております。

次に、157ページでございます。7項の保健体育費の1目保健体育総務費でございます。比較の欄で1,003万9,000円の減額となっておりますが、これは、2節から4節の人件費及び19節の補助金の減額が主な要因でございます。

次に、2目の体育施設費でございます。比較の欄で4,633万2,000円の減額となっておりますが、これは、平成28年度は13節で指定管理委託料を計上していたことによる減額が主な要因でございます。

次に、160ページでございます。3目の学校給食費でございます。比較の欄で1,935万2,000円の増額となっておりますが、これは熊本市への学校給食委託等に係る13節、14節及び19節の増額が主な要因でございます。

次に、162ページの11款災害復旧費は新設でございます。まず、1項農林水産施設災害復旧費の1目農業用施設災害復旧費は12億7,395万4,000円となっております。これの主なものとしましては11節の農業用排水路等の修繕料、15節の補助対象分に係る災害復旧工事及び19節の派遣職員人件費等管理費でございます。

次に、164ページの2目農地災害復旧費でございます。6,000万円となっております。これは、19節の農家自力復旧支援事業助成金で被災した農地を農家みずから復旧するのを支援する復興基金事業でございます。

次に、11款2項土木施設災害復旧費の1目道路橋梁災害復旧費でございます。15億3,835万3,000円となっております。これの主なものとしましては、被災道路橋梁に係る13節の設計等業務委託料、15節の補助対象業及び単独分の災害復旧工事費及び19節の派遣職員人件費等管理費でございます。

次に、166ページの2目の河川災害復旧費でございます。2億3,638万2,000円となっております。こちらの主なものとしましては、被災河川に係る11節の修繕料、13節の補償調査業務委託料及び15節の災害復旧工事費でございます。

次に、3目の公園災害復旧費でございますが、41億5,691万8,000円となっております。これは、15節の総合体育館等に係る災害復旧工事費等が主なものでございます。

次に、5目がけ地害復旧費でございますが、1億7,600万円となっております。こちらも15節の被災がけ地に係る補助対象及び単独分の災害復旧工事でございます。

次に、6目の宅地災害復旧費でございます。19億8,176万円となっております。これは、13節

の大規模盛土造成地、それから、宅地液状化に係る測量設計業務委託料並びに19節の宅地耐震化推進事業補助金及び復興基金事業の被災宅地復旧支援事業補助金が主なものでございます。

次に、168ページ、3項の厚生労働施設災害復旧費の1目民生施設災害復旧費でございます。6,701万円となっております。こちらは、第五保育所に係る13節の設計等業務委託料及び17節の用地購入費が主なものでございます。

次に、4項文教施設災害復旧費の1目公立学校施設災害復旧費でございます。44億1,783万7,000円となっておりますが、これは、13節の小中学校設計業務委託料は益城中に係る設計等業務委託料及び15節の益城中及び学校給食センターの災害復旧工事が主なものでございます。

次に、3目社会体育施設災害復旧費でございます。900万円となっておりますが、これは18節の陸上競技場の写真判定装置の購入費の計上でございます。

次に、169ページの11款5項の1目その他公共施設・公用施設災害復旧費でございます。3億2,033万6,000円となっておりますが、こちらも11節の消防団詰め所改修を含む消防施設修繕料、それから、13節の仮設庁舎への防災行政無線移設業務委託料及び15節の役場庁舎等の解体工事費が主なものでございます。

171ページの12款の公債費でございますが、こちらは公債償還の元金及び利子分の計上となっております。

14款予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上となっております。

以上で一般会計のほうの説明を終わります。

次に、議案第11号、平成29年度益城町国民健康保険特別会計予算でございます。

185ページでございます。

平成29年度益城町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ45億8,302万3,000円となり、これは昨年と比べますと8,611万9,000円の減、率にいたしまして1.8%の減となっております。第2条で、一時借入金の最高額を3億円と定めております。

191ページをお開きください。191ページからが歳入でございます。

1款の国民健康保険税は、熊本地震に伴う国保加入者の所得減少を見込んだ積算となっております。

次に、193ページの5款国庫支出金です。こちらは一般被保険者の給付等に係る国庫支出金の計上でございます。

次に、6款の療養給付費等交付金です。こちらは退職被保険者の減少を勘案しての計上となっております。

7款の前期高齢者交付金です。65歳から74歳までの国保被保険者に係る交付金の計上でございます。

8款の県支出金です。国保一般被保険者の療養給付費等に係る県の支出金の計上でございます。

195ページ、10款の共同事業交付金です。国保一般被保険者の高額医療等共同事業に係る国保連合会からの交付金の計上でございます。

13款の繰入金は、各項目に対しましての一般会計からの繰入金の計上となっております。
196ページの14款繰越金は、平成28年度からの繰越金の見込み額の計上となっております。
198ページからが歳出でございます。

1款の総務費につきましては、一般管理費の都道府県化に向けた国保システム改修委託料等の増額により、前年比と比べて増額の計上となっております。

次に、201ページをお開きください。2款の保険給付費です。退職被保険者の人数減少を見込んで計上したものでございます。

次に、203ページをお開きください。3款後期高齢者支援金です。ここから204ページの4款前期高齢者納付金、5款老人保健拠出金、6款介護納付金につきましては、平成28年度決算見込みにより計上したものでございます。

205ページをお開きください。7款の共同事業拠出金です。国保連合会からの拠出見込み額の通知により計上しております。

8款の保健事業費及び11款諸支出金につきましては、昨年から大きく変わった点はございません。

208ページの12款予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上となっております。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

次に、議案第12号、平成29年度益城町後期高齢者医療特別会計予算書でございます。

209ページでございます。

平成29年度益城町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億7,862万5,000円と定める。これは昨年と比べますと2,619万9,000円の増、率にいたしまして7.4%の増でございます。第2条では、一時借入金の最高限度額を5,000万円と定めております。

214ページページでございます。

歳入でございます。

1款の後期高齢者医療保険料は、平成28年度収納見込みにより計上しております。

また、4款の繰入金は、一般会計からの繰入金の計上でございます。

215ページの5款の繰越金は、平成28年度からの繰入金の見込み額の計上でございます。

216ページからが歳出でございます。

1款の総務費につきましては、平成28年度と大きく変わった点はございません。

217ページの2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、療養給付費等の伸びによりまして、増額傾向となっております。

10款予備費につきましては、調整額の計上となっております。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わりたいと思います。

次に、議案第13号、平成29年度益城町介護保険特別会計予算書でございます。

219ページをお開きください。

平成29年度益城町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億1,719万6,000円と定める。これは昨年と比べますと1億777万円の増、率にいたしまして3.7%の増となっております。第2条では、一時借入金の最高額を3億円と定めております。また、第3条では、歳出予算の流用について定めているところでございます。

225ページをお開きください。

歳入でございます。

1款の保険料は、平成28年度収納見込みにより計上しております。

226ページの4款国庫支出金です。介護給付費等に係る国庫支出金の計上となっております。

227ページの5款の支払基金交付金も、介護給付費等に係る支払基金からの交付金の計上となっております。

6款の県支出金も、介護給付費等に係る県支出金の計上でございます。

228ページの10款繰入金は、一般会計からの法定の繰入金の計上となっております。

229ページの11款繰越金は、平成28年度からの繰越金の見込み額の計上となっております。

230ページからが歳出でございます。

1款の総務費です。3項2目の認定調査等費が増加しておりますが、1節の認定訪問調査員の1名増員に伴う報酬の増額が主な要因でございます。

233ページの2款の保険給付費です。こちらは、各項とも平成28年度決算見込み額に伸び率と平成29年介護報酬改定率を掛けての計上となっております。

237ページの5款でございます。こちらの地域支援事業費でございますが、こちらは29年度から項目の名称の変更がっております。これまでの1目「介護予防事業費」といっておりましたものが「介護予防生活支援サービス事業費」に、さらに、1目の「二次予防事業費」といっていた部分が「介護予防・生活支援サービス事業費」に、2目の「一次予防事業費」といっていた部分が「介護予防ケアマネジメント事業費」に変わりました。238ページの2項一般介護予防事業費が追加されております。それから、3項の包括的支援事業・任意事業費は、これまでの2項から下げて3項となっております。また、240ページからの4項から6項までの追加となっております。

242ページの10款の予備費につきましては、調整額としての計上となっております。

以上で介護保険特別会計の説明を終わります。

次に、議案第14号、平成29年度益城町公共下水道特別会計予算でございます。

243ページでございます。

平成29年度益城町公共下水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ33億2,018万5,000円と定める。これは昨年と比べますと17億5,307万8,000円の増、率にいたしまして111.9%の増でございます。第2条で債務負担行為、第3条で地方債を定めております。また、第4条では一時借入金の最高額を10億円と定めているところでございます。

246ページをお開きください。第2表の債務負担行為です。

事項としまして、益城町公共下水道に伴う水洗便所等の改造のため借り入れた金融機関に対する損失補償としております。期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

次に、247ページの第3表の地方債でございます。

起債の目的は、公共下水道事業債でございます。限度額を2億7,980万円。内容としまして、処理場の整備更新、津森地区及び区画整理組合西地区等でございます。

次に、起債の目的は、下水道災害復旧事業債でございます。限度額を3億9,960万円。内容としまして、管渠の災害復旧でございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりでございます。

250ページをお開きください。

歳入でございます。

1款の使用料及び手数料です。こちらは、使用世帯が前年より約2,000件ほど減少しておりますので、それを見込んで計上したものでございます。

2款の分担金及び負担金は、新規の加入の件数を見込んで計上しております。

251ページの3款の国庫支出金は、処理場津森地区及び区画整理西地区、それから、災害復旧に係る国庫支出金の計上となっております。

5款繰入金は、公共下水道事業に係る一般会計からの繰入金となっております。

252ページの8款町債は、第3表地方債で説明したとおりでございます。

253ページからが歳出でございます。

1款事業費1項1目公共下水道費が減少しておりますが、15節の工事請負費の減が主な要因となっております。

次に、255ページの2目の施設費の減少ですが、11節の需用費、13節の委託料等が主な要因となっております。

次に、258ページの2款災害復旧費は、公共下水道特別会計の増額の要因でございますが、15節の公共下水道管費の災害復旧工事費が主なもので、国庫補助及び下水道災害復旧事業債で行うものでございます。

3款の公債費は、地方債の元利の償還の計上となっております。

4款の予備費は、歳入歳出の調整額の計上でございます。

以上で公共下水道特別会計の説明を終わります。

次に、議案第15号、平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計予算書でございます。

265ページでございます。

平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,920万1,000円と定める。これは昨年と比べますと285万円の増、率にいたしまして3.3%の増でございます。第2条で一時借入金の最高額を5,000万円と定めているところです。

270ページでございます。

歳入でございます。

1 款使用料及び手数料でございます。こちらも使用世帯の減少を見込んで計上したものでございます。

2 款の分担金及び負担金も、新規加入の件数を見込んでの計上となっております。

4 款県支出金は、処理場最適化構想分の計上でございます。

5 款繰入金は、一般会計からの繰入金の計上となっております。

272ページからが歳出でございます。

1 款事業費の 1 項 2 目の施設費は昨年と比べ増額していますが、13 節、274 ページでございますが、13 節の処理場最適化構想に伴う処理場機能診断調査業務委託料が主な要因となっております。

3 款公債費は、地方債の元利償還金の計上となっております。

予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上でございます。

以上で農業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

次に、議案第16号、平成29年度益城町水道事業会計予算でございます。

1 ページをお開きください。

総則第 1 条、平成29年度益城町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量は次のとおりとする。給水戸数、年間総排水量、1 日平均排水量は記載のとおりでございます。

2 ページをお開きください。収益的収入及び支出です。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりとする。

収入でございますが、11 款益城町水道事業収益 5 億 1,295 万 8,000 円。

支出でございます。21 款益城町水道事業費用 4 億 9,466 万 5,000 円としております。

3 ページでございます。資本的収入及び支出でございます。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりとする。収入でございます。31 款益城町水道事業資本的収入 7 億 6,371 万 4,000 円。事業繰り越し関係で収入が増えております。

支出でございます。41 款益城町水道事業資本的支出 3 億 1,527 万 2,000 円としております。

4 ページをお開きください。第 5 条地方債でございます。

起債の目的は水道整備事業で、限度額を 2 億 3,030 万円としております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては掲載のとおりでございます。この水道整備事業につきましては、簡易水道再編事業を繰り越し分として 1 億円。また、地震による災害復旧関係で 1 億 3,030 万円を借り入れるものでございます。

また、6 条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、職員給与費 5,365 万円を計上しております。

6 ページから 9 ページまでの当初予算実施計画書は後ほど説明します。24 ページ以降の当初予算実施計画明細書の積み上げとなっております。

10 ページが平成 28 年度の予算見込みキャッシュフロー計算書でございます。

11 ページが平成 29 年度の当初予算キャッシュフロー計算書です。

12ページです。平成28年度当初予定損益計算書で、下から3行目でございますが、28年度は地震の関係で、1億2,387万2,454円の純損失と見込んでおります。

13ページから18ページまでが貸借対照表でございます。

19ページから23ページまでが給与関係の明細となっております。

次に、24ページでございます。29年度当初予算実施計画明細書でございます。収益的収入及び支出の収入でございます。

11款益城町水道事業収益1項営業収益1目給水収益1節水道料金3億7,200万円を見込んでおります。また、2項営業外収益5目長期前受金戻入1節の補助金等長期前受金戻入5,241万8,000円。これは、国庫補助金等で取得した固定資産については地方公営企業法の改正でみなし償却制度が廃止され、減価償却するようになりました。その分は減価償却にあわせて貸与年数の期間にわたって各年度に収益として計上しますが、現金を伴わない収益となっております。

新たな項目としまして、3項特別利益4目災害復旧補助金1節水道施設災害復旧補助金4,198万9,000円でございます。これは、繰り越し分3,339万6,000円と当年度分859万3,000円で、地震で破損した送水管の仮設配管等に対するものでございます。

2節の企業債1,150万円は、災害復旧事業債として計上しております。

25ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出でございます。

21款益城町水道事業費用1項営業費用1目原水及び上水費19節修繕費438万円。改修等で施設が新しくなっておりますので、前年より200万円ほど減額しております。

2目配水及び給水費では、19節修繕費1650万円。熊本地震の影響で漏水等が多くなると見込まれますので増額となっております。

4目の総係費では、前年度より減額となっております。

27ページをお開きください。5目減価償却費41節有形固定資産減価償却費2億1,218万円。これは、統合計画での施設改修や配水管布設代で新たに資産が増えたことで、460万円ほど増加しております。

6目の資産減耗費43節固定資産除却費2,732万9,000円。これは、施設整備や災害復旧等で施設等を更新することで減価償却費が残っていた資産がなくなり償却しましたので増加しております。

3項特別損失6節水道施設災害復旧費18節使用料及び賃借料1,074万3,000円。これは、仮設配水管のリース料でございます。

19節修繕料1,900万円。これは、熊本地震で被災した箇所を復旧するためのものでございます。

29ページでございます。資本的収入及び支出の収入でございます。

31款益城町水道事業資本的収入1項企業債1目企業債1節の企業債1億円。

2目災害復旧事業債1節企業債1億1,880万円。これは4ページの地方債で御説明しましたが、事業別借入詳細は備考欄に記載しているところでございます。

4項工事負担金1目工事負担金2節加入分担金1,373万7,000円は、新規加入件数として174件を予定しているところでございます。

6項の補助金1目補助金1節高池補助金2,915万4,000円。このうち、備考欄の消火栓設置補助

金900万円は、熊本地震で破損しました配水管を布設がえしますので、消火栓18基分の設置費用になっているものでございます。

2節の国庫補助金2,235万6,000円は、繰り越し分でございます。

3節の県補助金800万円は、熊本地震で延期になった分の保障でございます。

2目災害復旧補助金1節国庫補助金4億7,166万7,000円を計上しております。

30ページです。資本的収入及び支出の支出でございます。

41款益城町水道事業資本的支出1項建設改良費3目改良事業費16節委託料2,000万円。これは、水道センターの受電設備更新工事設計業務委託料で、高圧の電気設備で更新推奨時期を経過してきた機器があり、今後、故障や誤動作のおそれがあることから設計業務を委託するものでございます。

34節の工事請負費4,400万円。この工事内容は、下水道工事に伴う分、それから県工事に伴うものを計上しております。

4目の固定資産購入費71節有形固定資産購入費1,374万4,000円。これは、新規の水道メーター及び測量法による交換分の水道メーターの購入費でございます。

5目の災害復旧事業費34節工事請負費1億円は、施設の災害復旧工事費として計上しているところでございます。

2項の企業債償還金1目企業債償還金73節企業債償還金の1億3,752万8,000円は、統合事業や災害復旧費の借り入れ等で、前年より増加の計上となっております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 日程第11、議案第10号「平成29年度益城町一般会計予算」から日程第17、議案第16号「平成29年度益城町水道事業会計予算」までの説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。2時55分から再開します。

休憩 午後2時45分

再開 午後2時55分

日程第18 議案第17号 益城町課設置条例の制定について

日程第19 議案第18号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第19号 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第21 議案第20号 益城町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22 議案第21号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第23 議案第22号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24 議案第23号 益城町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25 議案第24号 益城町水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26 議案第25号 益城町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第27 議案第26号 益城町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18、議案第17号「益城町課設置条例の制定について」から日程第27、議案第26号「益城町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第17号、益城町課設置条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例制定は、熊本地震からの復旧復興業務を着実に推進するため、役場組織の再編を行うものでございます。

条例制定の主な内容としましては、次に申し上げるとおりでございます。

危機管理課を新設し、役場防災組織の強化を図ります。

次に、企画財政課に復興課を統合し、復興事業の進捗管理を行います。

次に、生活再建支援課を新設し、被災者の生活再建に係る業務を集約します。

次に、福祉課にいきいき長寿課を統合し、住民福祉の集約を図ります。

次に、産業振興課を新設し、農政係、農地係、商工観光係、企業誘致係を統合します。

次に、都市建設課を新設し、都市計画課、建設課の従来業務を行います。

次に、復旧事業課を新設し、道路、河川、農地、農業用施設、被災宅地などの災害復旧業務を行います。

次に、復興整備課を新設し、復興に伴う区画整理、県道の4車線化などの復興まちづくり業務及び災害公営住宅建設などの業務を行います。

以上が主な改正の内容でございます。

今回の組織再編は、震災からの復旧復興業務に主眼を置いた緊急対応的な組織再編でございますが、今後も震災関連業務の進捗状況に応じまして、随時、組織の見直しを行ってまいります。

議案第18号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。扶養手当につきましては、現在、配偶者に係る手当額を1万3,000円、子や父母などに係る手当額を6,500円としていますが、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引き上げるものです。なお、手当額の見直しにつきましては、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施されます。そのほか、法律改正による文言等の整理を行っております。

議案第19号、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関

する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、人事院勧告に基づき、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正されましたので、関係条例の整理を行うものです。第1条から第4条までの四つの関係条例について、条例の改正を行います。

第1条の改正は、介護休暇の分割及び介護時間の新設の2点でございます。介護休暇の分割につきましては、現在、介護休暇の期間は連続する6月の期間内とされていますが、これを介護を必要とする指定期間において3回以下かつ合計6月以下の範囲内とするものです。次に、介護時間の新設につきましては、日常的な介護ニーズに対応するため、連続する3年の期間内において、1日につき2時間までの介護時間を承認する仕組みを新設するものです。なお、介護時間を承認され、勤務しなかった時間は無給となります。

第2条の改正は、介護時間の新設により、任期つき職員の採用の際に介護時間の承認を受けて、短時間勤務職員として採用することを可能にするものでございます。

第3条及び第4条の改正は、技能労務職員及び水道企業職員についても、介護時間を取得した場合、無給となることを指定するものでございます。

議案第20号、益城町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

現在、町の公共施設の整備に要する経費の財源に充てるためにこの基金条例を定めているわけですが、今回の震災により災害関連整備への財源にも充てる必要が生じていることから、今回、条例の改正を提案するものでございます。

議案第21号、益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法の改正に伴い、町税条例等の一部を改正を行うものです。改正内容は、特定非営利活動法人の名称変更の規定及び外国居住者などの特例適用利子及び配当などに係る個人町民税の分離課税の適用、住宅ローン控除の適用期限延長及び法人税割の引き下げの時期変更規定及び軽自動車税のグリーン化特例と環境性能割の適用年度の変更規定が主な内容となっております。

議案第22号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正により、住民税の課税の特例として特例適用利子などの額及び特例適用配当などの額が分離課税となりますが、益城町国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得につきましては、従来どおり特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を総所得金額に含めるために、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第23号、益城町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

平成19年6月の簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱の一部改正に伴い、簡易水道事業等を平成28年度末までに上水道事業に統合する簡易水道事業統合計画を策定し、厚生労働省の承認

を得ることで、平成28年度末までの簡易水道等の整備について国庫補助を受けられるものとなっております。本町におきましても、平成21年度に計画を策定し、厚生労働省の承認を得ておりますので、簡易水道事業を上水道事業に統合するため条例の改正を行うものです。

議案第24号、益城町水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、簡易水道事業を上水道事業に統合することにより、文言の整理を行うものです。また、水道料金の納付について、コンビニエンスストアでの納付もできますので、納付日を毎月末日に統一するものでございます。

議案第25号、益城町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、議案第24号と同様、簡易水道事業を上水道事業に統合するため、文言の整理を行うものでございます。

議案第26号、益城町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について御説明いたします。

本議案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。農業委員の選出方法の変更につきましては、公選制から町長が議会の同意を得て任命する方法に変わり、委員の任命には過半数の認定農業者でなければならないとされています。農業委員の定数につきましては、農林業センサスの農業者数により、14名の提案定数でございます。また、地域における現場活動を実施し、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などの現場活動を行う農地利用最適化推進委員を新設し、今回の提案定数を16名としています。

今回の法改正に伴い、農地利用最適化推進委員の報酬額を定める必要があります。また、農業委員そのものの活動による報酬額の均衡の是正もあわせて行う必要があります。農業委員の報酬額につきましては、近隣団体との均衡、新たな推進委員の業務内容などを考慮し、報酬額の見直しを行うものでございます。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午後3時07分

平成29年第1回益城町議会定例会会議録

1. 平成29年3月7日午前10時00分招集
2. 平成29年3月8日午前10時00分開議
3. 平成29年3月8日午後4時05分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 総合体育館武道場
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（18名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	8番 野田祐士君	9番 宮崎金次君
10番 坂本貢君	11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君
13番 石田秀敏君	14番 中村健二君	15番 竹上公也君
16番 渡辺誠男君	17番 荒牧昭博君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 堀部博之

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	門崎博幸君
会計管理者	田中秀一君	総務課長	森田茂君
企画財政課長	藤岡卓雄君	復興課長	中桐智昭君
復興課審議員	姫野幸徳君	税務課長	緒方潔君
住民保険課長	森部博美君	こども未来課長	坂本祐二君
健康づくり推進課長	安田弘人君	いきいき長寿課長	後藤奈保子君
福祉課長	木下宗徳君	農政課長	森本光博君
建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
都市計画課審議員	西口博文君	下水道課長	水上眞一君
学校教育課長	福岡廣徳君	生涯学習課長	高森修自君
水道課長	荒木栄一君	環境衛生課長	河内正明君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日説明を受けました議案の総括質疑を行います。

なお、質疑に先立ちまして申し上げます。会議規則に従い、発言は簡明にし、自己の意見は差し控えられるようお願いいたします。

日程第1 総括質疑

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

初めに、議案第3号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）」から、議案第9号「平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第4号）」までの質疑を行います。

議案に対する質疑はありませんか。

5番榮正敏議員。

○5番（榮正敏君） おはようございます。質疑させていただきます。

まず1番目に、議案第3号、益城町一般会計補正予算、19ページ、19款1項1目2節ふるさと納税1億6,867万5,000円とありますが、この納税していただいている各県の中に、多い順に上位5番目ぐらいまでを教えていただき、また返礼、今話題になってますが、返礼品は納税額に対して、益城町は、特産は何を返礼として贈っているのか。そのところをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、2番目に11款2項5目13節、63ページ、ここに測量設計業務委託料6,839万円とありますが、この内訳をちょっと教えていただきたいと思います。業者は何社なのか、測量業者。それと測量箇所は大体何カ所なのか。それと行政区分、地域ですね。それはどのくらいの振り分けになっているか。そのところをちょっと教えていただきたいと思います。

それから次に、議案第9号、益城町水道会計補正予算書、10ページ。11款2項3目1節寄附金で、これ、サントリーさんから聞いてますが、1,000万の寄附があるというふうに計上してありますが、給水車の購入費用っていうのは大体予算的に幾らぐらいなのか。ここをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、給水車を設置するとなればそれに伴う特別な給水措置の配管設備が必要ですけど、それは建設改良費の中に盛り込んであるのか。それとも、あとはポンプ小屋が傾いてますので、それを修復した後、また特別に計上するのか。そのところをちょっと教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。5番榮議員の議案第3号の

19ページですかね、19款のふるさと納税についての御質問にお答えいたします。

まず、ふるさと納税の多い県上位をという御質問だと思いますが、ふるさと納税は個人ですね、いろいろされてますので、件数的にはですね、1万件近く出てますので、県別での整理という形ではやっておりません。

それから、返礼品についての御質問でございます。12月1日から返礼品を開始しておりますが、これは前の議会でも申し上げましたように、「ワンピース」っていう人気漫画がございますけど、その作者の方からイラストをいただいた復興プロジェクトの一つの中で、益城町のふるさと納税という形で、Aコース、Bコースという形で、膝かけブランケットとか、あとはバッグとか、そういうのにイラストを使った部分で始めました。それにあわせて、町の製品のほうも返礼品という形で出しておりますが、今、そこをいろいろ出店していただく方を、いろいろ説明会等をやって募っておりますが、今現在出ているところを、御質問ですので全部言わせてもらいます。一つだけ言うともあれですので。件数は別としまして、今出ているのは、お茶の富澤さん、それから、富喜製麺、それから、吉田ライスセンター、坂本製油、バーニー&バーニー、キムチの里、いきなり団子のむさし本舗、それから、芋屋長兵衛さん等が、今、出ているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） おはようございます。建設課長の坂本でございます。5番榮議員の御質問にお答えいたします。

議案第3号、平成28年度益城町一般会計補正予算書（第7号）中、63ページの一番下でございます災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、5目がけ地災害復旧費の中の13節委託料、これの内訳であるとか業者というようなことで御質問だったかと思えます。

まず、災害関連、地域防災がけ崩れ対策事業の件数といいますか、途中の何回かの議会でもですね、御報告をさせていただいておりますが、きょう現在ですけど、全箇所が、全部で39カ所ございます。これが申請をした箇所から採択をされるような仕組みになっておりまして、国のほうからですね、採択が38カ所ということで、あと1カ所だけ採択がされておりますが、まず間違いなく採択はされるのかなというふうに考えております。

あとはエリア、校区で言いますとですね、津森が14カ所、木山が10、福田校区が4、飯野が1、広安が10の合計39カ所でございます。これは町の3メートル以上の一定の基準をクリアしてますね。崖崩れ対策事業ということでございます。

この中で、測量のですね、費用が13節で6,839万円ということでございますが、実はですね、この崖崩れ対策事業というのが28、29年、この2年間でやってくださいというような事業でございます。それで平成28年度に、実は85%、全体の事業でいきますと約10億円ほどございますが、そのうちの85%は28年度で配分しますということでございます。

測量費に至っては、28年度で全額配分いたしますということでございますので、その不足分が6,800万ということでございます。ですから、全体でいきますと、39カ所分の全体でいきますとですね、2億2,000万ほどございます。で、測量もですね、実際今、現場に、同意だったり、い

ろいろ地権者の方と接触してですね、お話をしながら事業を進めておりますが、測量、または地域調査、これに入ってる箇所がですね、実際に入ってるのが3カ所ございます。

指名業者におきましてはですね、大体10社ほど、今、10社ほどの指名競争入札ですね。県内ですね、測量業者さんを指名させていただいております。

ということで、6,800万は一部ではありますが、28年度中に全部の予算が配分されておるということです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 荒木水道課長。

○水道課長（荒木栄一君） 皆さん、おはようございます。水道課長の荒木でございます。5番榮議員さんの質問に答えさせていただきます。

議案第9号、平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第4号）。10ページでございます。11款2項3目1節その他の雑収益でございます。1,000万円でございます。これは、サントリーホールディングス株式会社様より、給水車両購入費として寄附していただいております。アルミタンク車ですね、定価が1,000万円ぐらいですので、見積競争入札を考えて購入を考えさせていただいております。

この車両には、設備の配管も内蔵してございます。3階の屋上までポンプアップできる設備内容でございます。

給水は、普通の消火栓から給水することもできます。先ほど榮議員さんがおっしゃられました、災害のときに給水車に注入できる水道センターで配管がありますけども、今度の災害復旧工事取り壊してしまいます。また、非常に災害のとき利用度が高かったものですから、その設備あたりは再度ですね、つくりかえたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 5番榮議員。

○5番（榮 正敏君） ふるさと納税ですけど、けさ、ちょうど出てくるときに、テレビで「あさいち」でちょうどそのことをやってました。納税額に対して、返礼が今多すぎ、各自治体が今競争をやってます。例えば、仮に税金が100万とする。100万に対して100万以上の品物を何かやるような感じで競争してます。

それで、自治体の被災地を支援するために国が発令したこのふるさと納税を、今は被災地じゃなくて返礼品目当てに各自治体のあれに税金をするような感じになってしまっているということを書いてました。全国で、全体で一千六百何十億という金額がふるさと納税の総額だと、きょう言っていましたので、益城町としてもその潮流に流されることなく、町独自の方向でやって、しっかりとしたふるさと納税に対しての対策をやっていただきたいと思います。

それから、水道事業のほうですけど、水道事業というのは非常にライフラインで一番、水道、ガス、下水というあれなんですけど、大事なところですので、常に何があってもいいように、金かけて、準備だけは、いつ何があってもすぐ対応できるような対策をとっていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） おはようございます。1番の上村です。私からは1点お伺いいたします。

議案第3号、平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）中のページで63ページ、11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費4目住宅災害復旧費13節委託料、町営住宅災害復旧設計業務委託料として487万9,000円の計上と、15節工事請負費として町営住宅災害復旧工事費5億6,001万7,000円が計上してあります。ここまで被害が大きいとは思っておりませんでした。このですね、工事の大まかな内容と、内容次第ではありますけど、この工事を実施するに当たって、現在入居中の方はそのまま工事ができるのか。それとも、仮設等への一旦転居の必要があるのか。こういったことを含めてですね、説明のほうをお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） おはようございます。都市計画課長の杉浦です。1番上村議員の質問にお答えします。

議案第3号、平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）中、ページが63ページ、4目の住宅災害復旧費の中で13の委託料487万9,000円分の委託料と15節工事請負費ということで、5億6,001万7,000円という金額についての御質問でございます。

こちらのほうがですね、4団地分、全部の団地ですね。田原を除きます。辻団地、市ノ後、惣領、広崎の部分でございます。被害といたしましては、特に配水関係、それと外構、擁壁等が相当やられております。入居者の方にはですね、御迷惑をかけているというところで、その中でも一番大きいのが惣領団地。惣領団地のほうはですね、これ今、国のほうと協議をしながらやっておりますけれども、くいが折れております。今、建てかえとかどうするのかということで一応協議しておりますけれども、一番いいのは、補修が一応できるので、そちらのほうをやるということで今、計上させていただいております。

じゃあ、入居しているのがそのままいいかと。一応国とも協議いたしまして、入居したままできる方法でということではしております。入居者の方には御迷惑かからないようにですね、できるだけ安全を取りながらやっていこうというふうに思っております。

大体その災害復旧費5億6,000万のうちで惣領団地だけでですね、約4億9,000万。こちらのほうでやるということで、災害のほうもですね、査定が一応終わりましたので、そのような方向でということにしております。

あとは、辻団地のほうが約7,000万、市ノ後団地のほうが約5,000万、広崎のほうが3,000万というふうな形で、ほぼ外周関係とかですね、外構の部分がほとんどでございます。

あと、建物内の亀裂等がありますので、そちらのほうもやっていく。そちらのほうは金額的にはそんなに高くはありませんが、そういうふうな形でやっていくということではしております。その設計の委託の部分と工事費の内訳でございます。よろしくをお願いいたします。

○1番（上村幸輝君） 分かりました。

○議長（稲田忠則君） ほかにありませんか。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 皆さん、おはようございます。15番竹上です。1問だけ教えていただけ

ればと思っております。

議案第3号、平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）より、ページが64ページ、11款の4項公立学校施設災害復旧費の中の14節使用料及び賃借料ということで、益城中学校仮設校舎リース料ということで、3億7,121万2,000円の計上がなされております。先日、詳しいことはほとんどお聞きしてるんですけども、リース料としてはね、3年間ということで、前回の庁舎のリース料より2,000円ほど総額が落ちておりますので、問題はないんだろうなと思っておりますし、ただ、この仮設校舎のですね、建てる部分がですね、位置といいますかね、先日お伺いしたらテニスコート、益城中学校の西側のテニスコートで東西に向けての建物、仮設校舎を建てるということをお聞きいたしましたして、ちょっと不思議に思ったんですが、ちょうど3年間かけて解体し、そしてまた新築するというございますんで、3年間が解体、1年生から入った子は3年間仮設校舎で過ごすということになりますね。毎年毎年、3年生が3年間我慢しながら受験を受けていかないかんとということになりますので、できれば仮設校舎というのは工事現場からなるべく遠い場所に、いわゆる運動場の一番南側あたりに建てたらどがんかなというふうな気持ちで、学校、生徒たちの教育環境を一番大事に考えるべきじゃなかろうかなというふうな気がして、工事現場のうるささや騒音や振動、それに悩まされることになるんじゃないかなと。地盤がやわいところがあるから、かえってそういうものが響いてくるんじゃないかなと。勉強にも熱が入らないということになりはしないかという、いわゆる子どもたちの教育環境を第一に考えるには、やっぱり仮設校舎をここに建てて大丈夫かどうか。

そういうことで、各関係機関、PTAやら教育関係、それぞれの立場の人など、いろいろなところから意見を聞いて決められたらどうかという気がして、その辺のことをちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） おはようございます。学校教育課長の福岡と申します。どうぞよろしくお願ひします。15番竹上議員の質問にお答えいたします。

益城中学校の仮設校舎の建てる位置ということでの御質問であったかと思ひます。

私どもの学校と打ち合わせした中での建てる場所ということで、一番問題ないのがテニスコートではないかということで、あちらに、今、計画として、本当、原案として考えているところでございます。

今後ですね、実際に地盤等、認められまして、建てかえるということになりましたら、学校、PTA、それから当然議会の皆さん方、それぞれの代表からなる建設委員会とでもいいですか、そちらのほうを立ち上げましてですね、実際の場所等は決めていきたいと思ひます。その中で、重要な一つの要素である、静かな場所であるということでございますので、そのことは考慮しながら検討していきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 15番竹上議員。

○15番（竹上公也君） 御答弁ありがとうございました。今後また、いろいろ考えていくということでございますんですが、騒音に振動というのは、配慮してやっていただいて、やはり、本当

に音に関する問題というのは、やっぱり厳しいんじゃないかなろうかと。あと、工事中の安全通路等を中心に、いろんな問題が出てくると思います。できるだけですね、御相談して、一番やっぱり勉強に専念できるようなことを考えてやっていただければありがたいと思っております。よろしくをお願いいたします。終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

9 番宮崎金次議員。

○9 番（宮崎金次君） おはようございます。9 番宮崎でございます。

私は議案第 3 号、平成28年度益城町一般会計補正予算について、3 点お伺いしたいと思います。

まず 1 番目に、ページ20ページですけども、20款繰入金 2 項の基金の繰入金についてでございます。今回18億6,000万円、これは減額補正がなされております。つまりこれは基金の中に、もとの基金に入れるということであろうかと思うんですが、年度末の各基金の残額について教えていただきたいと思っております。それが第 1 番目であります。

続いて 2 番目、ページ63ページであります。11款災害復旧費 2 項土木施設災害復旧費の中の 1 目道路橋梁災害復旧費15節災害復旧工事請負費の 2 億1,218万4,000円、これは減額になっております。減額の理由について教えていただきたいと思っております。

それから、2 目河川災害復旧費、これが15節の河川災害復旧工事請負費 3 億5,759万7,000円、これの内訳を教えていただきたいと思っております。これが 2 番目。

それから 3 番目に、ページ64ページであります。その下、11款災害復旧費 4 項文教施設災害復旧費の中の 1 目公立学校施設災害復旧費15節小中学校災害復旧費工事請負費、これが 4 億6,736 万円減額になっております。この減額の理由について教えていただきたいと思っております。

それから最後に、同じく15節学校給食センター災害復旧工事請負費 5 億6,418万3,000円、これの積み上げた根拠について教えていただきたい。以上、大きく 3 点、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。9 番宮崎議員の議案第 3 号の基金繰り入れについての御質問でございます。

今回、18億6,000万減額をしております。今までの予算の中でずっと積み上げてきました部分を、今回事業が実施できなかったような部分を減額補正させていただいておりますが、29年度予算を含むために基金の払い戻しというか、そういう形でさせていただいたところでございます。

御質問は、28年の決算ですか、その残高をという御質問でございます。27年決算のところで大體38億ほどございました。それから、今回22億ほど入れているわけでございますが、入れる前の額としましては36億ほどでございます。それから、22億ほど入っておりますので、現在の基金残高としては14億2,200万でございます。

基金ごとに申し上げますと、平成29年度予算を引いたところでございますが、財政調整基金が 4 億1,600万、減債基金が1,000万、ふるさと基金が3,300万、土地開発基金が4,400万、社会福祉振興基金が1,900万、地域福祉基金が 3 億2,700万、公共施設整備基金が 5 億1,000万、中山間ふるさと・水と土保全基金が1,000万、公共下水道建設基金が800万、公園整備基金が4,100万、合

計の14億2,200万という状況でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 建設課長の坂本でございます。9番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第3号、平成28年度益城町一般会計補正予算書（第7号）中、ページが63ページの中で災害復旧費2項土木施設災害復旧費1目道路橋梁災害復旧費の中の15節の減額の理由、それから、次の2項の河川災害復旧の15節の増額、この分の内容ということでございました。

災害復旧の、昨年の議会でもですね、お話させていただきましたけど、全体で244カ所ほどございまして、道路、河川、橋梁ということで、総事業費が44億円ほどございますが、通常ですとこの44億円をですね、発注していくというのは非常に困難な課題であるんですが、課題であるんですが、災害復旧事業というのは国のほうからのですね、交付金をいただくわけで、28、29、30、この3年間で補助金を受け入れるということになります。地震が発生したのが4月ということで、それから災害査定ということで、交付金が確定したのが12月、それから詳細な設計とかを行ってまいるわけなんですけど、28年度はもう既にあと何カ月かしかございませぬ。実質、入るのは2年間ということなんですけど、最終年度に、30年度に張りつけられた分に対しましてはですね、予算をいただいた分に関しては、年度が1年繰り越しという事務処理ができればそういうことも可能でございますが、事務処理上どうしても期間の中ですら、やっていくということになります。

そういう中で、まず、減額した分ということでございますが、当初予定していたものが、28、29では、要するにですね、1年以上、工期がかかってしまうというようなものが出てまいりましたので、これは29年度で発注するというにすれば翌年度までできるということでございます。28年度が、実質、日にちがないということなものですから、この分については減額いたしまして、新たに29年度ですら、対応するというところでございます。

それとあと、河川のほうにつきましては今のケースと逆でございまして、これは河川ということで、今年、もう梅雨は迫っておるわけなんですけど、梅雨前にはですね、着手をしたいと。これの場合は逆でございまして、28、29でやりたいと。早目にやりたいということでございます。

川でいいますと、何カ所か大きいものから申し上げますと、大体4カ所ほどございます。九尺堀川といって、これは飯野の方面なんですけど、それから広安校区で3カ所ほどございます。西宅地川、これ、河川の名称をつけておるわけなんですけども、西宅地川、それから竹ノ下川、崎久保川、この河川が結構大きく壊れておりまして、この4カ所が代表的なもので、それを含めまして3億5,759万7,000円というような予算を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございます。9番宮崎議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第3号、平成28年度益城町一般会計補正予算書（第7号）中、64ページの公立学校施設災害復旧費の中の15節工事請負費中、小中学校災害復旧工事請負費の減額の理由ということであ

たと思いますが、これにつきましては、益城中学校の災害査定が、徐々にではございます、まだ完全に終わっておりませんが、一部終了しております、一番傾斜の激しい、傾いている校舎がございまして、これにつきましては査定が終わっております。この復旧費ということで、前回、予算を計上させていただきましたが、その後の中学校の被害の状況が徐々に判明してきて、全体的な建て直しを検討する必要が出てきました。

その中で、今回の傾いている増築部分だけの工事をするよりも、普通教室の全体としての工事が必要ではないかという判断になりましたので、今回はこの査定が終わった分の工事費は減額させていただいております。29年度の予算の中で、これも含めまして計上をさせていただいております。

次に、給食センターの災害復旧工事請負費の内訳ということであったかと思いますが、これにつきましては、まず給食センターの災害復旧の国の予算的な裏づけとございますか、こちらにつきましては、現在建っている688平方メートルにつきましては災害で対応すると。今度、移転しまして拡張するわけでございますが、拡張する部分につきましては、学校施設環境改善交付金事業を含むということで、別々な補助金で対応することになります。

その中で、現在、災害復旧ということで、査定が終わって確定した金額が3億1,816万円でございます。こちらのほうが688平米分の金額になります。

あと、増築しますところの部分について、これも28年度中に補助金交付申請をしております。と言いますのが、国の予算が補正予算だと非常につきやすいと。数年度の予算だと非常につきづらいというような性格がございまして。今回の地震等の災害復旧の費用が増大するというあたりも関係するかと思いますが、それで28年度の補正予算ということで、先ほど言いました増築部分の学校施設環境改善交付金事業に手を挙げております。そして、交付の確定を受けております。

この中で、いずれにしても28年度は未契約繰り越しになりますので、国の費用といたしましては繰り越しが何回もできません。ということで、給食センターの工事は1期工事と2期工事に分けて計画する予定でございます。

その中の1期工事部分、全体的な追加部分、割合でいいますと約58%でございますが、こちらの工事費の予算として1億7,600万3,000円、合計の5億8,418万3,000円。それに今回、給食センターを造成する必要がございまして、そちらの予算として9,000万円を足しております。済みません、その三つの合計が5億8,418万3,000円というふうになります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 先ほどですね、藤岡企画財政課長の答弁がございましてですね、それにつきましてちょっと補足説明をですね、させていただきたいということでございますので、よろしくお願いたします。

藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。9番宮崎議員の先ほどの質問の中でお答えさせていただきました分は、平成29年度の22億2,700万を差し引いたところの残高を申し上げましたので、御質問は28年度の今回の補正で18億6,000万引いたところの残高を申し上げたいと思います。

財政調整基金が11億1600万、それから減債基金が5億1,000万、ふるさと基金が3,300万、土地開発基金が4,400万、社会福祉振興基金が1,900万、地域福祉基金が3億2,700万、公共施設整備基金が11億500万、中山間・ふるさと水と土保全基金が1,000万、公共下水道建設基金が3億9,800万、公園整備基金が8,300万、全部で36億4,900万となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 1回目の質問に対する答弁、何か少し皆さん、突然質問するからちょっと戸惑う点もあろうかと思うんですが、もう少し自信持って答えていただきたいなど。何となくこっちも不安になってしまうので、ひとつよろしくをお願いします。

まず、1番目のですね、基金繰入金、これについては、かなりやっぱり昨年度の災害で、基金をですね、町が持っている基金から繰り出したですよ。それが年度末に返ってきたと。それがどういう状況になっているかということを確認をしたために質問しましたけども、後で修正されましたので分かりました。大体36億ぐらいは返ってきていると。通常40億ぐらいだったんですよ。少しずつ減って38億。36億ぐらいは何とか来年度の年度当初には基金として利用できると。こういうことで安心をいたしました。

次、2番目のですね、河川災害復旧についてはよく分かりました。追加になった分はですね。ただ、何ていうんですかね、この減額した分、道路橋梁災害復旧費の減額のところは、どことどことかがですね、どういうふうな事情で先延ばしにしたので、これが今年は工事ができないでお金が減ることになりましたというのを、もう少し具体的に教えてください、分かるんだったら。そういうふうにしてください。

次、3番目はですね、小中学校の災害復旧費工事請負費については分かりました。益城中学校の管理棟、これが多分、当初は15センチ傾いてるからこれを補修しようということで予算組まれたと思うんですが、いや、そうじゃなくて、もうくいからいかれてるから建て直さなきゃいかんということで、これが延期になったということだろうと思いますんで、これはよく分かりました。

ただ、その下の学校給食センターの災害復旧費、これは何かよく分からなかったですね。今、説明聞いて。もうちょっと整理をして。何かですね、今年この積み上げた金、それから、また新年度予算、これから審議します新年度予算にも約8億くらいですかね、積まれてるんですよ。ここらあたりをトータル的に説明していただくと分かりやすいんですけども、よろしくをお願いします。

このあと2点だけよろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 建設課長の坂本でございます。9番宮崎議員の2回目の御質問でございます。

減額処分場所ということでございますが、29年度にですね、施工する道路、橋梁が、道路におきましては60カ所ほどございます。

具体的ということでございますが、例えば、路線名とかですね、その辺はちょっと持ってきておりませんが、例えば橋梁でいきますと、大きい橋じゃなくてですね、寺迫の迫川にかかっている

る橋であるとか、運動公園の南側にあるんですけど、それから、古城園の近くに橋梁があるんですけど、その4カ所ぐらいですね。そのあたりが、やはり29で発注したほうがいいんじゃないかということで、道路が60、橋梁が4カ所ぐらいを予定しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございます。どうも緊張しまして説明が分かりづらくて申しわけございませんでした。

給食センターの災害復旧といいますか、移転して新たに建てるわけでございますが、工事費としましては29年度予算にも上げております、今回の予算と足した形で一体の工事になる予定でございます。厨房費とも含めまして、一応、12億5,660万程度を見込んでおります。

その中で、今回上げさせていただいているのが5億8,400万程度、残りの約7億8,000万を29年度で上げさせていただく予定でございます。

先ほど申しましたように、できるだけ早く歳入、補助金の確定をさせたいということで、28年度の国のですね、補正予算のほうに補助金交付をしましたので、その関係で28年度と29年度の二つに分かれております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 2回目の答弁、ありがとうございました。大体、質問した内容についてはですね、私も大体理解できたんですが、ただ、いろいろ議員さんもおいでになりますからですね、詳しいやつ、特に工事費とかはですね、金額が膨大になつとるわけですよ、いつもと違って。ですから、できたら資料等でですね、支障がなければ、なるべく配って議員さんに理解をしていただくようによろしくお願ひしたいと思います。でないとですね、どこを工事、来年度に延ばす、もしくはどこはもうやらないとか、こういう話がですね、やっぱり我々町民と直接つながってますんで、いろいろ質問が来るんですよ。そのとき答えられるような体制をつくっていただければ非常に助かりますんで、どうぞよろしくお願ひします。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質問ありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 16番渡辺でございます。1点だけお聞きしたいと思います。

平成28年度益城町一般会計補正予算書（第7号）の50ページの8款土木費4項都市計画費の5目の公園費ですね。この委託料、潮井自然公園整備工事設計・監理業務委託料、それから潮井自然公園整備工事の委託料が577万5,000円、それから工事費が1億500万円の減額ですね。潮井公園、この理由をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。16番渡辺議員の御質問にお答えします。

議案第3号、平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）中、ページ50ページ、目で公園費のうち、委託料と工事請負費の部分で、潮井自然公園の減額の理由についてということで、質問にお答えいたします。

こちらのほうにつきましては、潮井公園のほうはですね、5カ年計画で工事を予定しております。しかしながら、今回、震災によりまして、普通の公園事業というふうなのはですね、震災のほうに遭っておりますので休止ということで28年はしましたので、全額減額しております。

それと、ちなみに29年度のほうもですね、災害のほうは、復旧対策のほうが必要でありますので、29年も行わないということで、一応決定しておりますので申し添えておきます。済みませんがよろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） ようございますか。

16番渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） 御答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

28年、29年休止ということでございますが、その後は開発でやるわけですかね。それとも、それと同時に、これに関連した四賢婦人を移転するという事になっておりましたが、その点をお願ひしたいと思ひます。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 16番渡辺議員の2回目の御質問にお答えいたします。

28、29で休止しているがその後はということではありますが、これは国の補助をですね、もらいながらの計画でちゃんとやっておりますので、30年度以降はまだ未定ではありますがけれども、災害状況を見まして、これは継続的にはやるということではしております。中止と、完全に中止になったというわけではございません。28、29だけは一応震災によつての休止ということではしておりますので、継続する予定でございます。

それと四賢婦人のことにつきましては、申しわけございません、こちらのほうではまだ調整のほうをまだやっておりませんので、それについてはまだここで答えできるところではございません。申しわけございませんが。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員、いいですかね。今の答弁でいいですか。

高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長の高森です。16番渡辺議員の御質問にお答えします。

四賢婦人の記念館が潮井公園に移転が決まったがということなんですが、今も杉浦課長から答弁申しましたとおりでございまして、今は検討中ですが、ほぼ決まったなという状況にまできております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 16番渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） 3回目、質問させていただきます。

御答弁ありがとうございました。非常に潮井公園はですね、皆さん、待ちに待たれておりますので、なるべく。今回は震災のため、仕方ございませんけれども、早急に完成に向かつて頑張つていただきたいなと思つております。皆さんも待ちに待たれております。よろしくお願ひしておきます。

それから、四賢婦人は、昨年、28年度の9月だったですかね、予算か何かついつとったでしょう。

(「12月議会です」と発言する者あり)

12月議会だったのですかね。それも移転のほうによろしくお願ひしときます。

では、質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長(稲田忠則君) ほかに質疑ありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番(吉村建文君) おはようございます。7番吉村でございます。

議案第3号、平成28年度益城町一般会計補正予算書について御質問させていただきます。ページが25ページです。

企画費の地方バス運行等特別対策補助金で1,700万3,000円が計上されております。この内訳を教えてくださいたいと思います。

続いて27ページ、総務費の諸費で、防犯灯施設整備費補助金が200万円減金なされてますよね。これはどうして減額になったのでしょうか。

続きまして35ページ、民生費、2項の児童福祉費、委託料で放課後児童健全育成事業委託料で1,337万6,000円減額になっておりますけども、これは一体どうして減額されたのか。

続きまして36ページ、同じく19節の放課後児童健全育成事業補助金で692万。これは復興基金の交付金事業における負担、説明がありましたけども、これも具体的にまた説明をお願いしたいと思います。

それから、45ページ、商工費。商工業振興費の中で、14節テクノ団地仮設店舗リース料が1,750万4,000円減額になっておりますけども、これもどうして減額になつたのか教えてください。

それから、54ページ、教育費1学校管理費15節工事請負費で飯野小設備費で4,512万4,000円、津森小で836万3,000円、広安西小施設整備費で2,200万計上されてますけども、特に津森小施設整備費は当初予算で3,018万7,000円計上されているんですね。これもトイレの改修ということで4カ所ということになってましたけども、これもまた新たに836万ということで計上されてますけども、これはどこの部分なのか教えてください。

それから、57ページ、教育費、社会教育総務費の中で備品購入費で庁用器具費155万2,000円。これは児童クラブにということでしたけども、これも具体的にどうなっているのかを教えてください。以上です。

○議長(稲田忠則君) 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長(藤岡卓雄君) 企画財政課長の藤岡でございます。7番吉村議員の御質問でございます。

まず、議案3号の中の25ページ、公共交通費の部分でございます。地方バス運行等特別対策補助金が1,703万円ということで増額補正させていただいております。これは、町内を走ります路線バス、今、益城町には九州産交さん、それから産交バスさんで補助対象路線というのが三つほどございます。津森のほうから来ている部分、それから木山産交から市内のほうに行っている部分、それからもう一つは、市内のほうから東無田へ上って御船のほうに行く部分、それ全て

を合わせまして、今回は地震等で津森のほうの路線が中断しております。それから、利用者のほうも震災前から減になっているということで、いろいろこれは細かい計算がございますが、そういう中で補助額が運輸省のほうからの査定等も受けまして、5,700万3,000円ということがございます。当初で組んでおりました4,000万との差額を今回計上させていただいたというところがございます。

それから、次が商工費のほうです。45ページでございます。14節のテクノ仮設店舗の部分の減額でございます。こちらも中小機構というところから助成金をいただいて、テクノ仮設団地に予算を補正で組ませていただいておりますが、検査等も済んで、一番の原因は浄化槽のところの部分が出店者の店舗の形態で、飲食業か通常の店舗かで浄化槽の部分が大分変わってきますので、結果的にこういう中小機構の竣工検査を受けて助成額が確定したというところがございます。その部分の減額補正で上げさせていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第3号、平成28年度益城町一般会計補正予算書の27ページでございます。2款1項7目諸費の19節負担金補助及び交付金の防犯灯施設整備補助金の減額の理由でございます。

防犯灯につきましては、地域からの申請によりまして、1灯当たり3分の2の補助を行っております。最高が4万円の補助となっております。これは補正予算で1回増額をしたかと思いますが、決算の見込みによりまして、今回減額する分でございます。なお、見込み額よりも実際の申請が少なかったということがございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂本こども未来課長。

○こども未来課長（坂本祐二君） こども未来課長の坂本です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第3号、益城町一般会計補正予算中、35ページ、3款民生費2項児童福祉費の中の13節委託料、放課後児童健全育成事業委託料の1,337万6,000円の減額についてですけれども、こちらの委託料についてはそれぞれの小学校においてですね、当初予算は基準額、人数に応じた基準額と開所日に応じた開所日の加算、それから夏休みなどの長期休暇加算、それから障害児加算などを当初組んでおりますけれども、今回それぞれの実績に応じてですね、障害児加算とか障害児がいなかったということで減額した分が全部でこの1,337万6,000円ということになります。

それから、36ページの19節の中の放課後児童健全育成事業補助金、これは復興基金で行うものですけれども、あちらのほうは地震で被災した家庭の経済的負担の軽減を図るため、放課後児童クラブの保育料の全部または一部を支援するということです。こちらのほうがですね、全壊以上の保育料については全額免除、半壊が2分の1補助ということになりますので、一応、大規模半壊以上がですね71名、半壊が80名ということで、690万を計上しているところですので。以上です。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 吉村議員の質問にお答えいたします。

議案第3号、平成28年度益城町一般会計補正予算書（第7号）中、54ページ、学校管理費の15節工事請負費の中の津森小学校の増額分は何かという御質問であったかと思えます。

補正予算の第6号で、津森小学校分は、済みません、6号ではございません。事前に予算を上げさせていただいておりましたが、そのときに補助金の算定、実工事費で上げておりました。実際の補助金の実工事費ですね。実際の補助金の実工事費と、国の算定する工事費と実際の工事にかかる単価に違いがありましたので、その実工事費で上げておりましたが、実際には補助金ベースではなくて実工事費で上げる必要がありました。申しわけございませんが、その算定ミスでございます。失礼します。

○議長（稲田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長の高森です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第3号、平成28年度益城町一般会計補正予算でございますが、ページ57ページ、10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費18節の備品購入費の庁用器具費の155万2,000円についてという御質問だったと思いますが、これはですね、平成28年度熊本県放課後子ども教室一体型の推進に係る整備事業の実施についてという文書が来ておまして、これに対する申請の内容がこの金額になっておまして、この事業の目的といいますのが、全ての就学児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと一体型の放課後子ども教室の整備を推進する自治体に対して、活動環境の充実、環境整備に必要な設備備品やICT機器等を活用した学習支援を実施するための備品を購入する補助を行うということで、これは補助率が10分の10というですね、全額補助ということになっておまして、担当の先生から益城町はぜひとも申請してほしいという依頼がありました。

そこで申請しましたのがこの事例なんです、内容としましては、テレビ、プリンター、そろばん、テーブル、パソコン、ソフトウェア、これを町内の2校のほうに買うつもりで予定でございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 2回目の質問をさせていただきます。

津森小学校のトイレの部分については、実際の工事とその見積もりとの違いがあって、実際の工事が高かったんで836万3,000円を追加申請したということでございますけども、あと、ここに計上してある飯野小学校のトイレの部分は4,512万4,000円となっておりますけど、どのトイレの部分なのかというのが知りたいんですね。

それと広安西小学校の施設については、エレベーターの増設ということになってますけど、このエレベーターなのか知りたいと思います。

それから、社会教育総務費の児童クラブの155万2,000円ですけども、これは町内の二つの施設にプリンターとかそういったものを提供するというところでございますけども、町内には児童クラブはまだいっぱいございます。今回は二つのクラブにということでございますけども、また今後、申請してほかのクラブにも追加支給なさる予定なのかお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡です。吉村議員の2回目の質問に答えさせていただきます。

飯野小学校につきましては、児童と職員用のトイレの改修でございます。

広安西小学校につきましては、現在、体の不自由な児童さんがいらっしゃいますので、2階に行けない状態でございます。エレベーターを新たに新設する予定でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長の高森です。7番吉村議員の2回目の質問にお答えいたします。

今、2校の小学校だけということで、今後、ほかの学校にも普及させるかという御質問でございましたが、この事業が続く限りですね、10分の10という魅力的な補助率でございますので、これは続けていくように検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ここで暫時休憩いたします。11時30分から開会いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。1点だけ。同僚議員が質問したんですけど、ちょっと再確認の意味で1点だけ答えていただきたいと思います。

いろいろ減額についても質問したかったんですが、幾つか同僚議員のほうから質問がありましたので、それはもう。

潮井公園の工事の休止に関連してですが、ページ58ページですね、一般会計補正予算の第7号の益城町補正予算のページ、58ページの5目の13委託料のところ、先ほど質問ありましたけど、四賢婦人記念館ですね、これ、減額400万、それから移設工事が2,200万と。この金額のことじゃなくて、この建設予定地というのは潮井公園の駐車場、その所になっていたと。大体、先ほどの大まかな答えだったんですけども、そこにはなっていたんでしょうが、まだ一応7,300万を残してこれを来年度に繰り越すのかですね。工事しようにも場所を移転しないと、あそこには潮井公園の工事は厳しいとなっているのにこの工事は続けてやるのか。移転はそのまま進めるのか。その辺をちょっと確認しときたいと思ひまして、よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長の高森です。14番中村議員の御質問にお答えします。

平成28年度益城町一般会計補正予算、議案第3号ですね、この中の10款教育費6項社会教育費5目の四賢婦人記念館運営費13節の委託料についてでございますが、この工事を進めるのかという内容もあったかと思いますが、当然、来年度にですね、予算のほう繰り越して進めてまいります。

そして、場所的にはどこかという内容になるんですが、今、潮井公園がですね、工事のほうはストップしておりますが、入ってすぐ右手下側のところをですね、予定しております。

ただ、公園ほうがストップしております関係でですね、うちのほうも関係各課とですね、慎重に今協議をしておりますが、うちとしては、これはできるという感触で進めておりますし、県の担当課のほうも大丈夫だろうというようなですね、返答も得ておりますので、これは来年度に繰り越してやっていくところでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） やっていくつもりですけども、潮井公園のほうがですよ、工事が休止ということで、中止じゃないですね、休止だということですけど、いつ再開できるかというのも分からない。で、あそこに四賢婦人記念館だけつくっていくということですか。その辺がどうなのか、よく状況を見極めてやっていくということかもしれないけど、来年に持ち越してそのまま進めていくのか。時期的なものも検討しなくちゃいかんのかなと思うんですけど。やっぱり潮井公園ができないであれだけ持っていても、恐らく何か県のほうとしては物産館あたりも一緒に含めてつくるような予定でしょう。だったら、せっかくそれをするなら、やっぱり潮井公園とあわせて進めていかないといかんのかなと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（稲田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長の高森です。14番中村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

潮井公園の工事のほうにストップしてる中で、その中の四賢婦人記念館だけを進めていくのかという御質問でございましたが、これはですね、都市計画事業と社会教育のほうとまた違いますので、そのほうもお願いしてですね、ここはどうしてもさせていただきたいということで、ある程度了解を得ておりますので、来年度予算で繰り越してやっていきます。

また、そこにはですね、物産館とかですね、展示資料室とかつくってですね、多くの人に来てもらうように考えておりますので、御協力をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） 繰り越して進めていくということです。ただ、せっかくつくるのであればですね、利用者が、せっかくつくり上げた、来る人がいなくちゃどうしようもないわけです。そのためには、やっぱり潮井公園が再開すると同時に一緒にできるような、そういう形をもっていけないと、それだけで人を集客できるかということなんですよ。ですから、その辺をもう少し検討していただくべきじゃなからうかと。

もちろん潮井公園の再開のときにはでき上がるとという形でも構わんですけども、その辺をですね。やっぱりせっかくつくるならば。結局、結果的に潮井公園が、結局ずっと休止になって、

なかなか再開が難しいということになればですよ、記念館がせっかくそこにぽつんとあっても、人が来ますかね、あそこに。その辺が問題なんですよ。ですから、そこをもう少ししっかり検討してやっていただきたいなということです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長の高森です。14番中村議員の3回目の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃられますとおり、あそこに集客するので大丈夫かというような御意見がございました。これに関しましては、今後ですね、いろんな方面から検討しまして、できるだけ多くの方に来ていただくようにですね、検討してまいります。

それと、なぜ来年にしなくちゃいけないのか。潮井公園ができると同時でいいんじゃないかというような御意見もございましたが、これは地方創生交付金の関係でですね、急遽12月の議会で補正予算をいただいてやったということでございます。今でなければ補助金のほうが出ないというわけでございますので、少し早いかと私たちも考えましたが、今年度、来年度でさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですから、議案第3号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）」から議案第9号「平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第4号）」についての質疑を終わります。

次に、議案第10号「平成29年度益城町一般会計予算」から、議案第26号「益城町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」までの質疑を行います。

議案に対する質疑はありませんか。

1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） 1番上村です。1点お伺ひいたします。

議案第10号、平成29年度益城町一般会計予算書、ページで168ページ、11款災害復旧費3項厚生労働施設災害復旧費1目民生施設災害復旧費13節委託料として設計業務委託料3,200万。続いて、17節公有財産購入費として第5保育所用地購入費として3,500万が計上されております。

被災した建物は田中集落に建っておりますが、田中畑中の現在地付近で少しでも早く子どもたちにですね、よりよい環境を提供できるようにと強く願っております。この予算、組んでありますが、用地の選定と現在の町の計画の進捗状況、これについてですね、説明のほうをお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂本こども未来課長。

○こども未来課長（坂本祐二君） こども未来課長の坂本です。1番上村議員の御質問にお答えいたします。

平成29年度一般会計予算中、168ページです。11款の災害復旧費の中の第5保育所関係の予算を組んでおりますけれども、そちらの場所あたり、今の状況ということでお答えいたします。

現在、第5保育所は、擁壁の崩壊に伴い園舎が傾いており、非常に危険な状態です。この場所は崖地でもあり、地盤も盛土を行っているので軟弱な部分がありますので、また保護者からも移転の要望があっておりましたので、安心安全な保育環境を確保するため移転を計画しておりますが、場所ということですのでけれども、一応福田地区にということ、被災したですね、第5保育所の近くの平坦地な土地への移転を今、計画しておるところです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 1番上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

一応、用地の購入費ということですね、3,500万計上してありますので、どこか目ぼしい場所でも決まっているのか、またあと面積ですね。広さ的にはどれくらいを考えておられるのか。その辺をいま一度、説明願います。

○議長（稲田忠則君） 坂本こども未来課長。

○こども未来課長（坂本祐二君） こども未来課長の坂本です。1番上村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

場所ということで、一応ある程度、候補地は絞っておりますけれども、それから広さということですので、一応ですね、約3,500平米程度の土地を予定しております。以上です。

○1番（上村幸輝君） 分かりました。

○議長（稲田忠則君） ほかにありませんか。

5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 5番榮です。議案第14号、益城町公共下水道特別会計予算で質問します。

1款1項1目15節、この中で、258ページです。この中で、管渠応急工事請負費が1億8,336万8,000円の計上がありますが、この管渠の応急工事の内訳としてどの地区が一番多かったのかと尋ねる予定でしたが、先ほどの休憩の間にこの資料を配っていただきましたので大体分かります。やはり寺迫から広崎まで、それと宮園地区ですね、が一番やっぱ多いごたっですね。それと推進工事が絡んどるところが相当金額が上がってるようです。それで、その質問に対してはこの資料で十分です。

それと、今、下水道課のある事務棟があります。あれが沈下してちょっと傾いとるです。あの復旧っていうものはどういったふうに考えていらっしゃいますか。事務棟の改修工事についてお尋ねします。

○議長（稲田忠則君） 水上下水道課長。

○下水道課長（水上眞一君） 下水道課長の水上でございます。5番榮議員の御質問にお答えさせていただきます。

処理場の傾きを御心配されとるかと思えます。昨年、国交省の災害査定を受けまして、処理場で約10億円の復旧工事費を認めていただきました。その中で、本年度中、ほとんどの工事については終わる予定でございましたが、議員御指摘のように処理場の基礎部分が若干時間がかかりまして、来年度にちょっと繰り越しする予定でございます。

また、建物にも段差があったり、周りも亀裂が入っておりますので、その部分につきましても

来年度繰り越しということで対応したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 今のですね、榮議員の質問はですね、今、建屋の傾きについてのですね、質問でございましたけれども、これは予算の中には入っておりませんので、今後、今からですね、新年度の質疑をされていく中でですね、予算計上してある分をですね、質疑をしていただきたいと思います。以上です。

ほかにございませんか。

6 番中川公則議員。

○6 番（中川公則君） 6 番中川でございます。私は平成29年度益城町の一般会計予算についてですね、五、六点お伺いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

まず、52ページ、2 款の総務費のですね、1 項、諸費の7 の15 節のですね、工事請負費でございますけれども、グランメッセ木山線の防犯灯設置工事ということで2,320 万ほど計上されておりますけれども、この部分については以前からいろいろと仮設団地関係のですね、暗いというような形で要望があっておまして、こうして設置していただくのはありがたいと思いますけど、木山団地のですね、仮設につきまして、以前から交通安全関係もしかりでございますけれども、あの部分に横断歩道をですね、1 カ所つけていただくならという形で以前から要望が入ってございましたけれども、その部分についてもいろいろ、善処されているのかということですね、お聞きしたいと思います。これは一応2,300 万の工事でございますけれども、かなりの工事費、広安のほうからの仮設団地の部分も沿線について工事が入るとお思いますけど、分かる範囲のですね、部分で結構でございますけれども、よろしくお願ひいたします。

それから、98 ページですね、4 款の衛生費、2 の清掃費からの中でございますけれども、済みません、97 ページのですね、災害廃棄物処理費の中でですね、非常に13 節の委託料関係ですね、87 億2,401 万5,000 円ですか、結構大きな、98 ページにわたって、災害廃棄物処理事業とか災害廃棄物の運搬委託料とか、6 億4,520 万円とか、非常に大きな額が計上してあるわけでございますけれども、本年度、来年の3 月までですね、解体関係、大規模、あれが全壊ついてですね、今の進捗状況のですね、状況についてちょっとお知らせいただくならということで質問いたします。

それから、123 ページのですね、8 款土木費の都市計画費の中の6 項の土地区画整理費の13 節委託料ですけども、1 億4,100 万ですかね。益城中央地区土地区画整理事業計画設計業務委託料ということで1 億4,100 万ですか、上がっておりますけど、これについて我々ちょっと把握しておりませんが、面積と場所、今後の推移についてのですね、分かる範囲で結構ですけども、御説明をいただきたいと思います。

次に、127 ページですかね。これの土木費、都市計画費の中の1 目の住宅関連費の中の13 節の中の委託料関係ですけども、災害公営住宅開発事業委託金ですね。それと、次の126 ページの災害公営住宅用地購入費7 億9,900 万、17 節ですね。これについて、場所とか面積とか、ある程度分かっておる範囲で結構ですけども、どこの地区にどういう形でやるのかをですね、ちょっと説明をいただきたいと思います。

それから、10 款の教育費でございますけれども、6 項の146 ページ、社会教育費の中のですね、

19節ふるさとづくり施設整備費補助ということで1億7,694万ですけど、これは公民館関係のですね、建てかえの補助金ということで理解をしておりますけども、町内の公民館ですね、あちこち結構、水道とかもあちこち大きな災害関連の公民館とか、ほとんど全壊という形であるわけでございますけど、町全体で改修関係、あるいは建てかえについてですね、どういう状況で今、計画というか、町のほうに要請があるかですね、その部分についてちょっと質問をいたしときます。

それから、最後でございますけども、166ページの11款災害復旧費の2項の土木施設災害復旧費の中のですね、総合体育館関係でございますけども、15節工事請負費の38億4,400万ということで、けさの熊日新聞にも載っておりますけども、建てかえということで、18年度開業を目指すという形で載っておりますけども、この体育館そのものをですね、今から設計、あるいは町村関係をやりながら、18年度あたりで完成できるかなという形で、規模とかの部分について、どういう考えで、災害復旧で対応されるということでございますし、町の持ち出し分についてですね、どのくらいの試算をしとるかということですね、国の補助金から差し引いて、町単独分がですね、どのくらいの比率になるのかですね、お知らせをしていただきたいと思います。

以上、私のほうから以上の点についてお尋ねいたします。第1回目の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。6番中川議員の御質問にお答えいたします。

議案第9号、平成29年度益城町一般会計予算書、52ページでございます。諸費の工事請負費、グランメッセ木山線防犯灯設置工事及び木山団地の歩道についての御質問でございます。グランメッセ木山線の防犯灯につきましては、広安西小学校の北側から国道443号、ちょうどクリーンセンターの南側になりますけども、そこまでの延長が3,443メートルございます。これに30メートルおきに片側で防犯灯を設置したいというふうに思っております。

それから、木山団地の横断歩道につきましては、大変交通量も増えております。今後、警察とも協議しながら要望等を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 河内環境衛生課長。

○環境衛生課長（河内正明君） 環境衛生課長、河内です。6番中川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第10号、益城町一般会計予算、ページが97ページから98ページにかけての災害廃棄物処理費の中の委託料についての御質問ですけども、これにつきましては議員御指摘のとおり、工事解体に係る分も解体そのものに係る委託料、それから解体によって生じた災害廃棄物等を処理するための処分費、それから処分場まで運ぶ分の運搬費相当の委託料でございます。解体前には補償コンサルタントを入れてですね、解体業者さんと施主さん、それからコンサルタントの3者の立ち合いをいたしますけど、その立ち合いの分の委託料等も含めた予算計上でございます。

現在の進捗状況をとこの御質問ですけども、3月6日現在で申請件数がですね、3,475件の申請が上がっております。

現在、現場が完了している件数、これが2,265件。進捗率に換算しますと65.18%の進捗という

ことで、当初予定しておりました計画よりも若干早く、おおむね順調に推移をしているというところでございます。

この工事解体につきましては、発災後2年ということで当初予定をさせていただいたところですが、来年の3月までという当初の計画をですね、前倒しをして、今年の12月、本年12月までには大体終わるというところに今計画をさせていただいているところですが、今年の12月ですね、さらにですね、前倒しをして、少しでも早くですね、1日でも早い解体の作業を終えたいということで、今、取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦でございます。6番中川議員の御質問にお答えいたします。

まず、ページ123ページ、土地区画整理費の中で13、委託料、益城中央地区土地区画整理事業計画設計業務委託料1億4,100万、これについてということでお答えいたします。

内容としましては、区画整理を行う上で、基本計画、事業計画、現況測量、概略換地設計という部分を、内容的にはそういうものを思っております。国の補助が2分の1です。

今現在、平成28年度で国交省のほうで直轄事業のほうでですね、調査をいただいております。特に、木山四つ角周辺、この地域は災害が非常に集中しておりますので、その部分を現況のまま回復した場合、再建、皆さんがしていた場合、この地域はですね、同じような状況になるということで、こういうことも考えた面的整備のほうを考えないといけないということで、国と協議をしながら進めておるところではありますけれども、今現在では施行区域の設定、調査のほうはですね、今、行っているんですけども、まだはっきり決まっておりません。

それで今後、1カ月以内をめどにですね、地元の説明をしながらやっていきたいというふうに思っております。まだ、区域設定の部分についてはまだ調整中でありまして、あとは地域のほうに入りまして、どこまでやるかというふうなのは住民の方の声を聞きながらですね、やっていくということで思っております。

町のほうではですね、28年度予算において、この地域、交差点付近周辺をですね、ただそのままの状態で行った場合、成果が上がらないということで、商工会のほうとですね、話をしながら、この地域を調査するというところで、国の補助を3分の1をもらいながら調査ということでやっておるような、当初予算で入れておりました。国の直轄事業でですね、こういう震災が起きてやっている状況でありますので、町のほうでは、権利調査のほうをですね、調査しようということで進めております。

そのような状況で、中央地区のほうは面的整理のほうで区画整理が、手段の中でもいろいろありますので、その手法はどれを使おうかということは今している状況です。近々住民の方に説明をしながら、どういうふうなことでやっていくかというふうなのをお話したいというふうに思っております。

それと、次に167ページ、済みません、125ページ、6ページのところで、住宅管理費のほうになりますが、災害公営住宅の開発業務の委託料ということでありますが、1,200万。これにつき

ましては、災害公営住宅を建てるに当たりまして、各校区に災害公営住宅を建てる計画300戸を予定しております。

その中で、市街化調整区域におきまして、広い土地を開発する場合、やはり地区計画というのを張らなければならないようになります。地区計画をするに当たりましては、どうしてもいろいろな申請を行うためには、測量であったり、開発内容をですね、示したものをつくらなければいけません。そのためには、職員で行うことができませんので、開発業者さんのほうにですね、お頼みするというので、広安と木山地区にあっては、この手法で行きたいと思っておりますので、委託料が必要になってくるということで計上させていただいております。

次に、用地の部分ですけれども、災害公営住宅の用地購入費ということで126ページ、一番上で、7億9,900万というふうなのを計上させていただいております。300戸をつくるに当たりまして、公共用地のほうはありませんので、面積は3万6,200平米を予定しております。これは、大体1戸当たり150平米を予定しております、予定地としましては、広安西小校区においてはですね、区画整理、特に北側のほうになりますと、ほとんど区画整理地内になってしまいます。西地区、中地区、東地区というふうなのがありますけれども、全部区画整理地内になります。

その中で、今一番早目にできるということになりますと、西地区というふうになります。この西地区のほうは、西地区のほうに選定いたしましたのは、まず、年配の方が来られたとしても交通の便がいいところ。西地区のほうでありますと、小池竜田線の交差点付近にはバス停もございます。その付近には買い物するところもあります。すぐ地域内にありますけれども、さくら病院があります。そういうところで選定して、西地区のほうに行きたいということで思っております、そこを選定しております。約1.4ヘクタールで、土地価格からしますと約6億円を準備するというふうにしております。

あと、調整区域のほうになりますけれども、広安、木山のほうで約1.2ヘクタール。こちらのほうを、これはあくまでも土地のほうの評価的には鑑定を入れますけれども、鑑定を入れながらやっていきたいというふうに思っております。それで1億2,000万を広安、木山のほうで予定しております。

それと、集落部につきましては、これは、飯野、福田、津森になりますけれども、面積的には約1ヘクタール。それと、用地費につきましては6,000万を準備しております。これはあくまでも予定の部分でありまして、用地が大体ここだという候補地が決まりましたら鑑定を行って、用地交渉のほうにですね、挑みたいというふうに思っておりますので、もし安くなればもっと広くできるということになります。

それと、次に用地補償の関係ですけれども、これは用地を選定するに当たって、そこに農業用施設、ビニールハウス等がですね、あるときには、用地補償のほうも関係しますので、そちらのほうで計上させていただいているというところでございます。

次に、166から167ページにかけましての公園災害復旧費の中で委託料があります。これが3億円。工事費の中で、これが38億4,400万になります。調査設計のほうでですね、委託料3億円の内訳を言いますと、総合体育館の詳細設計につきましてが2億円、地域調査の部分で2,000万。

これにつきましては90%を国の負担金になります。残りは起債になりまして、95%が交付税というふうになります。残りの8,000万につきましては、これは災害査定を公園のほう受けまして、町内の公園で辻ヶ峰公園ほか6カ所を行うということしております。

次に、復旧工事のほうですけれども、総合体育館の建設費、建てかえのところで予算は計上しております。国の災害査定のほうもですね、受けて、その方向で今調整中ということでもあります。これが、建てかえ費が36億、解体費が2億、これも国の負担金が90%、残りは起債として95%が交付税措置ということでもあります。

残りの4,400万につきましては、安永第2団地公園ほか8件を予定しておりまして、4,400万を災害査定受けておりまして、これで一応やるということにしています。

ほかの公園、災害に満たなかった公園につきましてはですね、上のほうに、需用費のほうで修繕料1,000万というふうにしておりますけれども、こちらのほうで対応したいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長の高森です。6番中川議員の御質問にお答えいたします。

平成29年度一般会計予算の147ページの10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費19節の負担金補助及び交付金の中のふるさとづくり施設整備補助金の関係で公民館の状況はどうなのかという質問だったと思いますが、生涯学習課のほうから各区長さんに対しまして、これまで2回のアンケートをとっております。

その内容といいますのが、公民館の改修、解体、新築というのはどういうふうに考えておられますかという内容だったんですが、今までの回答の中でもですね、なかなか地区住民がばらばらになっており、なかなか一緒に話すこともできないので、公民館について、自分の家の解体新築で手が回らん、寄附金も集められないというところですね、今はまだはっきりしないというところがたくさんございました。

生涯学習課としましては、各地区の公民館を現地視察しまして、大体、全壊が11、大規模が6、半壊が17、一部損壊が25というふうになっておりますので、これを参考にこちらのほうでもある程度予想を立てまして、建てかえが17は必要であるだろうということと、あと残りの42が改修ですね。全く必要ないというところもございました。大体建てかえを全額やった場合にはかなりの費用になりますので、町のほうもですね、ある程度高い補助をしなければならないというふうに考えております。

今、つくっております従来のふるさとづくり施設整備費補助金はですね、75%の補助ということなんですが、これだと1,000万に対して250万は地区の持ち出しになりますので、区長さんたちによりますととても払える状況にはないということですので、もう少し高目なところで補助率を上げて支援していきたいというふうに思っております。

また、よその県からもですね、義援金という形で公民館の新築、改修に使ってくださいということで、結構多額の金額を益城町に寄附するという話が来ておりますので、そちらも利用しまし

たところで公民館の整備はやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 6番中川議員。

○6番（中川公則君） 6番中川でございます。各課長さんには詳細な説明をいただきましてありがとうございます。

まず、一番最初にですね、グランメッセ木山線関係のですね、防犯灯関係につきましては、あわせてですね、先ほども言いましたように、総務課長も言われましたけども、仮設の庁舎が木山団地の横にできる関係上、非常にその道路の横断がですね、また交通量も増えてきておりますもんで、そっちのほうも早い機会にですね、考慮していただいて、何カ所とは言いませんけども、1カ所、一番真ん中にですね、公といいますか、公安委員会指定のですね、横断歩道をですね、ぜひとも一つ、早い機会にですね、設置していただくならということであえて要望しておきます。

それから、今、公民館関係につきましてはですね、非常に各部落ともですね、地域で、部落そのものの形態が成り立たないような状況でございますもんで、公民館建設につきましては非常に寄附金とるのもですね、非常に難しい状況になっておりますので、ひもつきでない補助金というものがございますらですね、上乘せして、あんまり校区ででもですね、負担がないような形で公民館ができますような形でですね、ひとつ力添えをいただきたいと思っております。

一つの公民館でもですね、1軒の家を建てるのと同じような形の金額が要りますもんで、そういう形ですね、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

あとの部分につきましては、全く分からない部分につきましては各担当の課長のほうにですね、直接お聞きをしますのでよろしくお願いいいたします。これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） 午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午後0時16分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎です。私は、町長の平成29年の施政方針、それから議案第10号、平成29年度益城町一般会計予算書の中で6点、それから議案第17号、益城町課設置条例の制定についての計8点について質問をさせていただきます。

まず、町長の施政方針でございますが、昨日、平成29年度、町長として町の施政をするに当たって非常に重視をされる事項について、40分かけてお話しになりました。非常に重要なことが多々入っておったと思うんですが、いかにせん配付物がないものですから、なかなか理解するのに困ってしまう。最小限、項目だけでもですね、事前に書いていただければ、我々理解しやすいんじゃないかと思っておりますので、これはお願いベースですが、よろしくお願いいいたします。

これが1点で、それから2点目にはですね、この施政方針の中に、町長がいつも言うておられるように、議会と執行部が一体となって町の復興を行うと、やっていくんだと、こういうことを力強くお話しになりました。これは我々も当然そうだろうということで、議会はこの復興に関してスムーズにいくようにということで、災害復興特別委員会を設定をしております。そして、月に1回から2回、委員会を開いて、執行部からいろんな情報を得て、合わせて、力を執行部と議会がこの復興に向けて努力をしてきたつもりでした。しかし、今回、この予算書を見て、この11款の災害復興のところ、項目。これは委員会ではほとんど説明を受けていない事項が突然予算書の中にぼんと出てきました。これについて町長としていかにお考えになっているのか、これがこの2点目であります。これが施政方針に関するやつであります。

その中にも絡むんですけれども、委員会に出されてなかった事項で、これだけは、本来は常任委員会の中で確認すべき事項もあろうかと思うんですが、総括質疑の中で6点ほど確認をさせていただきます。

まず、当年度予算の中の125ページ、8款土木費5項の住宅費1目住宅管理費13節の委託料、災害公営住宅設計業務委託料、これについては午前中の質疑の中でも同僚議員のほうから質問があつて答弁をしていただいたんですが、この災害公営住宅設計業務委託料3億2,642万円と、その下の17節の公有財産購入費、災害公営住宅用地購入費7億9,900万円。これについて、再度、この災害公営住宅を早期に建設すべきというのは我々も十分承知をします。だが、この災害復興住宅というのは、借り上げ方式でやるのか、新築方式でやるのか、木造を建てるのか、それとも鉄筋アパートを建てるのか、どこに幾つ建てるのかというのは、大体課長から先ほどは説明を聞いたんですが、これはどういう形で決定をされているのか。その前提で多分、これの予算は積み上げられと思うんですが、これについて再度説明をよろしくお願いします。

次、2番目は、163ページの11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費であります。1目農業用施設災害復旧費15節災害復旧工事請負費10億円。これの積算の根拠について御説明をいただきます。

続きまして、164ページ、11款災害復旧費の中の2項土木施設災害復旧費1目道路橋梁災害復旧費13節設計等業務委託料4億5,650万円、それから15節災害復旧工事請負費8億5,095万円。これの積算の根拠について教えていただきたいと思います。

続いて166ページ、2目河川災害復旧費15節河川災害復旧工事請負費の中の1億9,025万円、それから5目崖地災害復旧費の15節崖地災害復旧工事費1億7,600万円。それから、6目の宅地災害復旧費13節の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業測量設計業務委託料1億7,154万円。それから、19節の宅地耐震化推進事業補助金2億9,983万円。同じく19節の被災宅地復旧支援事業補助金14億円。これについて、その積算根拠をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、続いて168ページ、同じく第4項文教施設災害復旧費1目公立学校施設災害復旧費の中の13節小中学校設計等業務委託料2億3,840万円。それから、15節の小中学校災害復旧工事請負費33億9,751万円、これの積算根拠をお願いします。

最後に、最後といたしますか、この予算書の中の最後でありますけれども、169ページの5項そ

他の公共施設・公共施設災害復旧費 1 目その他公共施設・公用施設災害復旧費の中の15節役場庁舎等解体工事費 2 億3,085万円、これの積算根拠について教えてください。以上が予算書の中です。

一番最後にですね、議案第17号、益城町課設置条例等の制定についての中で、私も定期監査等の場を通じまして、執行部の業務量が増大し、各課が非常にアンバランスになっているというのは確認をさせていただきましたが、新しい課をつくったり課を廃したりするのは、これはよほど慎重にやらないとですね、職員のやる気をなくしたり、町民からの混乱、これを生じてしまう場合があります。

そこで、この2点だけちょっと確認をさせていただきたいと思います。今回の条例制定により、多分発生するであろうマイナス面、デメリットですね。これに対してどういう対策をちゃんと考えておられるのか。ここが1点。

それから、2点目はですね、今回の設置案で心配なのは復旧事業課と復興整備課にあえて区分をされてるんですけども、これはおんなじような業務でありますから、例え業務量が増えても、おんなじ課のほうが混乱をしないのではないかと。混乱といいますかね、目的に適うんじゃないかと、こういう感じがします。いかがでしょうか。この2点だけですね、この設置条例について質問をしたいと思います。以上、1回目の質問です。数多いんですが、ひとつよろしく願います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の質問にお答えします。

施政方針ということで、施政方針への項目別ということで、ただ、この施政方針につきまして、実際、際々までつくっておりました。実は、これよりまだあと何ページか多かったんですが、もうとても、もうちょっとまとめてもらってですね、40分の中身になったということで。項目別でもということで、これは検討したいと思います。皆さん方、あれだけ長いとですね、皆さん方にちょっと見て、どれとどれとどれとかですね、項目だけでいえばですね、そういった形で配付するような形で考えたいということで思っております。

それと11款の災害復旧費が災害復興特別委員会においてということで、全然知らないところでということで、出たということで、これだけ見ていただくと分かるように、142億の予算が出ておりますが、皆さん方、いろいろなところで、これはもう議員さんと執行部だけじゃなくて、やはり町民の皆さん方も一緒に、これは復旧復興は進めていかなければならないと思っておりますが、その中でも災害復興の特別委員会を組んでいただいているということで、やはりできるだけですね、こちらのほうに情報提供ですね、いろんなことを流していきたいと今後は考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。9番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、一般会計のほうでいきますと、125ページ、その中での委託料、災害公営住宅設計業務

委託料及び災害公営住宅の開発、それと公営住宅の、次のページにいきまして、今、用地購入費ということで、どうやってこの部分を決めたのかということではありますが、まず、今、災害公営住宅のほうをですね、どういった内容でやっていくのかというのを国のほうで、直轄事業のほうで、株式会社市浦というところでですね、されております。そのほうが、町内のみなし仮設住宅に入居の方、町のほうの仮設住宅にお住みの方、約3,000弱のところアンケートを配布して、そして、その結果でもってですね、災害公営住宅に入りたいかというふうな内容の項目を一応しております。それで、その内容に基づきまして、回答があった部分でですね、300というふうなのを建設するというを一応決定しております。

これは申し込みの段階におきまして、仮設住宅もそうだったんですけども、申し込みのところで、やはりもっと多いというふうになったときにはですね、それは順次増やしていくという形をしたいと思います。途中途中でですね、そういう内容を把握しながら、申し込み時点とかですね、仮申し込みとか、いろいろな方法を使いながらその数字は変わってきていきたいというふうに思っております。

それと建設に当たっては、借り上げとか、普通の建設とか、町がするのか、県に事務委託をしますのか、それかもしくは東日本でもありましたけども、URに全部事務的なやつは全部頼むという手法もあります。これも協定関係が出てきますけども、今のところ、直接建築のほうでしとかないと予算的なものもあります。それを確保しておかないといけませんので、そういった形で、今、町が直接やりますという形の予算的にはなっています。

今後、県と協議をしながら、我々のほうの事務のほうの応援関係とかもありますので、そちらのほう等踏まえながら、今後練っていききたいというふうに思っています。

それと、工法でいきますと、先ほども触れられておりますけども、市街化区域であります西地区のところには、100戸程度をですね、RC、いわゆる鉄筋コンクリートづくりの中層、四、五階を思っております。あとにつきましては共同、広安の西地区のほうも広安校区のほうも木山のほうも、木の共同住宅でやりたいというふうに思っております。そのほうが早くできますんで、RCじゃなくて、木のほうを考えているという状況です。それと、津森、福田、飯野のほうにつきましては、共同住宅っていいですか、二戸一のほうを考えたいというふうに思っております。

それと166ページですね。166ページ、公園災害の調査設計業務委託料及び災害復旧の工事につきましては、先ほど説明した中でダブりますけれども、もう一度、説明させていただきます。公園の災害につきましては、委託料3億につきましては、総合体育館の詳細設計が2億。その地質調査で2,000万。国費90%。残りは100%起債。95%が交付税措置。それと残りの8,000万につきましては辻ヶ峰公園ほか6カ所が委託8,000万。それと工事費につきましては38億4,400万のうち、38億が総合体育館。総合体育館の建設費の部分が36億、解体費が2億。国費90%。残りの分は起債100%で95%が交付税措置。あと、4,400万のほうが安永第2団地ほか8件が公営の事業費というふうにしてます。

それと次、6目宅地災害復旧費について、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業測量設計業務委託料1億7,154万6,000円につきましては、これ、町内全域になりますけれども、津森から広安、

飯野、福田まで、全部で11カ所、54万平米、国の補助が2分の1、残りの90%が起債措置。その90%起債措置のうち、95%が交付税措置。宅地の液状化防止事業測量設計業務委託料につきまして4,328万の設計委託。こちらのほうは、馬水、惣領2カ所、宮園、計4カ所で調査業務を行います。地域調査測量設計というふうになります。これも先ほど言いましたように、大規模盛土と一緒に、国の補助2分の1、起債措置は残高の90%が起債措置、うち95%が交付税措置というふうになります。

それと下のほうの19負担金補助及び交付金がありますけれども、宅地耐震化推進事業補助金、約三億いくらの部分がありますけど、これは宅地耐震化事業、つまりがけ近の拡充事業、残りになります。擁壁2メートル以上、二戸連たんというふうなのが、拡充事業のほうの事業の内容になってきますけども、これは町内一円です。93カ所で、それに影響される戸数というのが277戸、事業費でいきますと約10億円かかります。国費2分の1、補助額は特別交付税が80%。2カ年で計画しておりまして、平成29年が3割、平成30年が7割という工事で、2カ年にわたって進めたいというふうに思っております。

次の下の段にあります14億円。これにつきましては、県の復興基金の事業のほうで対応する部分でございます。済みません、先ほど言いました宅地耐震化事業の拡充事業のほうにも該当しない。それと崖地のほうにも該当しないということの部分の宅地につきましては、基金事業で対応すると。補助事業に乗らない部分については、基金事業で対応すると。約1,600戸程度を見込んでいます。事業費でいきますと、21億2,000万程度を思っております。平均でいきますと、今までいろんな地域を見てみますと、大体平均で130万ほどがかかるのではないかというふうに思っています。いろんな地形を見ておりまして、平均すると、大体130万程度が見込みであるというふうに判断しております。うち、平成29年度ですと、全体の該当をして出てくるのが、約3分の2程度であろうというふうに見込んで、3分の2の数字をこの14億円ということで、処理。これは残りあと7億円を今度は30年度で来るのではないかというふうに思っています。その提示する度合いによっては補正をしなければならないというふうな部分が出てくるかもしれません。それはその都度、度合いを見ながらやっていきたいというふうに思っています。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 森本農政課長。

○農政課長（森本光博君） 農政課長の森本でございます。9番宮崎議員の御質問にお答えをいたします。

議案第10号、平成29年度益城町一般会計予算中、ページ163ページですけども、11款災害復旧費1目農業用施設災害復旧費15節工事請負費10億円の積算根拠についてということで御説明をいたします。

12月27日までですと、国の災害査定を受けました分で、今回29年度に災害査定分について工事を出す分でございます。農道関係につきまして、町内50カ所、農道部分が2億円、農業用施設用排水路等につきまして、70カ所の7億円と、農地に関しまして60カ所の1億円の合計の10億円分の工事請負費でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 建設課長の坂本でございます。9番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

御質問の内容は、災害関連で委託料であるとか工事請負費の内訳をとということでございました。ページ数でいきまして165ページです。議案第10号ですね。益城町一般会計予算の当初予算の165ページの一番上です。11款の災害復旧費の土木施設災害復旧費道路橋梁費ということで、道路と橋梁合わさった分で費用を計上させていただいております。この13節で総額が4億8,600万のうちの4億5,650万、この内訳をとということでございました。

まず、今回の震災でですね、橋梁の部分はですね、20橋ほど被災しとるということでお伝えいたしておりますが、平成29年度におきましてですね、発注する分、29で終わるかどうかというのもあれなんですけど、河川工事の関係等もあるんですけども、まず7橋分についてですね、7橋分の発注した後に、現場の監理というのがございますが、その段階段階で監理をしていくわけですけども、その監理、その分の費用がまず5橋分が1,750万円。それから、あと2橋、その分が400万円。それから、あと、災害査定でとってる分であと3橋分に関しましては、今言いましたのは、7橋に関しては復旧の方法というのが補修といいますか、完全にかきかえるというわけではないんですけども、使える分は使うというのが7橋分です。そのあとの3橋につきましては、木山橋、安永橋、福富橋、これいずれも秋津川にかかるとる橋なんですけども、この分は査定におきまして予算を確保いたしましたけど、かきかえということになりますと、現場も、橋梁も相当傷んでいるところもありますので、かきかえということになりますと、この分の実施設計というものが発生してまいります。この分が1億500万円。この3件が橋梁に使われるものでございます。

それから道路。道路の詳細設計。この分が3億3,000万。合わせまして4億5,650万円となるわけなんですけども、3億3,000万の内訳ということで御説明申し上げます。これは道路でございまして、実は道路におきましては、年内28年度でですね、104カ所ほどは発注予定でございまして、まだ今後29、30でですね、発注予定する箇所がございまして、その分のこの実施設計の費用、それから橋梁もですね、8橋。8橋分の実施設計。これが3億3,000万になりますんで、この内訳がですね、福田校区で田中橋ということで木山中学校のところで落橋しております。この橋、それから、木山川に関連でいきますと御岳橋、それから第二平田橋、第二宮園橋、五楽橋、それから秋津川関係でいきますと宮園橋、馬水橋、広崎橋、こういう橋の詳細な設計ということでございます。この分が合わさりまして、4億5,650万円ということになります。

続きまして、15節の工事請負費の8億5,095万2,000円。この内訳ということでございます。これにおきましては、まず地下に下水道、それから水道の施設がございまして、この復旧が順次進んでいくわけでございますが、下水道、上水道が傷んでないところ、これを中心にですね、29年度においてはですね、復旧をしていくということでございまして、町内全域、主に、飯野校区であったり、津森校区であったり、福田校区であるのかなど。それから、広安、木山校区におきましてはですね、順次、埋設物の復旧が終わったところからですね、発注を行っていくということになります。

それから、橋梁が4カ所、先ほど申し上げましたけど寺迫で2カ所、運動公園の近くで1カ所、それから、公園の給食センター裏と言ったらいいんですかね、そこが1カ所ですね。合わせて4カ所。それから、今まで申し上げたのは国の補助事業ということでですね、復旧する分なんですけども、それ以外で里道、それから町有道路という位置づけの道路がございまして、この分は補助事業ではできないということで起債対象ということでございまして、この分を2億円見込んでおります。大体100カ所ほど見込んでおりまして、調査はもう終わっておりますけども、今後、準備ができ次第ですね、発注を行っていくということでございまして。今申し上げました補助分が6億5,095万2,000円。それから、里道、町有のこれが2億円。合わせまして8億5,095万2,000円ということでございまして。

続きまして、河川のほうでございまして。166ページの河川関係ですね。2目の河川関係で、15節工事請負費1億9,025万7,000円ということでございまして。この内訳はですね、先ほど河川が4カ所ということで、梅雨前にどうしてもやりたいという河川がございまして、寺迫に1カ所、九州産交の営業所の付近に大きく壊れてるところがございまして、これであるとか、津森で堂園川、それから安永の中井手川、それから今吉川、この4カ所、これが河川の災害復旧工事。それから、あわせて先ほど里道ということをお願いしましたが、補助災害にならない河川、水路という表現いたしますが、この分が約30カ所ほどございまして、この分を1億5,000万ほど見込んでおります。合わせまして、1億9,257万円ということになります。

もう一つが167ページですね。その次のページの5目のがけ地対策復旧費の15節の工事請負費の1億7,600万ということでございまして、午前中ですね、申し上げました39カ所の総事業費が大体10億円ほどかかるわけでございまして、補助金の配分が委託料に関しては28年で全額もらった額、それから残りの工事費の15%分のうちが、この1億7,600万ということになりますので、どこというよりは全体の15%相当分の工事費ということになります。以上でございまして。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございまして。9番宮崎議員の質問に答えさせていただきます。

議案第10号、平成29年度益城町一般会計予算のうち、168ページから169ページ、公立学校施設災害復旧費の中の委託料と工事請負費の根拠ということでございまして、この小中学校設計等業務委託料の2億3,840万円につきましては、益城中学校の解体、それから新築の設計費用と管理委託費用でございまして。設計につきましては、普通教室、管理教室、体育館、プール。設計費用が1億7,085万2,000円を予定しております。管理委託のほうが6,754万8,000円を予定しております。

次に、工事請負費でございまして、益城につきましては、現在も国の災害査定を受けておりますが、学校の災害復旧費につきましては、文部科学省から平成28年発生災害による公立学校施設の災害復旧費現地調査方針というものが示されております。この中で、改修した場合と改築した場合のコスト比較をしてから、当然安いほうでやってくださいということでございまして、その中に、建物の新築・復旧をした場合の単価の計算方法が示されております。

基本をちょっと説明しますと、中学校の校舎の場合は鉄筋コンクリートの場合、平米16万8,900円、これに解体費用とかくい工事とかの加算を加えていって積算したものが平米当たりの復旧単価ということになります。それを計算しましたところ、平米当たり33万8,100円。これは国の査定を受ける前の予算を要求したときの金額でございます。こちらをもとにしまして、物価上昇分とか、昨今の入札の不調とかそちらを考慮しまして、単価に若干上乘せしておりますが、屋内運動場、体育館で約5億2,700万、プールで1億9,500万、校舎のほうで20億5,700万を予定しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。9番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第10号、平成29年度益城町一般会計予算書の170ページでございます。11款5項、それから工事費でございます。役場庁舎等の解体費用積算根拠についての御質問でございます。この役場庁舎でございますけども、これにつきましては役場庁舎、それから議会棟、それから旧健康管理センターの3棟分でございます。昨年12月に見積もりをとりまして、解体工事の平米単価が3万6,405円となっております。そこで各役場が3,955平米、議会棟が860平米、旧健康管理センターが358平米というところで、合計の5,175平米に単価を掛けますと、ちょうど2億346万8,000円になります。そこで見積もりをとった段階で12月でございましたので、解体自体は平成29年度でございます。そういうこともございまして、諸経費と人件費等の上昇分を復興係数等で補正して予算を計上しております。

続きまして、議案第17号、益城町課設置条例の制定についてでございます。これ、マイナス面の対策ということでございますけども、課題に挙げる点につきましては、4月からの改正というところで、住民の皆さんへの周知といったところが一番かなというふうに思っております。早急に広報まじきとか、ホームページとかで周知を図っていききたいというのが1点でございます。

それからもう一つ、大幅な見直しでございますので、職員がですね、それぞれの事務分掌をですね、正確に把握して、その課にあった自分の職務をですね、早く理解して、町民の皆様には迷惑がかからないようにしていかななくてはならないというふうに思っています。なお、課の再編にしましては、1月に全課集めましてヒアリングを行ってました。その中で、特に、事業課あたりから課の形成についての見直しの要望もあってまして、課の意見を取り入れて、また復興に取り組む姿勢の基礎的な行政の主体を強化するという点で行ったわけでございます。

それから、2問目の復旧事業課と復興整備課を二つに分けたらという御質問でございます。一つになると一つにまとまって分かりやすいという意見もございますが、今回、被災を受けまして、業務的に一番甚大な被害がございましたのが道路とか橋梁、河川、農地、それから農業用施設でございます。それから公共施設が大きな被害を受けております。これの分につきましては、復旧部分で仕事をさせていただきたいと思っておりますし、また、昨年12月に復興計画を立てております。その中では、復旧復興の業務がいっぱい入っております。まちづくり、県道の拡幅、それから災害に伴います区画整理、それから新たに発生する災害公営住宅、それに伴う用地対策という

業務がございます。これらを一つにまとめるとなりますと相当のボリュームがございます、スペース、定数、人数、それから応援職員の配置ともに、大きくまた違った意味で混乱していくのではないかと考えております。そういった意味で、復旧と復興、二つに分けて課を設置しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 1回目の質問に対する答弁ありがとうございました。

まず、町長に本当に僭越で申しわけなかったんですが、施政方針についてですね、町長が来年度こういうふうにやりたいということで、非常に力を入れられることについて、もし徹底をさせたいのであればですね、なるべく徹底されるような手段でですね、皆さんに資料を配付したり、項目を書いたりしていただいたほうが私はいいと思います。40分もですね、聞いて、我々は理解できません。非常にいいことを言っておられるなと思うんだけど、メモしてもですね、ちょっと追従できませんでした。そういう状況です。

それから、その中で言いました、議会としてですね、執行部と一緒にやってやろうと一生懸命やっておりますので、ぜひ災害復興特別委員会を有効に使っていただきたいと思います。委員長は私でございますけども、それ、使っていただかなかつたら、これも早く解散しないとですね、何の役にも立ちませんのでですね、そういうふうを考えておりますので、今後、各課長さんでもですね、なるべくここを有効に活用して、いろんな相談をして、そして事前にですね、打ち合わせをしとけば、大きく突き当たることないんですよ。そういうふうぜひお願いをしたいと思います。

それから、今、復興関係の質問をしました。予算関係です。基本的にはですね、大体流れは分かりました。あとは、細部はですね、今度明後日からですね、それぞれ委員会で細かく報告をして、委員の皆さんと議論をやっていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ただ、その中で1点だけですね、災害復興住宅です。これが今どこまで決まって、これから何を決めなきゃいかんのかというのがですね、どうしても心配なんです。と言いますのは、うちの災害復興特別委員会ではですね、今、この4車線化の推進チームとそれから災害復興住宅の推進チーム、これを選定をして、こういう何か相談窓口をつくっておるんですけども、どんどんどんどん決定されていくんだつたらですね、基本的にあんまりやる事がなくなってしまうと、こういうことになりますので、ぜひですね、この災害復興チームを使っていただきたいということと、今どこまでですね、決定されているのか。その300名というのは分かりました。それで、どこに何名、それからどういう建物を建てるというのは、課長から説明がありましたから。それは課長案なのか、町の案なのか、ここらあたりがちょっと私は非常に心配なものですから、もう一回、ここらあたりを教えてくださいたいと思います。

それから、最後に課設置条例の話なんですけど、皆さん、今回やったのがこれなんです。新旧対照表を書いてありますけどもあれが分からんものですから、これをお互いに展開して、どっからどこに行ってるんだということで、このオレンジの色が新たに名前をつくらせたやつです。

でですね、私も過去にこういう分課を設置したり云々というのは何回か経験があるんですけど、

先ほども言いましたようにですね、壊すのは1日でパッと壊れるんです。だけど、新しい任務で新しい職務をやらせようと思ってくっつけたときは、どうしても時間がかかります。下手をすると1年ぐらいチームワークが取れなかったりする場合もあります。ですから、なかなかそこところはですね、慎重にさせていただきたいなと思います。必要性があってやられるんであろうから十分検討はされとると思うんですけども。

ちなみに、春先にちょうど5月前後だったですかね、環境衛生課が立ち上がったとき、それまで建設課が持った業務が環境衛生課に移ったわけですよ。そのとき、やっぱり環境衛生課が立ち上がるまでの二、三週間と立ち上がったからの二、三週間、これは非常に町民もやっぱり混乱をしてました。そういう時期がありました。やむを得ない話なんですけどですね。

ですから、新しい課をつくるときには、そういうことがなるべく起きないようにですね、そして、一番心配するのは職員さんです。職員さんが机の上で鉛筆でやられたやつをですね、我々がこうこうこう、あちこち動かされるんだと、せっかく仲よくなってうまく仕事がいっとるのに。こういう言われる感じがどうしてもするものですから、よくよくその人たちに納得をさせていただいて、そして、始める前にお互いの各課ごとの調整をよくやって、仕事を投げやらんようにして、お互いにですね、そこそこ調整しとかなないと立ち上がってうまくいかない。こういうことになろうかと思えますんで、その点についてもう一回、答弁をいただきたいと思えます。

結局、2回目の質問は、都市計画課長に対する、どこまで災害復旧住宅が進んでるのか。それからもう1点は、さっき言いましたように、この課設置条例の中で本当に大丈夫かと。もう一回、だめ押しをさせてください。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

災害公営住宅のほうはどこまで決まってんのか。決まっていることを申し上げます。計画戸数は300戸ということだけ決まっています。

○9番（宮崎金次君） 了解。

○都市計画課長（杉浦信正君） 今後どこに建てるかというふうなのは、まだ用地は確定しておりません。候補地を幾つかを考えているところです。今、宮崎議員のほうから言われました復興特別委員会の災害公営住宅の担当のほうも一応割り振ったということを今言われておりますけども、そちらのほうと一緒に考えていきたいというふうに思います。皆さん方ですね、議員さんたちの協力がないと土地交渉のほうとかも、どなたが行った方がいいとかですね、いろんな情報が地元のほうにはあるかと思えます。それを皆さんと一緒に考えながらいきたいというふうにも思っておりますので、こちらのほうからも一緒にやっていただきたいというのはお願いしたいところでございます。

それと木造とかですね、そういうのに関しまして、特に広安の北、木山の西側のほうになるんですけども、埋蔵文化財もありますので、そちらのほうもできるだけ離れた形でやらなければいけないんですけども、広安のほうはそれが出てきますので、高層、中耐のほうは考えなければ

いけない部分もあるということを申し添えておきます。以上でよろしいでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。9番宮崎議員の2回目の御質問についてお答えいたします。

課設置条例の、慎重にというところでの御質問でございます。どうしても新しい課につきましては、認識されるまでには時間がかかるというところがございますけれども、まず今回、災害復旧に関しましては、建設課、都市計画課、それから農政課あたりで既存業務と、それから新しい業務を一緒に行っておりました。そういったことから職員のほうで従来の業務と、それから新しい業務を両方しなくちゃいけないというところで混乱がちょっと生じております。既存業務と震災関連業務を組みにすることで、業務の一元化ができるというふうに思っております。

それから、忙しい課ができるという点で、思っておりますのは、応援職員の配置、それから技術系の職員につきましては、そういった部署に重点的に配置して負担がかからないようにしたいと思っております。

そして、職員の事務分掌でございますけれども、特に産業振興課とか、農政、商工観光部門とか一緒になっております。課名が産業振興課とかなっておりますし、福祉課につきましては、いきいき長寿課と福祉課が統合されていると。関連がございますけれども、今まで別の課だったものですから、当然これは事務分掌できちんと職員に周知してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 2回目の答弁ありがとうございました。大体私の疑問については解消できました。

最後に、ちょっとお願いになりますけれども、災害復興特別委員会は、これはこの町が今災害を受けているところ、いかにですね、執行部と議会が力を合わせて復興するかということでありまして、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。きょうはありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。簡潔に質問をしていきたいと思っております。時間が長引いておりますので。

まず、ページの8ページ。

○議長（稲田忠則君） 番号、議案名で。

○14番（中村健二君） 失礼しました。平成29年度益城町一般会計予算のほうです。一般会計予算のほうで、ページ8ページですね。地方債、これに関連して町債をちょっとお尋ねしたいと思います。

いろいろ町債、かなり膨らんできております。28年度が108億7,400万。29年度の予算が107億5,080万ということですね。臨時財政対策債が29年度は4億5,000万とか、残りは復興の財源でしょうと思っております。多分、そのように分けられておりますが。

これ、全部90%の補助。残り10%は持ち出しだけでも、そのうち95%は交付税措置をとられま

すということなのですが、どのような交付税措置で来られるのか。普通、町債を返還する場合は、5年ぐらいたってから返すようになるんですが、3年とか5年先からですが、今回の場合どうなってるのかですね、その辺が今までの町債の返済の仕方と同じだというようなことから、95%交付税でという、どういうことなのかですね。その辺をちょっと、どういう方法になっているのか、その辺をちょっと詳しくというか、あんまり詳しくても分からんでしょうが、その辺ちょっとお伺いしたいなと思ってですね。

ただ、これだけ大きくなってくると、残り5%、あれによってはほんのわずかな金額になるかもしれないですね。積み重ねていけばですね、相当な金額になって、今、町債が9億ちょっとぐらい。いやいや、公債費がですね、それぐらいですから、その辺、交付税が、与えられている交付税が何億かけられてるのか、ちょっと詳しいことは分かりませんが、すぐには分かりませんが、公債費の取り扱いですね。公債費じゃなくて、この町債をどのように交付税でということだけでも、その辺をどのような取り扱いになっているのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

それから、84ページですね。災害救助費っていうのがあります。3款3項の1目災害救助費。これは各款項目から集めてきて、いろいろここに持ってきたのかと。そして、新しくつくったのかと。新設とあったものですから、その辺を見て。ただ、これが災害救助費にしては、県、国の支出金が1億円ということでちょっと少ないんですね。よく見よったら、中身見よったら、仮設住宅とかこういうのは管理は、建てるのは県のほうでやってくれますが、つくるのは、管理は町のほうですということ、その辺は支出は全然ないんでしょうけども、これはこのどこの部分か。国県の支出金はこの災害派遣のこの人件費の部分だけなのかどうなのか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。余り災害救助費にしては、国県の支出金が少ないものですから。課によっては仮設住宅の関係があるからそういうものかなと思ったけど、どの部分なのかちょっとお伺いしたいと思います。

それから、161ページ。161ページのこれはですね、3目の13節の委託料ですね。これは給食センターのあれですけど、米麦炊飯委託料1,155万というのがありますが、これはこちらで調理する300戸、300だったかな、その分のものなのか、そして、これはどこに委託してるのか。今までは地産地消ということでかなりお願いしてやってきとったけど、どっか違うところに頼む、まあこっちのほうでできるかどうか知りませんが、依然、通常時は米飯のことで米は益城のを使いよりますということだったので、米を出荷してるとこまでわざわざ見に行きましたけど、はっきり分からんですね。山ほど積んであるから、これが益城の米です、これを出してますよなんて言われるけど、それはどぎゃんか知らんけど、その辺をちょっとお聞きしたい。それから、給食について、500円の助成はある程度以前に聞きました。それであと、熊本市の給食費、益城の給食費、ちょっと違うんですが、4月1日からの給食費について金額、給食費の金額ですね、それをお教え願いたいと思います。以上3点、1回目の質問をします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

14番中村議員の議案第10号の平成29年度一般会計の中で、8ページの起債、1号債、起債の件の御質問でございます。起債の全体的な御質問かなと捉えております。予算書の中でですね、183ページをちょっとごらんいただきたいんですが、ここで地方債の部分を起債しております。中村議員おっしゃったように、私ども、ここの起債のところはですね、国からの支援が、特に復旧関係は今おっしゃったように95%とか、そういう特別交付税、それから、交付税措置があるということでありたいんですが、今、この183ページの27年度末現在高というところで、大体98億ぐらいあったわけです。一番左側の183ページの表の中の普通債というところでございます、現在高。それから、平成28年度末の現在高見込みというところで、平成28年度中に、今までは1の普通債だけしか上げてなかったところですが、2の災害復旧債のほうで33億6,180万、それから、歳入欠かん等債で7億6,450万という形で、今起債している28年度でしたところ、全額起債するとそこで200億ほどになると。さらに、今年度29年度、予算を計上させていただいているところで、普通債で7億8,850万、それから、災害復旧のところ48億3,950万、歳入欠かん債等で51億2,280万。23款の起債で107億5,080万という金額を予算計上させていただいてるわけですが、そういうことになりますと、一番右下のところでは304億という形になります。償還につきましては、それぞれの起債で、おっしゃったように2年据え置きという形になってきますので、ただ利率のほうは災害関係は0.1%と低い金利になってますので、ありがたいことはありがたいんですが、議員おっしゃったように町の予算規模はそう大きくありませんので、ここの部分は非常に心配しているところがございます。

それから、もう1件は災害救助費。84ページだったですかね。

84ページのところの国県支出金が1億というところですかね。一応ですね、これは新設ですけど、ここでは、災害派遣職員関係の部分が多くなっていますので、19節で災害派遣職員人件費等負担金が2億2,000万ほど上がってます。こういった関係で、災害派遣職員関係の部分が国県あたりからなっているというふうに理解しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございます。14番中村議員の質問に答えさせていただきます。

議案第10号、平成29年度益城町一般会計のページ、161ページですね。学校給食費の中の委託料、米麦炊飯委託料についてでございますが、申しわけございません、ちょっと詳細な資料を持ってきておりませんので、後日、答えさせていただければと思います。申しわけございません。

それから、給食費につきましてでございますが、基本的に給食の単価は熊本市と一緒にあります。さっき議員言われましたように、今回500円の補助はしない予定でございますので、その分は実質値上げになるかと思いますが、給食費につきましては私会計でございますので、町で決定しているというわけではございませんので、今月初旬に学校給食センター運営委員会を開催いたします。その中で決定されて、各小中学校のほうに知らせる予定であります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） いずれにしても、このままいけば公債費は非常に膨らんでくることは間

違いないということなんですけども、5年、10年先には大変厳しい状況になることは間違いないんですが、私は、これは、このために一生懸命我慢してどこかで稼がなんしょうがないことになるんですが、やっぱりですね、町長が言われていたように、特措法についてですね、特別措置法、これを設けてもらわないと、きょうの新聞には県も載っていましたが、県のは二、三日前の新聞に載ってたんですが、やっとな県のほうも1兆円を切った。負債がですね。それが、また1兆どころか、1兆4,400億までなっているという話だったんです。これも復興のためでしょうけども。

だから、できればですね、特措法をかなり県の蒲島知事のほうは恒久的なと言われて、これ、東日本で被災を受けた町が、いつかちょっと見てみたんですが、そこが同じようなことを言っています。ただ違うのはですね、復興基金を積み立てて、そして恒久的に復興を成し遂げていくんだということで、直接各町に復興基金が来てるんですね。大体通常だったら、55億ぐらいの一般会計予算を組むところが、600億も500億も予算を組む。何でこんな予算が組めるのかなと思ったらですね、交付税が百二、三十億来てます。国の支出金が300億ぐらい。どうかすると、それにもっと大きくなると、基金を積み立ててきてっていうか、幾ら来よんのか知らんけど、復興基金のほうから基金繰入れで200億とか300億プラスして600億とかの予算を組んで。普通の臨時財政対策債だけで、町債は組んでません。それだけの手厚い措置を受けてるわけですね。ですから、それを受けるためには、特措法の設置というのを進めていかないと、かなり厳しくなるんじゃないかなろうかと思ってます。この辺は、財政のほうは、当然向こうのほうはどういうふうな形で、いろんな補助金のあり方とか、事業の進め方というのをやってるかというのは、当然調べられておられると思いますけども、その辺をちょっと調べられてですね。もう少しやっぱ金。

今回の予算でも、普通交付金のあれが33億、10億より去年よか多く、33億か35億だったか、予定してあったんですけど、大体100億ぐらいもらうぐらいの気持ちがないと、ちょっと厳しいんじゃないかなろうかと思うんですよね。それぐらいの要求はしていかないと、だんだんだんだん後が行き詰まるような気がして非常に心配しているところがございますので、町長、ぜひとも特措法のそれを。最近はある口に出されんれんけど、以前はよく特措法を求めていきますとか、新聞なんかで話されたりしていたんですが、県と力を合わせて、それをやってもらいたい。蒲島さんは、それは求めないと言ってられるけど、これは求めていかんと、かなり厳しいんじゃないかなろうかと思っております。その辺はぜひお願いしたいと思っております。町長から一言あれば、後で答えてください。

それから、給食費については、熊本市に委託するので、市の料金と一緒にということで、改定をそのままするということなんですけど、御船でつくる分はどうなんですか。その分も同じ、料金は熊本市のやつに合わせるんですか。そうしないと不公平になるから、そうだろうとは思いますが。このことについては聞かれてないですから資料を持ってきてないということだったんですね、わかったら教えてください。

それからもう一つは、今度新設のやつの派遣職員が2億2,000万の分の1億だろうというようなことだったんですけど、これを50%ですので、これは派遣職員のほうはだいたい全額できるとじ

やなかったかな。あれだったら答えてください。濟いません。2回目の質問。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長のほうからですね、1回目の答弁の補足説明をですね、行います。

藤岡企画財政課長。

2回目も一緒に行います。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

14番中村議員から今御指摘がありましたように、災害派遣職員の部分で理解してますと1回目でお答えしましたが、あそこは特別交付税の措置がある部分ですので、県のほうは応急仮設住宅維持管理費のところでは県支出金で6,900万ほど入っております。それから、24ページ関係が、24ページの県支出金のところでは、17款1項1目4節で災害救助費が7,800万ほど計上しております。これは福祉事務所関係、それから応急修理、それから救助費の事務費関係が入っているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡です。申しわけありませんでした。

基本的にはやはり統一しないと公平感がありますので、単価は熊本市の単価に合わせて、それで同じメニューをつくる予定でございます。

○14番（中村健二君） 単価は幾らだった。

○学校教育課長（福岡廣徳君） まだ熊本市の単価まだ聞いておりませんので、260。済みません。

○14番（中村健二君） いや、給食費、一人よ。一人の給食費よ。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 熊本市ですか。中学校が5,000円だったかと思います。

○14番（中村健二君） 小学校は。

○学校教育課長（福岡廣徳君） それはちょっと今。済みません、後で調べてお知らせします。申しわけございません。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番ですね。濟いません、中村議員、特措法の話なんです、震災当初、いろんな東日本の市町村長が見えられました。西村町長、金は心配せんでええと、じゃんじゃんつかいなっせという話を聞いたんですが、実はそうじゃありませんでした。やはり、特措法、益城だけはずっと言い続けてきてるんですが、なかなか国の取り扱いが厳しいみたいなんです、あと、かさ上げのほうでですね、これは蒲島知事はじめ、県内の市町村長あたり努力して国のほうに要望を今やっているところなんです、今回もですね、142億、熊本地震に伴う災害復旧ということで、そのうちの一般財源が5億ということで、ただこれが積み重ねていくと、たくさんの金額になるということで、国からの交付金あたりが5割しかないやつもあります。ここあたりをですね、残りの5割を起債でやったときに、裏負担というか、補正措置とか、そこあたりは求めていかなければならないかなということで、向井副町長も就任されたということで、私のほうが動けるような状況になってきましたので、今まで動いたところでたくさん、かさ上げ分、制度

設定分が出てきておりますので、ここあたりをですね、しっかりと努力して町の負担を減らしていくということで考えております。たくさんの方からの実際表に見えないような災害の負担が出てくると思います。これから後は償還も始まってきますので、しっかりとそこあたりも対応してやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 企画財政課長のほうからですね、ちょっと補足で説明があるそうです。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

14番中村議員の84ページのところのお答えが二転三転して申しわけございません。今、確認しました。84ページのところの国県支出金の1億66万4,000円の御質問という形で答弁させていただきまします。ここの部分はどうなのかという御質問に答えたいと思っております。24ページの17款1項1目のまず1節のところでございます。災害弔慰金県負担金という形で2,250万円、それから同じ目の4節でございます、災害救助費、先ほど申しました7,816万4,000円、この部分の県から来た部分を84ページのところに表記しているところでございます。たびたび済いません。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） 最後は質問というか、要望だけになります。給食費については調べてどうか、大体私は分かりますのでそれはいいです。ただ、米飯のほうだけはあとで教えてください。お願いします。

町長、見てると確かに補助金あたりもいろんなかさ上げがあって、減らしたりしてるんでその辺は分かるんですが、今ですね、熊本の国会議員の方が財務副大臣なんかをされとるわけですよ。今がチャンスと思って、のぼってしっかりお願いに行かれるようお願いしときます。以上で質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありますか。

済いません。質疑がありましたら、ここで暫時休憩いたします。3時5分から再開いたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時05分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 16番渡辺でございます。もう皆さんお疲れでございませうが、辛抱願います、しばらくの間。

それでは、質問をいたします。29年度益城町一般会計予算書の中から69ページ、3款民生費1項社会福祉費13節の委託料の中の69ページ、地域支援地域支え合いセンター事業委託料3億912万4,000円の内訳、説明をお願いしたいと思います。

それから、103ページ。103ページの農林水産業費、農業費の中の103ページの19節負担金補助金及び交付金の中の169ページ、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金7億6,572万円。それ

から、121ページ。121ページ、8款土木費4項都市計画費19節がけ地近接等危険住宅移転事業補助金1,100万円、この説明をお願いします。1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 木下福祉課長。

○福祉課長（木下宗徳君） 福祉課長の木下でございます。よろしくお願いいたします。16番渡辺議員の1回目の質問にお答えいたします。

議案第10号、平成29年度益城町一般会計予算書中のですね、69ページ、3款1項1目の地域支え合いセンター事業委託料3億912万4,000円の事業内訳ということでございます。これにつきましては、益城町が社会福祉協議会のほうに委託しております。また、社会福祉協議会から各種団体へ事業を採択しているという事業内容でございます。

まずですね、人件費がですね、7,313万3,396円。これについては、主任生活相談支援相談員、生活支援相談員、補助支援員、事務スタッフ等の人件費分、これが7,300万円。それと委託費、再委託としましてテクノ仮設団地をキャンナスさん、これが4,204万4,372円。木山仮設をYMC A、これが2,479万1,640円。みなし仮設のほうをですね、よか隊ネットさんに委託しております、これが9,796万7,437円。あと、その他の仮設団地、これをライフサポートチームに委託しております。これが1,459万4,000円。それと障害者分につきましては、アントニオさんに514万5,000円と。それと、子育てのほうに関しましてが、子育て応援おおきな木さんに648万452円、それと、高齢者のサポートにつきましては、（株）ミタカさんに985万8,000円。これが主な数値でございます。委託先につきましては28年度分によるものでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 森本農政課長。

○農政課長（森本光博君） 農政課長の森本でございます。16番渡辺議員の御質問にお答えをいたします。

議案第10号、平成29年度益城町一般会計予算中、ページ数でいきますと103ページ、6款農林水産業費1項農業費の19節被災農業者向け経営体育成支援事業補助金7億6,572万の内訳について御説明をいたします。施設撤去、小屋の解体撤去ですね、この分が720万です。それと、農業用施設、農機具等の修繕、再建等の申請事業費が8億4,280万の9割補助になっております。合わせまして7億6,572万円の申請でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。16番渡辺議員の質問にお答えします。

一般会計当初予算の中での121ページ中、19負担金、補助及び交付金の中で、一番下の欄で、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金1,100万の分を御説明いたします。このがけ地近接等危険住宅移転事業といいますのは、これは災害危険区域に入っているところで、いわゆる通称レッドゾーンといわれるようなところで、建築制限区域がかかった家屋の移転について補助するということとなります。まず、除却費がですね、最高額80万2,000円というふうなのが出ます。大体80万程度に2件ぐらい該当するところがありますので、その2件をしております。これ、津森地区でございます。

それと、建物の助成ということで利子補給になります。利子補給が470万掛けるの2と、2件を予定しておりまして、返済のシミュレーションをしますと、3,500万を借り入れた場合、320回返すということになったときに、利息の合計金額が約470万です。470万を一括で補助することになるわけでございます。それで、こういう危険区域に建った建物の方が、まず自分の移転先を見つけて、今ある家を除却するということが大前提になります。除却しなければ対象にはなりません。除却した後、新しく家を建てた方には、新しく家を建てたときに、その利息が発生する分についても上げる、利息分を一括して補助しますという内容の部分でございます。それで、大体2件分を予定しておりまして、1,100万という数字を上げさせていただいているということです。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 16番渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） このテクノ地域支え合いセンター事業委託料は大体各7件ぐらいですかね、分けて。大体金額的には分かりました。

それから、120、被災農業支援は解体をした分だけですかね。

○農政課長（森本光博君） いや修繕もです。

○16番（渡辺誠男君） それとこれは金額的なやつはいつからか出してるわけですか。解体して今度新たに建つのでしょうか。

○農政課長（森本光博君） 撤去と解体と別です。

○16番（渡辺誠男君） 別。これ農機具とかそうですね。農機具、それから小屋の撤去ですね。はいはい。それから121ページのレッドゾーン。これは今、2件の分ですかね。これからも順次受け付けるわけですか。受け付ける。そうすると、それは期日は大体いつごろまでか、その受け付けの期間。それから、これは金利は無利子と言われたですね。一括払い。いつごろまで受け付けられるのか、ちょっとお教えいただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 16番渡辺議員の2回目の質問にお答えします。

申しわけございません、時期については、いつかというのをちょっと資料に書いてございませんでしたので、いつからいつまで受け付けというのは不明でございますので、確認をしてからまた報告させていただきます。

○議長（稲田忠則君） 16番渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） 御説明ありがとうございます。杉浦課長には、よろしくお話しときます。どうもありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田です。数点お尋ねしたいと思います。

まず、議案第14号、ページ、254ページの公共下水道の件なんですけども、13節の委託料の中に処理場の長寿命化実施工事委託料ということで2億1,100万計上してあるんですけども、これは、長寿命化、10年間で20億という話でやってあった分だと思んですけども、これは災害等

が出てますので、復旧と重なる部分があるのかないのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

それとですね、今度は一般会計の中のページ、67ページの社会福祉費の中にですね、今、お問い合わせあったんですけども、社協に委託してる分、これはお幾らありますか。これが二つ目の質問です。

それと三つ目がですね、この一般会計の中でページ、123ページ、益城中央線の土地区画整理事業がありますけれども、都市計画じゃなくてですね、生涯学習課でもいいんですけども、埋蔵文化財のですね、木山地区は埋蔵文化財が結構広目に入ってると思うんですけども、その調査はですね、ある程度早目にやっておいた方がいいのかなという気もしますが、予算計上はされてるのか、されてないのかお尋ねしたいと思います。

まず、これら質問とですね、あと町長の施政方針の部分なんですけれども、町長か復興課長でもよろしいんですけども、12月に復興計画を策定しましたけれども、その後ですね、役場庁舎の建てかえであったり、今回体育館もしくは中学校、給食センターはですね、12月の前に決まっておりましたけれども、大体100億ぐらいですね、増えていると思うんですよ。予算もしくは新たな計画、大きな計画がですね。それについて、復興計画自体をですね、見直す必要があるのかないのか、見直すつもりがあるのかないのかをですね、できればですね、教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 水上下水道課長。

○下水道課長（水上眞一君） 下水道課長の水上でございます。8番野田議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第14号、平成29年度益城町公共下水道事業特別会計予算中、254ページになります。1款事業費1項公共下水道費1目公共下水道費の13節処理場長寿命化実施工事の委託料でございます。これは、平成6年に浄化センターが供用開始して以来、現在約22年が経過しておりまして、機械・電気設備の老朽化による機能低下等で安全性の確保が難しい状況となっております。この分に対する工事委託でございまして、今回の災害復旧と重なる部分はございません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 木下福祉課長。

○福祉課長（木下宗徳君） 福祉課長の木下でございます。よろしく願いします。8番野田議員の質問に答えさせていただきます。

議案第10号、平成29年度一般会計予算中のですね、67ページの社協に委託している分ということでございますが、その質問に限って言えばですね、地域支え合いセンターだけというふうになります。社会福祉総務費で言えばですね。それと、災害救助費のほうで85ページ、これは社会福祉総務費でございせんが、災害救助費のほうで災害ボランティアセンターのほうの運営委託をしていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長、杉浦でございます。8番野田議員の質問にお答えします。

ページ、123ページのほうの6項都市区画整理費の中での13節委託料の分で、中央地区の土地区画整理事業に関連しまして、埋蔵文化財区域になっているところは確かに道路を広げるときには埋蔵調査をしなければなりません。今、ここに挙げておりますのは、調査段階の部分でありますので、今後事業化になった場合はですね、この埋文のほうの調査費として、中央地区の事業のほうとしてですね、別にこれは多分持ってこななければいけない部分でございますので、事業化になりますとそちらのほうで予算化するということになります。

○議長（稲田忠則君） 中桐復興課長。

○復興課長（中桐智昭君） 復興課長の中桐でございます。よろしく申し上げます。8番の野田議員の御質問にお答えしたいと思います。

野田議員のほうから今回の予算関係で学校とかあるいは体育館ですね、等の予算が多く改修等で上がっているが、それについて復興計画の見直しの必要があるのかというような御質問の趣旨だったというふうに思います。復興計画のほうにおきましてはですね、学校施設あるいはスポーツレクリエーション施設等については、明文的にはですね、復旧を図るという形で今明記しております。ですので、例えばですね、今後、体育館あるいは中学校等の建設において検討委員会とかを立ち上げられて、例えば場所が変わる、そういう形になってくると、ちょっと復興計画の見直しが必要になるのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 8番野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。済いません、公共下水道に関してはですね、事業団に従前から20億、長寿命化で委託された分とですね、その分と今回の災害復旧費でですね、出た分が重なっている部分があるのではないだろうかというお尋ねだったんですけども、でもそれがもしあれだったら私の勘違いかもしれませんので、お答えのほうは先ほどの分で結構でございます。ありがとうございました。

それと、社会福祉協議会にですね、委託される部分がですね、大分あると。今回はですね、ボランティアセンター等はですね、町長の御尽力でイセキのほうにですね12月までだったですかね、やっていただくということになるんですけども。5月。

（「4月」と呼ぶ者あり）

4月。今回解体のほうで、庁舎の解体と一緒にですね、社会福祉協議会のほうも解体することなので、委託のほう也多いんですね、今後どのような形でですね、やっていかれるのかもですね、ぜひ御検討ですね、されたらいいんじゃないかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、都市計画課のほうでですね、事業認定、事業をですね、始めてから埋蔵文化財をやるという話ですけども、あそこ、宮園だったですかね、結構入っている部分が、交差点から役場まではですね、文化財が多分全部かぶってます。埋蔵文化財がですね。あれはですね、早目にやっとかんとあれだけで何年とかかる可能性がありますので、4車線化も事業的にはもう決まると思っておりますので、その辺は早目に手をつけられたほうがいいのではないだろうかというふうに思っております。

それと、復興課のほうで、今言われたですね、心配してるのがですね、先ほど言われた益城中学校の位置だったり、復旧というのを前提であればですね、問題ないとは思いますが、もしですね、そういうことが変わる要素があった場合はですね、見直しが必要になってくると。12月ですね。早々と我が益城町はですね、復興計画を策定しましたので、3月に約数十億のですね、事業がまた出ておるようですので、見直しが必要ならば見直すと、見直さんでいいということであればですね、そのままやっていただければ結構だと思いますけども、ぜひですね、御検討はなされたほうがいいのかと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村です。大変長くなって申しわけないですけども、平成29年度益城町一般・特別会計予算書の中から御質問させていただきます。

まず、1ページなんですけども、今年が392億8,034万6,000円と一般会計予算が組んであります。益城町と同等の菊陽町で今年度145億9,000万、大津町が240億3,000万、山鹿市が255億と、同程度の町で益城町は突出してるんですね。28年度の、今出てますけども、この補正予算が決まると、410億3,399万8,000円が28年度ですね。今年度が392億です。内訳を見てみると、歳入では町税は7億減少なんです。どんどん減ってて、地方交付税が11億、分担金、これはマイナスになってます。国庫支出金は136億円プラスですね。県支出金が26億のプラス。そして、繰入金も13億のプラス。町債が何と100億のプラスなんです。前年度は7億3,950万でした。これが107億5,080万になっております。

歳出のほうは、これは民生費が11億、衛生費が102億、農林水産業費が8億、土木費が13億、災害復旧費が140億ということで、この一般会計予算ですけども、本当に益城町、町債が100億もあって、裏負担とかどうのこうのあるかもしれませんけども、これは借金なんです。ですから、この予算編成に当たっては、本当に、結局3年後、5年後、返還するような形になっていくと、それから、今度、復旧復興になって町をよくしようと思っても、先立つものがないと何もできなくなるんじゃないかと思っておりますので、その辺は執行部の方々もよく意識してやっていただきたいと思っております。

じゃあ、具体的に今年度の予算で45ページですね。総務費、総務管理費で電子計算機運用費でインターネット通信料が1,239万6,000円も計上されてあります。これは、何かマイナンバーの利用による金額の増加ということですけども、具体的にどうなのかということをお聞きいたします。

それから、47ページ、報償費ですね、8節の。寄附金・謝礼金で1,800万円が計上されております。これは何を予定されているのか、また幾つ予定されてらっしゃるのか、お聞きいたします。

それから、13節の委託料で、復興計画推進業務委託料に3,000万円も計上されております。この具体的な中身を教えてください。

それから、48ページ、地方バス運行等特別対策補助金は28年度が4,000万でしたので、これは倍の8,000万になってますけども、これは多分、仮設とかどうのこうので広がってるんで増えてるんじゃないかと思っておりますけども、この内訳が分かれば教えてください。

それから、その下の定住促進補助金が4,780万円です。定住促進補助金って具体的に一体どういったものなのか教えてください。

それから、69ページの民生費、社会福祉費の中で、いろいろ先ほどから同僚議員が聞いてますので、それとは違う部分で、上益城地域活動支援センター事業委託料として1,350万も計上されてあります。これも具体的なことをお聞かせください。

それから、71ページ、民生費、社会福祉費で、臨時福祉給付金で5億1,045万円が出ておりますけど、これはたしか国の政策のやつだと思いますけども、これも具体的な内訳をお教えてください。

それから、86ページ、民生費、災害救助費の中で、応急仮設団地自治体サポート委託料として1,000万円が計上されてあります。この1,000万の内訳を教えてください。

それから、105ページ、農林水産業費、農地費の中で、基幹水利ストックマネジメント事業負担金として5,070万円が計上されております。どうもストックマネジメント事業というのはよく分からないので、これも御説明のほうをよろしく願います。

それから、110ページ、商工費、商工振興費の中で、14節の木山事業用仮施設用地賃借料で260万6,000円が計上されております。これはどこのことなのか。多分あそこのことだと思いますけども、具体的にどこのことなのかというのを教えてください。

それから、120ページの土木費、都市計画費の中で、都市防災総合推進事業委託料として1億5,000万円が計上されております。これは具体的にどういったものなのか、お教えてください。

それから、121ページの戸建て木造住宅耐震診断事業補助金が86万円、その下に戸建て木造住宅耐震設計改修事業補助金が2,400万円出ております。これも具体的に説明をお願いいたします。

それから、132ページ、教育費、教育総務費の中で、委託料で13節ですね、小中学校ICT支援員緊急配置事業委託料587万4,000円計上されております。これは何名の委託なのかというのを教えてください。

それから、137ページ、教育費、小学校費の中で、14節の使用料及び賃借料の中で、学校送迎バス等借り上げ料が2,793万8,000円。これはどこに使用してらっしゃるのか、お教えてください。

それと、164ページ、災害復旧費の中で、農地災害復旧費の19節の農家自力復旧支援事業助成金で6,000万円ありますけども、これは具体的にどういったものなのかお教えてください。以上でございます。よろしく願います。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。7番吉村議員の質問にお答えいたします。

初めに、45ページですかね、45ページの総務費の中の3目電子計算機運用費でございます。インターネット通信料が1,239万というところの御質問かと思えます。これはですね、今マイナンバーを利用するようになりまして、職員がパソコンを使う中で、業務用、それから情報系というインターネットを使う分があるわけですけど、その部分を分離しなさいという国からの指導がっております、総務省からの。そういう関係で、パソコンを今までは業務系と情報系を一緒に使

えるような環境になってたんですけど、それを分離しなければならないという形でインターネット通信料が増えているところがございます。

それから次は47ページ、企画費の8節の寄附・謝礼金で1,800万円というところがございます。これはふるさと納税関係で収入のところを6,000万増額で計上させていただきますと御説明しました。先ほど、返礼品の話も出ておりましたけど、30%、今大体3割ぐらいの返礼品を充てておりますので、三六、18というか、そういう金額になっております。

次が、バスの関係でしたかね。バスにつきましては、先ほども補正のところでも申し上げましたけど、昨年は議員もおっしゃいましたように4,000万を計上しておりました、決算段階で4,220万7,000円ということでもございました。28年度につきましては、5,700万3,000円ということで、先ほど28年度末で1,700万3,000円という形でさせていただきました。今回8,000万ということでもございます。その要因としましては、テクノ仮設団地から2路線、役場線と惣領の広崎のほうの巡回路線というのを入っております。その部分等も含めて8,000万円を今回見込ませていただいております。

次に、定住促進の御質問だったかと思えます。これは平成23年度から実施しております市街化調整区域あたりに子どもさんを持っておられる方が転入された場合の補助金の部分でございます。ちなみに、実績を用意しておりましたので実績を申し上げますと、平成23年度には9件、平成24年度には12件、平成25年度には27件、平成26年度に62件、平成27年度に14件、それから、平成28年度が現在19件というところでもございます。そういった中で、29年度の予算を見込ませていただいております。

それから、ちょっと飛びまして、110ページの商工費の中での19節の木山事業用仮施設設用借地料でございますが、議員も質問のところでおっしゃいましたけど、スーパーキッドの東側にいくばい益城というところが民地でございますので、そこの分の借地料という形で上げさせていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中桐復興課長。

○復興課長（中桐智昭君） 復興課長の中桐でございます。7番吉村議員の御質問のほうにお答えしたいと思います。

平成29年度益城町一般会計予算の中の47ページでございます。2款総務費1項総務管理費4目企画費の13節委託料の一番下の復興計画推進業務の委託料の3,000万についての御質問だったというふうに思います。これは、昨年12月に策定しました復興計画の推進業務のコンサル委託料ということで考えております。この今後の一、二年がですね、今後の復興において非常に重要な時期であるというふうに考えておりますので、そのため、復興計画のほうには五つの大きなプロジェクトと120を超える分野別の取り組みを今挙げております。当然、分野別取り組みのほうには、それに個別事業が相当の数つながってくるということで、その進捗管理の方法をですね、主に民間の方の知識やノウハウを生かしながら、実施できればなというふうに考えております。また、コンサルタントにつきましてはですね、常駐、要するに、マンパワーが非常に不足している中で、常駐ということをお願いしたいというふうに考えております。その中でですね、現在、職員との

連携をとりながらですね、進捗管理のほうを行っていききたいというふうに思っておりますけれども、想定している主な業務としましては、先ほど申し上げた復興計画の進捗管理、あるいは課題等の対応、あるいはさまざまな地域防災計画、あるいは行動計画の策定支援、あるいは被災者代表の整備支援、あるいは役場業務の開拓等々、さまざまな業務に携わっていただいております。

次に、二つ目の御質問の84ページだったかな。済みません。86ページですかね。86ページの13節の委託料の応急仮設団地自治会サポート委託料の1,000万円についての御質問だったと思います。これは現在ほとんどの仮設団地のほうで自治会のほうが設立されております。その運営にしまして、今自治会長さんとか役員さんとか非常に苦勞されている状況があるというふうに承っております。この中でですね、過去の震災等において、自治会サポートの経験のある団体等に委託等をいたしまして、自治会の円滑なる運営の支援をお願いしたいというふうに考えております。対象団地としましては、テクノと木山については常駐のNPOが入っておりますので、それ以外の団地のほうを考えております。この委託料につきましては、当初から県の復興基金のほうで対応できないかということをお願いしていた分でございます。今回ですね、今年度29年度の当初予算の復興基金の中で、復興支援ボランティア連絡推進事業というのが復興基金の中に入り込んでいます。その中の一部としてですね、復興基金の活用ができないかということで、県のほうとも協議をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 木下福祉課長。

○福祉課長（木下宗徳君） 福祉課長の木下でございます。7番吉村議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、議案第10号、平成29年度一般会計の部分でございます。まず、69ページ、委託料の上益城地域活動支援センター事業委託料1,350万円についてだと思えます。これにつきましてはですね、益城病院内のアントニオさんに980万円、それとそよ風作業所さんに370万円の事業委託をしている分でございます。この中身につきましては、障害を持つ方がですね、気軽に立ち寄れる場を提供し、創造的な活動や生産活動、地域との交流の促進を図るということで、上益城郡地域の中でですね、こういうふうな委託を結んでいるところでございます。

もう一点が71ページだったですかね。71ページの臨時福祉給付金ということでございますが、これにつきましては、この事業は消費税増税に伴う分でございますね、生活弱者といいますか、そういう方たちをフォローするための施策で、今年でもう3回目です。去年2回ございまして、去年は記憶に新しいかと思いますが、1人当たり3,000円の臨時福祉給付金と。なおかつ益城町におきましては補正を組ませていただきましたけれども、災害で住民税が減免になりましたものですから、均等割が課税されてない世帯がほとんどになりましたものですから、対象が大きく広がったということでございます。今年につきましては、その3,000円が1万5,000円ということになりまして、対象も昨年同様ということですので、益城町の対象世帯は大きいままということになりますので、この予算を組ませていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 森本農政課長。

○農政課長（森本光博君） 農政課長の森本でございます。7番吉村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第10号、平成29年益城町一般会計予算中のページ数でいきますと、105ページ、6款農林水産業費1項農業費2目農地費の19節負担金補助及び交付金の中の基幹水利ストックマネジメント事業負担金5,070万の内訳と申しますか、説明ということでございます。これは、県営事業におきます井寺排水機場の改修事業でございます。事業費が3億5,000万分の益城、嘉島の負担割合に応じた分でございます。町の負担が58%、それと町受益者負担金が25%を掛けまして5,070万になっております。

それともう一点、ページ数でいきますと、164ページ、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費2目農地災害復旧費の19節負担金、補助及び交付金の農家自力復旧支援事業助成金の6,000万についての説明でございます。これは復興基金によります被災者農地のうち国庫補助事業の対象とならないものについて、農家の皆さんがみずから行う復旧作業やですね、復旧作業と一体的に行います農地の共同整地及び耕地等に要する経費につきまして助成するものでございます。補助率として、2分の1以内で補助上限が対象事業費40万になっておりまして、20万掛ける今回300件分を予定しております。合計の5,000万の事業でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。7番吉村議員の御質問にお答えします。

一般会計のほうの当初予算の中で120ページのうちの都市計画総務費の中で13節委託料の中ほどの都市防災総合推進事業委託料1億5,000万について御説明申し上げます。今現在、まちづくり協議会を皆さん方で立ち上げましょうということで、先週1週間で、各区長さん、全校区の区長さんに説明会を行っております。そのまちづくり協議会が設立しましたならば、その中でさまざまな事業のほうが出てくるかと思えます。説明会の中ではですね、避難路と一時避難所を最低でもつくりましょうと、避難する場所をつくっていきましょうということで、その中でさまざま区長さんたちの意見もありながら、「いや、これはいかんとかい」とか「これはどうか」というふうなのいろいろありました。その中でそういう事業をですね、今度は、できましたならば、事業計画の計画策定のほうを町のほうに上がってきたとき、策定書を今度はつくります。そして、その工事の設計もつくっていかねばなりません。その分で1億5,000万。これは想定ですけども、各地区からの分で事業費を一応仮に上げております。その分の設計と事業計画書の国のほうに上げなければいけない部分についてしております。これは国補助が2分の1、7,500万、2分の1は国になります。起債が90%で、6,750万のほうが起債、うち交付税措置が10%ということで、この事業を組み立てております。

次に、19節負担金補助及び交付金の中での、下のページになりますけども、戸建て木造住宅耐震診断事業補助金86万円、戸建て木造住宅耐震設計改修事業補助金2,400万というふうに割り当てていただいております。これは町内にお住いの家で、まず診断には一般診断と精密診断というのがあります。県が行う事業については、一般診断であれば、住民の方が5,500円を負担すれ

ば、県から派遣される方が簡易的な診断を行うという部分があります。それは県のほうにお金を支払っていただければ、簡易的な診断ができるやつはこの中には入ってません。

次に書いています精密診断というものが、この補助の対象になる部分でございまして、これは昭和56年5月31日以前に建築されたもの、新耐震基準にそぐわない部分になりますけれども、この昭和56年5月31日以前に建築された住宅は、今の耐震基準と比べ耐震性が低いものであるということで、この家に対して診断の補助を出しますよという部分。費用の3分の2以内で、上限が8万6,000円。今現在、残っているのがどれだけあるかということで、募集関係も大分されてるかと思うんですけども、その部分で大体10件を見込んでおりまして、8万6,000円の10件で86万にしております。

で、次に設計の改修の補助の分ですけども、これは一般診断でしたところ、精密診断をしたところで、耐震性がないというふうに出た部分について、設計に対して補助をします。改修もそれに伴って行きます。これは改修するということが前提になりますので、上限60万、改修するときには最高60万が出るということで、町内で30件の申請があるだろうというふうな見込みでやっています。申し込みのほうが多かった場合は、また補正で追加していきたいというふうに思っております。この上のほうのですね、8万6,000円に対しましては、13万が上限になりますので、3分の2を町と県で3分の1ずつ補助するということになる部分です。

それと、改修事業のほうの補助金につきましては、上限120万で国庫補助が11.5%、県の復興基金が38.5%、残りは個人負担ということになりまして、120万のうち60万を国と県の復興基金で補っていくという部分でございまして、以上です。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございまして、7番吉村議員の質問にお答えいたします。

平成29年度益城町一般・特別会計予算書の中の132ページ、教育費教育総務費の中の、事務局費、13節委託料、小中学校ICT支援緊急配置事業の人数は何人かという御質問でございました。これは一人でございます。

次に、137ページ。教育費、小学校費の学校管理費の中の14節使用料及び賃借料の中の学校送迎用バス等借り上げ料についての御質問でございまして、こちらにつきましては、まず中央小学校の通学路が非常に打撃を受けておりますので、この通学に関しまして、木山箇所の児童のためのバスが1台ございます。もう1台は、テクノリサーチパーク内に児童生徒が何人もいますが、県の無料バスが出ておりますので、木山中、中央小、益城中、広安、広安西小ですか。こちらについてはそのバスを利用していただいております。幸い、飯野小学校の子どもはいません。津森小学校の子どもが通学に非常に支障を来しておりますので、その足の確保ということでバスを1台運行しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですから、議案第10号「平成29年度益城町一般会計予算」から議案第26号「益城町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を求める条例の制定について」の質疑を終わります。

なお、詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

議案第3号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）」から議案第26号「益城町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」までの24議案及び国へ町議会議員の厚生年金制度の加入を求める意見書の提出を求める請願につきましては、皆さんのお手元に書いてあります常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）」から議案第26号「益城町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を求める条例の制定について」までの24議案及び国へ町議会議員の厚生年金制度の加入を求める意見書の提出を求める請願につきましては、お手元に配付の付託区分表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の日程を全部終了いたしました。これにて散会いたします。

散会 午後4時05分

平成29年第1回益城町議会定例会会議録

1. 平成29年3月7日午前10時00分招集
2. 平成29年3月9日午前10時00分開議
3. 平成29年3月9日午後3時07分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 総合体育館武道場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 13番 石田秀敏議員
- 7番 吉村建文議員
- 8番 野田祐士議員
- 9番 宮崎金次議員
- 5番 柴 正敏議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 上村幸輝君 | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君 |
| 4番 松本昭一君 | 5番 柴正敏君 | 6番 中川公則君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 野田祐士君 | 9番 宮崎金次君 |
| 10番 坂本貢君 | 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 石田秀敏君 | 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君 |
| 16番 渡辺誠男君 | 17番 荒牧昭博君 | 18番 稲田忠則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 堀部博之

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|-----------|-------|----------|--------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 向井康彦君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 門崎博幸君 |
| 会計管理者 | 田中秀一君 | 総務課長 | 森田茂君 |
| 企画財政課長 | 藤岡卓雄君 | 復興課長 | 中桐智昭君 |
| 復興課審議員 | 姫野幸徳君 | 税務課長 | 緒方潔君 |
| 住民保険課長 | 森部博美君 | こども未来課長 | 坂本祐二君 |
| 健康づくり推進課長 | 安田弘人君 | いきいき長寿課長 | 後藤奈保子君 |

福祉課長	木下宗徳君	農政課長	森本光博君
建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
下水道課長	水上眞一君	学校教育課長	福岡廣徳君
生涯学習課長	高森修自君	水道課長	荒木栄一君
環境衛生課長	河内正明君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は5名でございます。

質問の順番を申し上げます。

1番目に石田秀敏議員、2番目に吉村建文議員、3番目に野田祐士議員、4番目に宮崎金次議員、5番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、石田秀敏議員の質問を許します。

13番石田秀敏議員。

○13番（石田秀敏君） おはようございます。13番石田です。

今議会の1番バッターということで、大変緊張しております。傍聴席には、また早朝より傍聴においていただき、議会に対して関心を持っていただくことを大変感謝申し上げます。

私は飯野小学校放課後児童クラブ、この件についてだけ質問をさせていただきます。では、質問席に移ります。

益城町放課後児童健全育成事業でありますこの放課後児童クラブは、現在、広安西小3クラブ、広安小2クラブ、益城中央小1クラブ、津森小1クラブ、飯野小1クラブが運営されておりますが、飯野小クラブの場合、平成26年4月に開設され、当時は過疎、少子高齢化が進み、14名の少人数でスタートし、運営が心配されましたが、町の子育て支援であります子ども医療費助成をいち早く中学3年生まで拡大したり、定住促進補助金制度の創設等の影響もあり、一時は87名まで減少した全校生徒数は増え続け、今年4月には138名になると聞いております。また、今後もさらに児童数が増加するのは明らかであります。

このような状況の中、14名でスタートした児童クラブの利用者は年々増加し、今年4月からは通年利用者34名、夏休み、冬休み、春休みだけ利用する長期休暇利用者は14名と合わせると、一気に48名の大所帯になります。しかし、事務所となる活動場所、現在、飯野小学校の音楽室を間借りし、学校側と共用しながら運営されております。その音楽室は構造的に3段差があり、危険を伴い、階段の一角に畳10畳が敷かれ、そこに低目のテーブルが配置され、時を過ごすという

状況で、専用区画、実際の利用スペースが十分でないなど、多くの問題が生じております。

例えば、小学校の授業等の関係で準備する時間や保育の場所が確保できない場合、図書室で待機しなければならなかったり、また、児童の体調不良時の静養場所の確保ができない。それにあわせ、既に現在の備品、机、ランドセルを入れる棚、靴箱、畳等は既に不足しており、4月からの受け入れ態勢が整わない状況であります。特に、冷蔵庫は児童のおやつ、飲料水等を保管するために必要不可欠であります。現在のもは容量が非常に小さく4月からは対応できません。既に昨年の夏休みには対応できなかったため、1カ月限定で1台リースで補っている状態です。

また、29年度は通年利用者、長期休暇利用者の48名が音楽室に一堂に集まる時期があります。学習、遊び、静養のスペース確保がさらに難しくなり、支援員の先生方のロッカーもないため、私物の置き場所や更衣にも支障を生じております。さらに、小学校の先生方には6時間目の授業に音楽を取り入れないなど極力配慮をいただき、児童クラブの運営が成り立っている面もありますが、運営体である保護者会としてありがたい反面、非常に心苦しい心情があるとのこと。

このような状況でありますので、一日も早く、よその学校の児童クラブのように飯野小児童クラブ専用棟を建設していただきたい、これが保護者会の切実な願いであります。実現に向け、町の対応をお尋ねし、1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。平成29年第1回益城町町議会定例会も3日目を迎えております。本日は一般質問ということで、5名の議員の皆様の質問をいただいております。一生懸命答弁させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。また、傍聴席には早朝からわざわざたくさんお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

それでは、13番石田議員の小学校児童クラブについて、飯野小学校児童クラブ専用建物の建設をとの御質問にお答えをさせていただきます。

ただいま議員から説明されたとおり、各小学校に放課後児童クラブがあり、全部で八つの放課後児童クラブがあります。平成29年度からは、広安小学校に新規の放課後児童クラブの設立が予定されております。

御質問の飯野小学校におきましては、平成26年度に放課後児童クラブが設立され、音楽室を利用して事業を行っております。

そのほか、広安西小学校におきましては、2カ所の専用建物と地震により利用できなくなった校舎内のミーティングルームにかわって無償提供を受けたプレハブを利用しております。このクラブにつきましては平成28年度に建設を予定しておりましたが、地震の影響により平成29年度に実施いたします。

広安小学校におきましては、専用建物1カ所と校舎内の生活科室を利用しております。平成29年度新設のクラブについては図工室を利用する予定です。

益城中央小学校におきましては、専用建物1カ所と地震により利用できなくなった校舎内教室

のかわりに無償提供を受けましたプレハブを利用しております。

津森小学校におきましては、公民館、津森分館の一部屋を利用しているところです。

議員御指摘のとおり、飯野小学校放課後児童クラブの利用者数が増加していること、音楽室を利用することでの問題点などについては承知しているところです。利用者数につきましては、飯野小学校に限らず、どの学校も毎年増加している状況です。御質問の飯野小学校放課後児童クラブ専用建物の建設につきましては、各小学校の利用状況と今後予想されます入学児童数など、今後の保育需要を見きわめながら、町全体の問題として検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 石田議員。

○13番（石田秀敏君） ただいま、るる答弁をいただきました。今後の増加の状況によって対応というような内容だったかと思いますが、先ほど申しました問題点の幾つかについてですが、御承知のとおり、平成26年9月18日、条例第18号、益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で最低基準が定めてあります。その中身は、まず第4条、町長の責務として、町長は最低基準を常に向上させるよう努めるものとして定めてあり、また、第10条の設備の基準では、放課後児童健全育成事業所には遊び及び生活の場としての機能、並びに静養するための機能を加えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。また、第10条第2項では、専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないと定めてありますし、第11条、職員においては、一つの支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とするとしてあります。

そういうことで、ここ近年の利用者増により、この条例に定められた最低基準、これにそぐわない部分が生じております。一日も早く飯野小児童クラブ専用棟を建設していただきたい。町長におかれては、先ほど申しました条例第4条、町長は最低基準を常に向上させるよう努めるものとして、これに沿って頑張ってください。そういうことで、この条例との関連についても答弁を求め、2回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 13番石田議員の小学校児童クラブについて、2回目の質問にお答えをさせていただきます。

条例の関連についてということで、議員が説明されたとおり、益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条において設備の基準を定めており、専用区画の面積は児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとなっております。利用している音楽室の面積が124平方メートルでありますので、面積的には基準を満たしているところです。

次に、第11条において、一の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とするとして定めておきまして、通常利用者が平成28年度は18人で、平成29年度は34人が予定されているようですが、40人は超えないようです。ただし、夏休みなど長期休暇利用者が14人予定されていますので、議員御指摘のように、町長は最低基準を常に向上させるように努めるものとして定めておりま

すので、そういった状況も含めて専用建物の建設については検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 石田議員。

○13番（石田秀敏君） 今、答弁をいただきました。専用区画1人当たり1.65平米、音楽室そのものはですね、先ほど町長が言われたとおりの面積があるわけですが、その音楽室の中、中がですね、やはり段がついて3段になつとるわけですよ。それで一つの段には、前日に音楽の授業があります。それで音楽室の状況で、音楽室の学校の授業で使う机、椅子が配置してあります。それを放課後児童クラブが始まる前にですね、指導員さんたちが来て、それをその3段あるうちの1段に積み重ねてですよ、今度、放課後児童クラブの時間が終わったら、あしたの音楽の授業に差し支えないように、また机、椅子を元通りにして指導員さんたちは帰られると。それで、実際の利用面積としてはですね、今、言われた面積には達してないわけです。音楽室そのものの面積はあります、確かに。そういう状況ですので、町長もいつか時間をとっていただいて、現場を確認していただければ幸いですと思っております。

それで、またその条例第11条、一つの支援の単位構成する数はおおむね40人以下とすると定めてあります。現在34名ということで、まだ大丈夫であるというようなことですが、もう平成30年には通年利用者だけで40名をオーバーするというのはもう確実であります。まだ未就学児童の数を調べましてもですね、これはもう、その間40人を平成30年にはオーバーするのはもう確実、分かつとる。ですから、やはり29年度中にはですね、専用棟をやはりどうにかしてもらわないと運営が厳しいだけで、下手すると、二クラブに分けにゃん場合も出てくるかなというような状況ですよ、平成30年度はですね。まあ、そういうことで、29年度中にどうにかめどをつけていただきたい、管理棟については。

それと、備品関係。これについてはですね、もう既に不足しとるわけですよ。下駄箱、ランドセルを入れる箱あたりは30人分しかありません。4月からは通年利用者だけで34名、今の段階でですね。だから、そこら辺の備品の不足に対してもですね。ちなみに今年のもですね、入所式は4月11日と聞いております。それで、それに間に合いますように、特に急を要する備品等、これについてはですね、やはり予備費流用でもしていただいて確保していただけたらと思っております。いろいろ要望的な質問になりましたが、再度申し上げます。今年の飯野小児童クラブの入所式は4月11日でございます。

以上、いろいろ要望的な質問になりましたが、私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 13番石田議員の3回目の質問にお答えをさせていただきます。

本当に保護者の方、保護者会の方、それから支援員の方、大変御苦労をかけておると思います。おっしゃられたことについてはですね、現場と現況あたりの状況をですね、考えて、またやっていきたいと。それと、これはもう町全体の問題でもありますし、そこあたりもですね、やっていきたい。

それと、今、復旧復興予算で1,355億円かかるということで、町の持ち出しだけでも、今、289

億円いるという非常に厳しい状況でもありますので、そこあたりも踏まえてやっていきたい。ただ、飯野地区においては砥川にまた25戸新設されるということで、そこあたりの状況も踏まえた。そして、やはり若い世代が働けるような環境づくりというのを町として、これはもう少子化対策にもつながっていくかと思しますので、全力で取り組みたいということで、それと、移住定住促進についても放課後児童クラブの充実というのは選んでもらえるようなまちづくりになると思しますので、全力で取り組んでいきます。

○議長（稲田忠則君） 石田秀敏議員の質問が終わりました。

○13番（石田秀敏君） 一つよかですか。

○議長（稲田忠則君） 石田議員、簡潔にお願いします。

○13番（石田秀敏君） 簡潔に。29年度で対応できますようによろしく願いしておきます。

○議長（稲田忠則君） はい。

次に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。7番公明党の吉村建文でございます。きょうも朝早くから傍聴に来ていただき、町民の皆様方にお礼を申し上げます。

熊本地震からおよそ11カ月がたち、町の景色もだんだん変わってきております。この総合体育館の武道場は、あの震災から緊急の避難所として、また最後の集積避難所として利用された場所でもあります。私の家族もこの武道場で避難生活をしておりました。ここで平成29年第1回益城町議会定例会が行われることに感慨深いものがあります。

今回、1、県道28号線の4車線化について。2、復興住宅について。3、介護予防・日常生活支援総合事業について。4、次期学習指導要綱改正案について。4点について一般質問をさせていただきます。それでは質問席に移らせていただきます。

まず、県道28号線に関して、4車線化に伴い、熊本市の市電延伸問題をこの際、益城町として協議の場を設置すべきではないかと思いますが、本町の取り組みを伺います。

昨年3月、本町は熊本市及び益城町における連携中枢都市圏の形成にかかわる連携協約の締結について町議会に議案として提出され、本議会において承認されたものであります。連携中枢都市圏構想における基本的事項の策定趣旨として、人口減少の少子高齢化社会にあっても地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけるよう、圏域の中心的役割を担う連携中枢都市や近隣市町村と連携して、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積強化、圏域全体の生活関連機能の向上の三つの取り組みを実施し、人々が集まる魅力的な圏域を形成する連携中枢都市圏構想を計画的に推進するため、連携中枢都市圏ビジョンを策定するとうたってあり、取り組み期間は5年間としてあります。

第3章に、連携協約に基づき推進する具体的取り組みの中に、持続可能な地域公共交通網の形成があります。その取り組み内容として、基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等、持続可能な地域公共交通網の形成に取り組むとあり、熊本市の役割分担として、交通事業者及び近隣市町村と協議または調整を図りながら、地域公共交通網の形成に向けた施策を検討し、または

実施するとあり、近隣市町村の役割分担として、熊本市と地域公共交通網の形成に向けた協議を行い、連携していくとうたっています。

まさに、県道28号線の4車線化がこの3月にも国の認可がおりようとしているときにこそ、熊本市との協議をするべき場を設けていくことが肝要だと思います。現在、熊本市は市民病院が第二高校の先のほうに移転することが決まっており、市電延伸についてもその方面に行くようなことが言われており、本年度の予算にも計画が組み入れられているようであります。本町の新たな都市基盤の整備の中にも、災害に強い幹線道路ネットワークの整備があります。県道28号線の拡幅に向け、市電延伸の協議を熊本市のほうに本町から働きかけをすべきときは今ではないかと思えます。

この件に関する町長の取り組む姿勢を伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の1番目の質問にお答えをさせていただきます。

県道28号線、熊本高森線の4車線化に伴い、熊本市電の延伸につきまして協議の場を設けるべきではないかとの御質問ですが、現在、この道路は都市計画決定に係る説明会後、熊本県都市計画審議会の審議を終え、2月3日に都市計画道路の決定がなされております。

熊本市電の延伸につきましては、12月に開催されました県道熊本高森線の4車線化の説明会におきましても、住民の方から市電の延伸について、全国的に高齢者の交通事故が多発しており、年齢を重ねるごとに心配が増える、公共交通機関が町民の足になる、健軍終点から熊本空港まで延伸してほしいなどの質問、御意見をいただいております。

また、益城町復興計画におきましても、復興に向けた分野別取り組みの生活環境の整備の中で、誰にもやさしく、安全・安心な交通環境を整備する。益城町内への市電延伸を熊本市などの関係各機関に働きかけるとしております。今後も引き続き、熊本市電の益城方面への延伸につきましては、熊本市をはじめ、関係する機関に対しまして積極的に働きかけていくこととしております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 今、町長は熊本市をはじめ、関係する機関に対して積極的に働きかけていくと答弁をされました。私もぜひ働きかけをお願いしたいと思います。

私の所属する公明党はネットワーク力がその特徴の一つであります。町民の声を県、国へとつないでいく。そこで、この県道28号線の4車線化を主導するのは県であります。去る3月3日、私は県議会に傍聴に行きました。県議会において公明党の城下県代表が大空港構想Next Stageと交通アクセスについての質問の中で、県道28号線の4車線化について、県は熊本市と益城町の市電の延伸について十分な協議がなされたのか、また、今後の都市圏の交通のあり方を考えれば協議に場が必要になると思われるが、今後の対応を伺いますと質問をされました。これに対し蒲島県知事は、昨年3月に熊本市などと共同で策定した熊本都市圏の都市交通マスタープランで益城・熊本方面への市電延伸が提案されていると答弁され、将来、益城・空港方面への市電延伸が検討される場合には、県としても関係市町村と十分に意見交換を行い、対応してまいる

所存であるとの回答を得ました。

県としても益城町と熊本市の協議を見守る姿勢を見せている以上、ぜひこの機会を逃すことなく、益城町のほうから熊本市へのアプローチをお願いしたいと思いますが、再度町長の決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の1番目の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま吉村議員から、3月3日の県議会で県道28号線の4車線化に係る市電の延伸についての質問で、県知事から益城・空港方面の市電延伸が検討される場合、県も関係自治体と意見交換を行い、対応する所存であるとの答弁がされたと聞きまして、本当にありがたいと思いました。熊本県が策定しております熊本都市圏都市交通マスタープラン、公共交通の主な提案施策、基幹公共交通施策の中で、益城・空港方面においての主な提案施策として熊本市電の延伸が掲げられております。

1回目の答弁においても申し上げましたが、今回策定しました益城町復興計画におきまして、熊本市電の益城方面への延伸を掲げ、誰にもやさしく、安全・安心な交通環境を整備するとしております。市電延伸につきましては、震災前から町民の願いでもあり、今後も引き続き進めたいと考えております。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 次に、復興住宅について、本町の今後の取り組みについて伺います。

先月の熊日新聞の報道によると、総務省が公表した住民基本台帳に基づく2016年の人口移動報告によると、益城町は転出超過が1,319人、前年の転入超過転じると大きく載っておりました。転出超過数の全国上位10市町村のうち、熊本市が3位の1,540人で、益城町は6位でした。都市の大きさから考えると、益城町の転出超過は相当な数であると思います。

また、県は先月の15日に、熊本地震で被災した人の恒久的な住まいの一つとなる災害公営住宅（復興住宅）について、県内11市町村が計約1,000戸の整備を予定していることを明らかにしました。このうち、宇土市と甲佐町の整備について県が建設を受託する協定を結んだとありました。

そこで、まず質問の1点目は、本町ではどのような対応をするのか伺います。

次に、災害公営住宅は、自宅を失って自力再建が難しい被災者に低額の家賃で提供されることとなり、入居期限が原則2年までの仮設住宅の入居者らが対象で、市町村が建設したり、借り上げたりして確保することになっております。先日、安永にお住まいの婦人の方から相談を受けました。自宅が全壊で、まだ公費解体は済んでいないとのことでした。現在、益城町においては公費解体の約60%を超える状況で、2年を待たずして解体が終了する予定になっています。これは非常にいいことであると思います。

その御婦人の方は、自宅が公費解体が済んだとしても、まだローンは残っているし、すぐには自宅を再建できるかどうか分からないとのことでした。この御婦人のケースも災害公営住宅に入居できるのでしょうか。災害公営住宅に入居する資格はどうなっているのでしょうか、2点目の質問です。お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2番目の御質問、復興住宅の災害公営住宅の今後の取り組みについてお答えします。

災害公営住宅の整備につきましては、昨年12月に、今後のお住まい意向などに関するアンケート調査を仮設住宅、みなし仮設住宅に入居されています2,769世帯を対象に実施し、そのうち1,918世帯から回答をいただいております、回収率は69%となっております。

この意向調査の中では、家族の人数や収入などの世帯の状況について、被災した住宅のある居住地区や持ち家か借家の別など被災した住宅の状況について、今後の住宅再建などの意向について、新たに整備する災害公営住宅などについて聞いております。今後、町が熊本地震からの住まい、集落の復旧に向けた基本方針の検討や住宅再建支援策の検討、災害公営住宅の整備に係る意向・要望などの基礎的な情報を把握することを目的に実施したものです。

この調査の中で、今後の住宅再建などの意向についての設問として、一つ目は、震災前と同じ住所に自宅を再建したい。2、震災前に住んでいた住宅を修理して住み続けたい。3、震災前とは別の住所に移転したい。4、新たに整備される災害公営住宅に入居したい。5、分からない、まだ決めていない、の五つの選択肢のうちから、現在のお考えや今後の予定を尋ねております。その中で、新たに整備される災害公営住宅に入居したいと回答された世帯は、複数回答を含めると535件、そのうち災害公営住宅のみを回答された世帯が333件という数となっております。

また、今回の調査で約3割の世帯が未回答となっておりますが、昨年6月の仮設住宅への入居が開始された当初から、熊本大学の御協力によりまして、各仮設団地におきまして住宅再建などの聞き取り調査を実施しております。この熊本大学は、仮設団地を対象としました調査結果なども参考にしながら、世帯の収入なども考慮し、意向調査の結果を踏まえ、災害公営住宅の需要が確実で、かつ必要性が高い世帯に向けた整備戸数、当面供給する戸数を300戸としました。

なお、建設する場所につきましては、木山・広安地区の市街地部は被災された世帯も数多く、まとまった戸数の建設が必要ではないかと考えております。また、飯野・福田・津森地区におきましても、被災前の地区への建設を希望される世帯もおられますので、校区や地区なども考慮した整備を検討しているところです。

平成29年度の当初予算に復興住宅建設のための用地費、設計費などを計上させていただいていますが、まずは用地の確保ができ次第、法令等に基づく諸手続とあわせ、実施設計の発注を予定しております。工事関係につきましては、実施設計後、事業費などが確定した後に補正予算で対応したいと考えております。

次に、災害公営住宅の入居資格についてのお尋ねですが、災害公営住宅の入居要件としまして、一つ目が、平成28年熊本地震により益城町で居住していた住宅が被災し、その住宅の罹災判定が全壊の方、または罹災判定が大規模半壊または半壊であり、その住宅を解体していること。二つ目が、居住できる家を所有していないこと。三つ目が、仮設住宅やみなし仮設住宅、避難先に居住しており、現に住宅に困窮していること。四つ目が、町税などの滞納がないこと。五つ目が、被災者生活再建支援制度の加算支援金を受領していないこと。以上、5項目の要件全てを満たす

方が入居対象となります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 災害公営住宅に関するアンケート調査から、おおむね提供する戸数が300戸との方針が示されました。ただ、場所については検討の余地があるとのことでありました。

今のところ、大体いつぐらいまでに建設しようと考えておられるのか、タイムスケジュールをお聞かせいただきたいと思います。といいますのも、先月26日に公明党の井上幹事長、漆原中央幹事会会長、江田衆議院議員のほか、県議会議員3名が同行され、熊本市や益城町を訪問、町長ほか議長さんたちにも懇談され、その後、テクノ仮設団地を訪れ、住民の方より、復興住宅ができるまでは、仮設の期限が終わっても出て行ける人は少ないと思うといった声を受けたからであります。仮設住宅、みなし仮設住宅に住んでおられる方々の思いを少しでもくみ取っていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員、2番目の3回目の御質問にお答えをします。

災害公営住宅の今後のスケジュールにつきまして、東日本の事例なども参考としての工程となりますが、まずは建設用地を確保し、用地確定後に現況測量や地盤調査などに約2カ月、基本設計、実施設計に約5カ月を要すると見込まれています。

工事につきましては、造成工事とあわせ、建物の本体工事としまして鉄筋コンクリート造で13カ月、木造の場合6カ月が着工から竣工まで要する期間となります。また、実施設計後の予算措置とあわせ、入札などにある程度の期間が必要となりますので、竣工時期は平成30年度になると思われま。応急仮設住宅、みなし仮設の入居も現時点におきましては2年間となっておりますので、災害公営住宅の整備につきましては、できるだけ早い時期に入居の案内ができるよう取り組んでまいります。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 次に、要支援の人向けのサービスの一部を介護保険による全国一律の運営から自治体の介護予防・日常生活支援総合事業へと移行することになっております。

総合事業は、住民が住みなれた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの一角を担う制度であり、円滑な移行が欠かせません。また、2015年4月に施行された改正介護保険法に基づき、総合事業へ移行した自治体は、要支援の人向けの訪問介護と通所介護サービスについて、従来の全国一律の基準による運営から各市町村の裁量が認められた事業が行えるようになったわけです。既存の介護事業者、介護事業所以外のNPO法人や住民ボランティア、企業などが事業の担い手となり、通所サービスや移動支援、見守り支援などを行うサービスもあり、従来の制度ではできなかったきめ細やかなサービスが行える利点は大きいものがあります。

そこで、本町における取り組みについて伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の、4月から自治体の介護予防の日常生活支援事業へ移行することになっているが、本町の取り組みを伺うとの御質問にお答えをさせていただきます。

益城町では平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始します。この事業は、市町村が中心となって地域の実情に応じて住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者などに対する効果的かつ効率的な支援などを可能とすることを目指すものです。

平成28年度まで介護予防給付で実施していました訪問介護と通所介護が平成29年4月から総合事業に移行します。総合事業の対象者としましては、要支援1、2の方と事業対象者の方となります。現在、要支援の方で訪問介護、通所介護を利用されている方は介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス、通所型サービスをそのまま利用することができますので、利用者にとっては大きく変わることはありません。

益城町としましては、第1号通所事業では現行の通所介護相当サービスと介護予防教室を実施します。介護予防教室には口腔機能向上のための笑食教室、栄養改善のための栄養教室、運動機能向上のためのはつらつ教室があります。はつらつ教室では、移動手段のある方は保健福祉センターで行う介護予防教室に通ってもらい、移動手段のない方は送迎ありの介護保険事業所、または憩の家での介護予防教室に通っていただきます。保健福祉センターでの介護予防教室を卒業された方には事業の手伝いをしていただき、その後は住民主体による体操、運動などの指導者となっていただきたいと考えております。

一般介護予防事業につきましては、65歳到達時の介護保険証交付時に体力測定を実施し、自分の状態を知っていただき、加えて、自宅でできる運動も紹介します。また、地域サロンでの介護予防事業を実施します。生活支援サービスにつきましては、現行の訪問介護相当を利用することとなります。

平成29年度は東部圏域、西部圏域の地域包括支援センターに一人ずつ生活支援コーディネーターを設置し、また、関係団体による協議体を立ち上げ、コーディネーターと協議体の連携により、生活支援の担い手の発掘や高齢者の生活支援ニーズ調査などを行い、サービスの充実を図ってまいります。その後、掃除、買い物、調理など専門の介護職に頼らなくても可能な訪問サービス、住民主体による体操、運動などの自主的な通いの場など、元気な高齢者が活躍できる場をつくっていきたいと考えています。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 本町の総合事業の概要は分かりました。今の答弁の中で、現在要支援1、2の方はどれくらいおられるのか、また、事業対象者の方はどれくらいおられるのか伺いたします。

また、生活支援コーディネーターを東部、西部に1名ずつ配置され、生活支援の担い手の発掘や高齢者の生活支援ニーズの調査をされるということですが、サービスの開発はどんどんやっていただきたいと思えます。

これは先行して実施している自治体の例ですが、東京の武蔵野市では、認定ヘルパーといって市が総合事業による訪問介護のために独自に設けた資格で、市が開く3日間の研修を受講し、専門知識を身につけた人が認定される制度です。この背景には、介護福祉士といった専門知識がな

くても提供できる家事援助サービスの需要が大きいことがあります。市が制度導入前に訪問介護の内容を分析したところ、掃除が72%や買い物15%、調理6%などの家事援助が9割以上を占めており、専門の介護職でなくても可能な内容が大半を占めていたとのことでもあります。

本町でも高齢者の生活支援ニーズの調査をしっかりとっていただき、意欲のある地域住民の方に認定ヘルパーになっていただき、介護人材の裾野が広がる可能性があるのではないかと思います。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、要支援1、2の方がどれくらいおられるかとの御質問ですが、1月末日で要支援1が225名、要支援2が281名となっております。その中で、サービスの受給者は要支援1が133名、要支援2が201名でございます。事業対象者の方の数は総合事業が始まる1月以降の決定になりますので、現在はいらっしゃいません。

また、議員のおっしゃる認定ヘルパーにつきましては、今後、総合事業の中で身近にできる制度として必要となってまいります。熊本県内では福祉士が生活支援サポーター制度としまして講習、仕組みづくりを社会福祉協議会に委託して実施しております。益城町としましても、まず、生活支援コーディネーターと協議体を設置し、体制を整えた後、先進自治体を参考に生活支援コーディネーター、協議体、関係機関と連携しながら進めていきたいと考えております。

元気な高齢者が同じ高齢者の手伝いをする、いわゆる互助の関係を築いていき、高齢者の生きがいづくりの支援をし、地域包括ケアシステムの構築につなげていきたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 本町の総合事業は今年3月の町の広報紙にも載ってございました。ぜひ充実させていただければと思っております。

続きまして、2月14日に文部科学省から小中学校の次期学習指導要領の改訂案を公表されました。一般から意見を公募した上で、年度内に告示されることになっております。改訂案では、グローバル化に対応するため英語教育を前倒し、聞く、話すを中心に、英語に親しむ外国語活動を小学3、4年に導入し、現行で外国語活動を実施している5、6年の英語は教科書を使って読む、書くも加えた正式教科にするほか、小中学校ともに討論や発表などを通し、みずから課題を見つけて解決する力を育成する主体的、対話的で深い学びを各教科で導入する。児童生徒の語彙力や読解力アップに向けた新聞、本の活用に加え、論理的な思考力を見につけるプログラミング教育も小学校で必修化をします。いずれも基礎的な学力を形成するための学習量を維持しつつ、授業の質を高めて思考力や判断力を養うことに力点が置かれています。

次期指導要領は小学校が2020年度中、中学校は2021年度から全面実施されますが、それまでの準備期間を大切にしたいと思っておりますが、本町の取り組みについて伺います。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 教育長の酒井です。よろしく申し上げます。

7番吉村議員の4番目の次期学習指導要領の改訂案に対する本町の取り組みについての1回目の御質問にお答えいたします。

次期学習指導要領の改訂案は、議員がおっしゃられたとおり、全教科を通じて知識技能の習得の受け身的な学習ではなく、討論や発表などを通じた主体的で対話的で深い学びによる授業改善を打ち出したのが特徴であります。

また、今回の改訂案で、先ほど議員もおっしゃられたとおり、3、4年生に外国語活動を前倒しし、5、6年生には英語の教科化が打ち出されております。さらには、小学校におけるプログラミング教育も新たに必修化されたところでもあります。このカリキュラムの中で、特に小学校3、4年生に外国語活動、そして5、6年生には英語教科化の実施ということになるわけですが、このことにつきましては、町独自の英語教育研修会等の実施等を含めまして、スムーズな移行ができるように、今後取り組んでまいりたいと考えます。

また、次期学習指導要領の改訂案に対しましては、本町としまして、今年度、次の3点を中心に取り組んでまいりたいと考えます。第1点目は、県教育委員会や教育事務所の次期学習指導要領に関する指導内容や情報を各学校に周知徹底すること。2点目に、校内研修や授業研究会を通じて次期学習指導要領の改善のポイントを周知徹底すること。3点目に、次期学習指導要領に関連する内容で学校として準備しておくべきことを洗い出して、計画的に移行できるようにすること。以上3点を今年度は本町の中心に据えて取り組んでまいりたいと考えます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 次に、とりわけ教員の負担への目配りを忘れてはならないと思っております。日本の教員は、授業だけでなく生活指導や書類作成、部活動など幅広く受け持ち、世界一忙しいとさえ言われております。次期指導要領が成果を上げる上で、その中核を担う教員のサポート体制をどうするか、この点で公明党が訴えている「チーム学校」の支援を強調しておきたいと思っております。

「チーム学校」については、2015年9月議会の一般質問でも質問させていただきましたが、「チーム学校」とは、スクールカウンセラーや福祉の専門スタッフなど積極的に活用して、学校全体の組織力や教育力を高め、教員が子どもと向き合う時間を確保できるようにする取り組みであります。あらゆる方策を導入し、教員へのサポート体制をさらに充実していきたいと思っております。

さらに、教員のスキルアップも欠かせないと思っております。次期指導要領を踏まえた研修の充実や具体的な実践例の共有などを通して教員の創意工夫を促し、深い学びを生み出す授業の実現を後押しすべきであります。また、主体的に学ぶ子どもを育てるには、教員自身がより主体的に教育にかかわれるような働き方改革も進めていきたいと思っております。教育長の所感をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の2回目の質問、中核教員を担う教員のサポート体制、及び教職員のスキルアップについての御質問にお答えいたします。

まず学校現場では、確かに教職員が授業だけではなく、生活指導や学校行事、そして部活動な

ど多忙な日々を送っております。その解消に向けましては、まずは学校自体が組織の工夫改善をするということが一つあります。二つ目に、先ほどおっしゃったように、他の関係機関との連携を図りながら仕事内容の充実と効率化を図る。このことが極めて重要であり、今後検討してまいりたいと考えます。また、あわせて、限られた時間の中で教職員がいかに子どもたちと向き合う時間を確保するか。このことにつきましても、学校現場と連携を図りながら教職員へのサポート体制の充実、拡充をしてまいりたいと考えます。

次に、教職員のスキルアップ、このことについてでございますが、次期の学習指導要領の実現を図るには教員のスキルアップというのが必要不可欠であります。このことについては、次の3点について、今年度また取り組んでまいりたいと思います。

第1点目は、教職員自身が校内研修等を通じて改訂の重要なポイントを十分に理解すること。まずは教職員自身が何が変わるのかということ十分に理解すること。2番目に、その改訂のポイントを意識して、現在の教育活動、特に授業等で何が生かせるのかを実践していくこと。3番目に、研修会等に積極的に参加するとともに、計画的に移行できるように事前の準備に取り組む。このようなことを学校現場、教育委員会も一緒になりまして教職員のスキルアップを図り、次期の学習指導要領の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 新たに就任されました教育長の采配に期待したいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩いたします。11時15分から再開します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 皆さん、こんにちは。8番野田でございます。今回も一般質問の機会を与えていただきました。まことにありがとうございます。

本日は4点についてお尋ねしたいと思います。まず1点目が、地区自治会のさまざまな課題と問題について。2点目が、益城町として各種支援団体との協調をとるべきではないかという点について。3点目が、益城町としての熊本県や近隣市町村との連携について。4点目が、土地の有効活用についてでございます。それでは、質問席に移らせていただきます。

早速、1問目の質問に移らせていただきたいと思います。震災以来、自治会、特に行政自治会については継続自体も難しい状態になってきております。自治会の役割というものを考えてみるに、まずは交流、祭りやイベント、そして、安全・安心をいかに考えていくか。例えば交通安全

のパトロールや防犯パトロール、そして、行政とのパイプをどうつなぐか。そして。福祉関係については子育て支援、または高齢者見守り等々、自治会が果たす役割というのは大変重要なものになっていると思います。しかし、昨年の地震以来はその自治体の継続すら危ぶまれる状態になっております。

そこで、1回目の質問ですけれども、今後、行政自治体を継続・持続させていくために何が必要であるか、また、町は行政機関としてそれぞれどう考慮し、行動していくのかということであります。例えるならば、防犯灯や街路灯の費用の問題、健康増進のための活動の問題、道路側溝や水路の清掃や維持管理等の問題、また、地区の活動を行うための運転資金等々の費用の問題であります。1回目の質問であります。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の1問目、地区自治会のさまざまな課題と問題についてお答えをします。

昨年4月の熊本地震は益城町の住宅家屋に甚大な被害をもたらしました。地域においても多くの町民の皆様が仮設住宅やみなし仮設住宅での生活を余儀なくされており、区長さんをはじめ、行政区の自治会運営に大変苦慮をされております。野田議員御指摘のとおり、行政区自治会管理の防犯灯が被災し、復旧していない状況であり、また、防犯灯電気料金の支払いも難しいという話も伺っております。

熊本県の復興基金を活用した地域コミュニティー施設の復旧支援としましては、地域コミュニティー施設等再建支援事業、自治公民館再建支援事業、消防団詰所再建支援事業が昨年12月の県議会において予算計上され、配分が決定しております。自治会が管理する防犯灯の立てかえや修繕費、及び防犯灯の電気料金に対する補助につきましても復興基金のメニューとなるよう要望しておりますが、まだ配分決定には至っておりません。そこで現在、町独自の支援制度の創設について検討しておりますが、早急に対応策を決定し、住民の皆様の安心・安全が保たれるよう努めてまいります。

また、生活再建に向かい始める被災後一、二年ごろまでは被災者の皆さんの疲れがピークに達すると言われております。健康づくりの施策としましては、専門機関と共同で心と体の健康に関する調査を実施し、調査分析の結果、要支援者には保健師などが個別相談・訪問を行い、医療機関につなげるとともに、関係各課、関係団体などと情報を共有し、一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援に取り組んでまいります。

行政区の自治会活動は復興・まちづくりの根幹を成すものであり、地域のさまざまな課題や問題などに対して真摯に受けとめ、安定した自治会運営ができるよう全面的に支援・協力をしていく所存でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の回答ありがとうございました。

熊本県や国の御支援によりまして、自治公民館もしくは消防詰め所等の基金活用について、自治会は大変安心をしたのだらうと思います。ただ、実際生活していく上においてはまだ問題が多

数あるというのは町長も我々も同じ認識であると、今、確認をいたしました。

地域づくりを行う上で、今、仮設住宅でおのおのの自治会を作成しているという状況にありますけれども、この自治会をつくるというのは大変な作業になっております。今、ある地区自治会をですね、もし壊れるようなことがあれば、これを再編させるというのはまたとても力が要ることになってくると思っております。その点から言いましても、復興基金の活用、もしくは町みずからの支援、真摯に向き合っていただくと町長がお答えいただいたことについては大変ありがたいと思っておりますし、ぜひやっていただきたいと。行政自治体を支援し、支えるというのは町の役割であります。これが地方自治の本旨ということでもありますので、地域におけますよきガバナンスを実現するために、町長または副町長におきましても尽力していただけるようお願いをいたしたいと思っております。2回目の質問であります。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員、2回目の質問に答えさせていただきます。

やはり自治体、今回の熊本地震に当たり、やはり区長さん、議員さん、消防団の皆さん、そして多くの町民の皆さん方が人命救助、避難所運営、食料の確保などに努められておる。そして支え合っていていただいております。地域コミュニティーの大切さを改めて感じたところです。

今回の地震を受けて、この大規模災害時にはやはり行政だけの力、いわゆる公助だけでは限界があると感じたところです。自分の命は自分で守る、自助はもちろんですが、これからやっぱり、今回の地震を受けて、日ごろからの近所づきあい、そして向こう三軒両隣の助け合いが必要。それで、今回の倒壊家屋により取り残された方の救出、救助、食料や飲料水などの確保、やっぱり共助があったと考えております。やはり顔の見える仲間づくりが非常に大切であるということで考えております。

また、先ほど出ましたが、家庭の問題として捉えられていた子育て支援とか高齢者など、最近では地域全体で支えていこうという取り組みが行われているところです。特に高齢者の医療、介護、住まい、これを地域で支えていこうという地域包括ケアシステムの構築が進められていくということで、自治会組織の存在というのが非常に大切であります。

そういったことで、今、仮設に住まれている方、いずれもとの場所に戻られる方が非常に多いということで、しっかりともとの場所のコミュニティーづくり、もとの自治会のコミュニティーづくりにつきましてもしっかりと対応していきたいということで考えております。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 2回目の答弁ありがとうございました。

仮設等から戻ったら、またすばらしい自治会等ができて、または継続できているということをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

地域づくりのために地区自治会が必要ということをおっしゃっていただきました。また、今回の地震におきましては、各種支援団体の支援がいかに重要だったかというのを私たちは理解、知らされた思いであります。特に、町にとって一番支援が必要な時にボランティア団体で支えて

いただいた各種団体がおられます。

義援金もしくは支援金については町長がいろいろな形でお礼参りをされているというふうなことも伺いしておりますが、町にはですね、いまだに私たち住民のために昼夜を問わず御支援をいただいている、御協力をいただいている方々も多く残っておられます。そのような方々に対し、私たち益城町からもできることについては支援、協力の恩返しをすることが必要ではないかと思っております。例えば休憩施設や宿泊所等の提供、もしくは温泉券の無料配布、公共料金等の支援、食事券等々の配布、いろんな恩返しはあると思いますけれども、町長はどのようにお考えになっておられますか。

それと、来月4月には震災を経験してから1年を経過することになりますけれども、町及び県では追悼式等も挙行されるというふうに伺っております。その際にはボランティアを含む各種団体等にいろいろな催しを行ってみてはいかがでしょうか。町民を支えていただいている、我々は地震以来支援をいただいているこの方々で行うことこそが今後の町の復旧・復興に欠かせない行動と思いますが、いかがですか。1回目の質問でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の各種支援団体との協調をとるべきについての御質問にお答えをさせていただきます。

野田議員がおっしゃるとおり、発災当初から日本全国の皆様よりさまざまな御支援・御尽力を賜りました。本当に感謝をしております。このお力添えがなければ今の益城町はなかったでしょうし、今後、益城町が復興を成し遂げるためにも、引き続きの御支援をお願いするところでございます。益城町災害ボランティアセンターに協力いただいただだけでも、2月末現在で延べ3万6,000人を上回ります。この御支援に報いるためには、益城町がいち早く復興し、もとの元気な益城町を取り戻すことだと考えている次第でございます。

参考のために、これまで実施していることとしましては、発災当初からボランティアに来られた方々には高速道路の料金の無料のための災害派遣等従事者車両証明書の発行、ボランティア保険未加入者への保険加入、ボランティアのためのボランティアによる炊き出しや、水や氷、おしぼりの提供など、現場としてはできる限りのことをやっております。また、ボランティアへ来られる方々は社会貢献として自己責任、自己完結の意識を高くお持ちで、現場が混乱状況にあることを十分承知で来られているところです。どうか御理解のほどよろしく申し上げます。

次に、熊本地震の追悼式を執行するに当たり、ボランティアを含む支援団体とともに行ってはどうかという御質問にお答えします。

昨年4月の熊本地震から11カ月を迎えようとしていますが、現在も多くのボランティア団体などの皆様が支援活動を継続されており、大変感謝を申し上げます。さて、町では熊本地震から1周年を迎える本年4月15日に、益城町文化会館において熊本地震益城町追悼式を開催するよう準備を進めております。追悼式の内容は現在検討しているところですが、熊本地震で犠牲となられた皆様に哀悼の意を表するとともに、復興の決意を新たにすることを目的としまして開催いたします。追悼式自体は町主催で行いますので、ボランティア等支援団体とともに行うことは現在の

ところ想定しておりません。

しかしながら、ボランティア等支援団体の皆さんが計画されている追悼行事やイベント等につきまして、町として協力、支援できるものがあれば検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

確かにですね、高速道路の無料化であったり、保険であったり、やられております。これは国や県が行ったことだという認識も私にはあります。私が言っているのは、益城町として、町独自として行えることをやった方がいいのではないかということでもあります。そんなお金のかかることをやってくれという思いはありませんけれども、少なくともやれることは恩返しをするというスタンスは見間違えるべきじゃないと思っております。

といいますのも、県社協によりますと、NPO、NGO等の民間団体やボランティア団体ですね、熊本県に入ってこられている分が少なくなってきたということでもあります。それぞれのNGO、NPOの組織というのは経験やノウハウを持っておられました。それを生かした活動を行っておられました。また、国内においていろいろな災害が起こっておられないということで、益城町に残ろう、残っていこう、また熊本県に残っておこうという方々はおられますけれども、少なくなっているのも現実であります。私たちは各種支援団体に助けられて今があるわけですから、町として行えること、やれることは少しずつ、一つずつでもやっていく義務があるのではないのでしょうか。今後、被災者に寄り添いながら息の長い活動を行えるよう、協力してやっていく必要があるのではないのでしょうか。

町から町独自として行える支援をぜひ考えていただき、行っていただきたいと思います。2回目の質問であります。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の2回目の質問にお答えをいたします。

町としてできることがないかということで、今、ボランティアというのがやはり非常に阪神淡路大震災から認識されたということで、この言葉自体は非常に認識されている。ただ、中身について理解率がちょっと少ないというのもちょうと出ているようです。ボランティアもこれはラテン語でvoluntariaということで、自分から進んで何々する、喜んで何々するという意味が含まれているようです。また、これがやはりあくまでも自分発ということで、好きなこと、気になること、憤りがあること、許す、放っておけないことなどによりスタートするという意味があるということでされております。奉仕活動ということで解釈されているみたいなんです、やはり自発性というのが一番かなということで、やはりボランティアというとは福祉だけじゃなくて、災害だけじゃなくて、医療とか教育環境、スポーツ、いろいろなところで今使われているところです。

ただ、本当のボランティアについては、やはり一つ無償性というのがありまして、やっぱりボランティアはあくまでも無償が基本ということでやっておりますが、やはりこちらのほうの受ける側の気持ち、主催する側の気持ち的なものがありますが、やはりボランティアのほうから求め

るものではないというのがあって、なかなか出てないと思います。ただ、そこあたりもですね、これから検討する価値がある、要素があるのかなということでは思っております。

ただ、これから非常にこの震災の検証活動に今、入っております。ここあたりがボランティアの方たちの意見、これはもう私たちが気づかないところもたくさんあったと思います。そこあたりもしっかりとボランティアの皆さん方に問題点、よかった点、いろいろあると思いますので、検証作業の中でまたいろいろお話を聞きしていくことがまた恩返しになると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 2回目の御回答ありがとうございました。

町長も行政マンを長くしておられたので、忠実性、公平性については大変厳しい方だということでは御認識をしておるところであります。が、しかしですね、今は町のトップということでもあります。行政マン的な考えと町のトップとしての考えを多少切り分けてもいいのかなという気もするわけではありますけれども、あくまでもボランティア団体に対して、ボランティア団体から何か依頼を受ける、もしくは何かをやっていただきたいということを申し出があったということは全くございません。これは、私たちが助けていただいたということに対する気持ちというものあらわしたらどうかという御提案であります。

いろいろなことですね、先ほど言いました公平性、中立性を欠くということになる、または奉仕活動という観点から見れば違った見方があるとは思いますが、助けていただいたことに対しては変わりはないわけでありまして。我々はそれを少しでも心にとめておかなければなりません。そういう点からは、やれることをやるということが大事ではないでしょうか。ぜひですね、これはですね、やっていただきたいという私の気持ちでありますので、また御提案でありますので、無理には申しませんが、人としてやっていただいたことに対して恩を返すという気持ちは持っていてもいいのかなという気持ちで質問をさせていただきました。

ぜひ御検討をいただくようお願いを申し上げます、次の質問に移りたいと思います。

3問目の質問です。

益城町としての熊本県や近隣市町村との連携について質問をさせていただきます。

去年4月の震災より、熊本県とはさまざまな分野で協力や御支援をいただき、連携をとって二人三脚でやってきております。今回、副町長におきましても熊本県とのつながりが大変強く、期待をさせていただいているところでもありますし、4車線化の問題も重要な問題になってくると思います。

今現在、どのようなことについて連携を行っているか、また、今後どのような連携が必要になってくるかという質問であります。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の益城町としての熊本県や近隣市町村との連携についてお答えいたします。

熊本県からは前震直後の4月15日に情報収集を任務とする職員が派遣され、避難所運営を主と

していた災害対策業務を本来の機能に戻すための行政支援が必要として、部長級及び課長級職員が25日から、その後、新たに設置した四つのプロジェクトチームの円滑な運営などに対して最大で16名が、加えて避難所の運営や罹災証明の調査、発行、各種窓口業務など、延べ7,550人もの支援をいただいたところです。

現在、応急対応業務を完了し、昨年12月に策定しました益城町復興計画に基づき本格的な復興に向けて動き出したところでありますが、熊本県とは道路、河川、公園などの公共施設や農地、農業施設の復旧、公費解体の促進、被災者の生活再建に向けた地域支え合いセンターの運営、被災市街地の復興に向けたまちづくり、復興基金に掲げられたメニューの展開など、さまざまな局面において連携を図っているところです。

今後は、ただいま申し上げた項目に加え、県道熊本高森線の4車線化、災害公営住宅の整備、住宅の耐震化、大空港構想Next Stageの推進など、熊本地震からの復興に向け、ハード、ソフト両面からの連携を図っていく必要があると考えております。3月1日からは新たに向井副町長をお迎えし、県との連携はより強固になるものと確信をしております。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

我々は熊本県より大変な御支援をいただいております。今回、向井副町長を迎えて、また御支援をいただかなければなりませんけれども、これはあくまで町として何が必要か、何をどのように熊本県にお願いをするか、また、町としてやれることは町としてやるかということが重要になってくるというふうに思っております。

熊本県にお願い、お願いと言ってもですね、何ををお願いするのか主語がなければですね、熊本県のほうも困られると思います。復興計画もでき上がっておりますし、復興のメニューもですね、一つ一つ積み上がっておりますので、一つ一つのことについて、何をどのように熊本県にお願いをしていくのか、そして、町がやれることを熊本県とどのように協力し合って行っていくのかということについてですね、具体的にメニューを出していくことが重要ではないでしょうか。

4車線化等も、復旧チームといいますか、いろいろな形でですね、ともにやっていくようなチームができるようになっていっていると、今、進んでおりますけれども、まず、熊本県にお願いをする場合に、主体は益城町でありますから、益城町のお考えをまずお伝えいただいて、それに対する支援のあり方というふうな形でぜひやっていただきたいと思っております。そのためには、私たち議会であつたり、町民の皆さんであつたり、その他いろいろな方々の意見をたくさん聞いていただいて取り組んでいただきたいと思っております。

ぜひ、熊本県のほうにお願いすることも多いと思っておりますので、何をどのようにお願いするかのあり方、お願いの仕方について御検討をいただき、はっきりとした形で熊本県のほうにお願いをしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員2回目の質問ということで、何をどのようにして取り組んでいくかということで具体的にということで、まずは町の仕事というのは総合計画というのがあ

りますし、今度は補完する復興計画というのがあります。ここあたりを主体としてまちづくりを復興計画の中に年度あたりも区切ってやっておりますので、そこあたりをしっかりと踏まえたところでやっていきたいということで考えておりますが、今、圧倒的にお願いしなければならないことは人と物、お金が不足しているということで、先ほども申しましたように、1,355億円の復旧・復興予算が要ると。そこに町の負担も約260億、70億要るということで、これは国への要望などはやっぱり県と一緒にやって取り組んでいかなければ、まずここが根本的なところかなと。

それと、人についても、土木、建築系関係職員が非常に不足しているということで、今のところ12月だったですか、早速熊本県の幹部職員から全国に出向いていただいて、要請活動をしていただいたということで、これはもう私自身も今後要請活動をしていきますが、やはり県のほうでそれだけ動いていただくということで、そこあたりも人と物、お金、一緒になって要望活動を県と一緒にやって取り組んでいきたいということで考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 2回目の御回答ありがとうございました。

今、言われるようにですね、マンパワーというのはやっぱり一番の問題だと思います。マンパワーの中でもですね、特に技術系、これについてはですね、重要な、簡単にできないという意味でも重要な部分が占めると、足りない部分ですね、思っております。益城町には熊本県のですね、技術系のOBさんであったりですね、その他たくさんの方を持っておられる方がおられると思いますので、この際ですね、適材適所、手伝っていただける部分、支援していただける部分をお願いに行っていた方がいいのではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その前にですね、まず、これは県の話ですけど、まず町で汗をかいていただきたい。これは町というのは、町におられる方ですね。町におられる技術系または役場職員、前職員だったりですね、いろいろな資格を持っておられる方がおられますので、まず益城町の中で汗をかいていただいて、その後に県のほうにお願いをして県で汗をかいていただくと。それでもだめならですね、また九州もしくは全国的にお願いをして汗をかいていただくという形でぜひやっていただきたい。

このタイミングでも向井副町長が来られて大変よかったのではないかと勝手に思っておりますけれども、ぜひよろしく願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

これは、土地の有効活用ということについてであります。

益城町は地理的条件はすごくいい場所であります。これは熊本市近郊というお話でありますけれども、これは別に今始まったわけではありません。前からいい場所でした。が、なかなかですね、うまく発展をしきれていないのではないだろうかとは勝手に思っております。

地震がありました。4車線化もやっていかなければならないというふうな認識ではありますが、今後、土地の活用という点について重要になってくると思います。この件につきまして、どのように御対応をなされていくのか、実際、現実的にどのような方策、方針で取り組まれるのかを質問したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の4番目の御質問、土地利用の方策をどう取り組んでいるのかについてお答えをさせていただきます。

先般の議会で承認されました益城町復興計画にも示されていますように、復興事業に寄与する新住宅エリア（市街化区域北側）、グランメッセ木山線沿線として位置づけし、補助幹線道路の整備を行いながら、防災、公共機能を持たせながら新住宅地の誘導を図っていくこととしています。

しかしながら、この地域は市街化調整区域であることと農振・農用地区域という地域でありますので、農地法、都市計画法の制限がかかってきます。町としましては、町内で都市計画課、農政課、復興課との協議を重ね、熊本都市計画区域における益城町の市街化調整区域地区計画の策定、基本方針・計画基準の改正を進めています。

県においては、指針の見直しは昨年4月にされていますが、当町におきましては震災対応で行うことができず、今となっていますが、町としましては新しく復興ゾーンを新たに設け、震災により被災した住宅地の移転先としまして、宅地分譲、災害公営住宅、生活利便施設や防災公園などを計画的に設置し、秩序ある土地利用を図っていくゾーンとし、県農政部との協議もおおむねできまして、3月中にはお示しすることができると思います。

このことにより、先ほど述べましたとおり、市街化区域より北側の調整区域に地区計画などによる宅地分譲の計画が上がってきた場合、関係機関との協議などもありますが、今後、町の復興事業を行っていくためには町の大部分を占める市街化調整区域における秩序ある開発を促進していく必要があり、避難路としての道路整備、一時避難地の整備、地域コミュニティーの維持、活性化の必要性に適切に対応するとともに、企業誘致による計画的な産業振興を図っていくことが重要であり、町の均衡ある復興に必要不可欠な要素であると思っております。

これからの課題を踏まえた土地利用と活性化を図るため、この地区計画制度を活用していくことを基本方針とし、積極的に進めていく区域と保全すべき区域を調和を図りながら定めてまいります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

まず、法を守るというのは当然のことではあると思います。地震によってですね、いろいろなことがあったから法を守らなくていいというのは間違いだとは思いますが、考慮する余地があると、いろいろなことを考慮して考えていく余地はあるというふうな認識で私はおります。

また、補助幹線についてのお話もありましたし、地区計画の話についてもありました。まちづくりを考える上ではですね、地区計画、このゾーン設定というのは重要な問題になってくると思っております。都市計画課長はですね、不安そうな顔でこちらを見ていらっしゃいますが、そういうことはなくてですね、ぜひお願いしたいことが多いと思っておりますけれども。

ゾーン設定についても、益城町として、先ほどのお話に対し少し戻らせていただきますけれども、県にお願いをする場合ですね、この地区計画でも一緒ですけども、益城町として何をしたいから、何をどうしたいから、こうお願いしますというようなお願いの仕方、これ土地活用についてです

ね、をすべきだと私は思っておりますし、ぜひそれについて尽力していただきたい。

先ほど言いましたように、法を守ると。ただですね、法は全て私はグレーゾーンだと思っております。いろいろなことについてですね、だめだということは書いてないというのが法だと思っておりますので、ぜひですね、前向きにですね、検討、調整をしていただきたいというふうに思っております。

特に、熊本高森線が4車線化という花火を打ち上げていかれましたので、少し地域再生道路グランメッセ木山線がですね、薄れているように思いますけれども、これはやっぱりですね、グランメッセ木山線は地域再生道路として益城町が独自につくったものであります。今回の地震でもですね、北側地域再生道路沿線はほとんど被害を受けていないという実情もありますので、その辺もですね、考慮していただき、ぜひ益城町が何をやりたいからこうしてくださいというお願いをですね、あわせてしていただけるようお願いをしたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員、2回目の質問にお答えをさせていただきます。

昨年、一昨年まで市街化調整区域の連絡協議会というのがあっておまして、これはもう合志さんとか菊陽さん、嘉島あたりと一緒に協議会をつくっておりますが、菊陽町あたりでもやはり市街化調整区域というのが非常に問題となっております、30年後、40年後には一気に新住宅ゾーンは高齢化するということで、そういった思いもあるということで、今、進めているところがあります。

なかなかですね、市街化調整区域、土木、建築あたりがよくても、農政のほうでやっぱり今までがひっかかってきたということで、このグランメッセ沿線沿いも以前までなら非常に厳しい状況であったかなというのはあります。ただ、今回の熊本地震を受けて復興計画もつくっておりますが、しっかりしたゾーニングをつくっております。そういったところを踏まえて、ゾーニング、そしてまちづくり計画をやはり県の農政サイド、それから土木・建築サイドに示して、こういったまちづくりをやりますということで理解を深めていきたい。そして市街化調整区域についてもそういったことで地区協議会等あたりでできるような形で協議をやっていきたいということで思っております。

とにかく、先ほど議員がおっしゃられたように、しっかりとした町の方向性、計画を示してまちづくりを進めていきたいということで考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 2回目の御回答ありがとうございました。

今言われたような活性協議会もありますけれども、益城町の中ではですね、やっぱり市街化区域の割合ですね、全体に占める割合というのは極端に低いわけでありますので、ぜひですね、その辺も考慮していただいてですね、お願いをしていただくということをですね、求めまして、きょうは質問というですね、お願いとかばっかりでありましたけれども、ぜひですね、これも町のためと思っているお願いでありますので、ぜひですね、一つでも多く聞いていただけるようにで

すね、お願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、宮崎金次議員の質問を許します。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 皆さん、こんにちは。9番宮崎でございます。

今回も一般質問の機会をいただきありがとうございます。

さきの12月議会では、震災以降の我が町の防災体制について、町の財政状況について、それから、県道熊本高森4車線化推進のための方策について、この3点について質問をさせていただきました。

今回は、2点質問をさせていただきます。まず、第1番目に、町の復興の進め方について。2番目に、土地開発公社の活用について、以上の2点について質問をさせていただきます。では、質問席のほうに移動します。

本日も同僚議員と同様に、少しでも我が町に役立つことを念願をしまして質問したいと思えます。ぜひ議会終了後、どこかに吹っ飛んでいかないようによろしくお願いいたしますと思えます。

では、1番目の質問であります、町の復興の進め方についてから質問させていただきます。

皆様も御承知のように、今、我が町は昨年の熊本地震で受けた被害から一日も早く立ち直ろうと、全町挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであります。もう少し具体的に言うならば、町のにぎわいを取り戻し、災害に強い町を目指して、昨年12月に益城町復興計画を策定し、今、この計画に基づき、それぞれの事業を具体化しつつ、計画的に町の復旧・復興を進めようとする大事な時期であります。この大事な時期に当たり、復興事業を円滑に進めるために重要なのは、それぞれの事業が十分に分析、検討された上で、復興事業として順次進められているかでありま。当然、事業を計画する執行部としても、町で行う復興事業については十分な検討がなされて進めておられるとは思いますが、ややもすると業務が煩雑になり、時間的な余裕がないがために、これらの分析、検討が不十分で、阻害事項や問題点を十分に把握せず、必要な措置をとらないまま事業に着手してしまうと、最悪の場合、人、物、金を無駄にしてしまうことはもちろん、何よりも町の復興が著しく遅延してしまうおそれがあります。

そこで、第1回目の質問ですが、町長として復興を阻害する要因をどのように捉え、復興をどのようにして進めようとしておられるのか、伺いたいと思えます。なお、ここで言う復興という言葉は復興事業という狭義に捉えられても結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の、町の復興の進め方について、復興を阻害する要因をどのように捉え、復興をどのように推し進めようとしているのかについてお答えをさせていただきます。

本町は昨年発生しました二度の震度7の熊本地震により甚大な被害を受けました。町は地震発生当初から本日まで、議員各位をはじめ、多くの方々からの御協力、御支援を受け、復旧・復興に取り組んでまいりました。そのような中、平成29年度を復興元年と位置づけ、復興事業を最優先に取り組んでいく所存であります。しかし、復興を円滑に推進するに当たりましては、幾つかの課題があるのも事実です。

まず一つ目は、絶対的な職員数不足、すなわちマンパワー不足が挙げられます。熊本県を通じて、九州地方知事会や全国知事会に対して職員派遣のお願いを行っておりますが、非常に厳しいのが現状です。特に、復興において重要な部門であります都市計画や建築、土木の専門的技術職が不足しております。現在、県内の自治体に対して再度のお願いを行っておりますが、今後は民間や地域おこし協力隊の活用、任期付きの専門職員の採用なども検討してまいりたいと考えております。また、あわせて、今まで御支援をいただいた国や自治体などに対して、私みずから積極的に出向いて、職員派遣の支援をお願いしたいと考えております。

二つ目は、財政面の課題です。現在、町では復旧・復興に関する事業費は約1,355億円で、そのうち町の実負担額を約268億円と見込んでいます。これは通常の町の一般会計予算の約2.7倍に相当し、町単独で賄うには非常に厳しい状況です。特に復興事業の財政支援措置が復旧事業の財政支援措置と比べると少なく、円滑な復興を図る上では大きな課題となっております。今後は業務の改善や復興事業の順位づけを行うとともに、他の被災自治体と連携を図りながら、国や県に対しまして補助制度の拡充や財政措置の拡大など、財源確保のための要望活動を積極的に行ってまいります。

三つ目は、復旧・復興事業を円滑に進めるための町の組織体制が挙げられます。現行の組織体制では、復旧・復興を進めるに当たって不十分なところがあるため、本議会に組織の見直しの議案を提出させていただいております。

内容は、先日、提案説明時に申し上げましたが、危機管理部門、生活再建支援部門、復旧事業部門及び復興整備部門を申請し、既存の部門を統廃合することにより、現在の町の状況及び町民や団体などのニーズに呼応した組織体制を構築します。なお、組織につきましては、事業の進捗状況などにあわせて随時見直しを行う予定です。

四つ目は、職員の意識改革です。そのためには復旧・復興の現状や町の方針などの情報の共有が重要であると考えております。現在は毎週月曜日朝8時から震災復興本部会議を開催し、復旧・復興に向けた課題などについて協議し、解決に向けた議論を重ねています。また、その会議内容を全職員が共有できるように情報発信を行っております。今後は復興事業の進捗管理を確実に実施することにより、職員の意識や行動の改革を図り、職員一丸となって復旧・復興に取り組んでまいります。

冒頭に平成29年度を復興元年と位置づけ、復興事業を最優先に取り組んでいくと申し上げまし

たが、この一、二年の取り組みの進捗状況が復興への成功の鍵だと思っております。復興を推進するに当たりましては、先ほど申し上げましたとおり多くの課題がありますが、スピード感を持ってこの難局を乗り越え、あすの益城町のため全力を注いでいく所存ですので、議員各位の御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） ただいま町長から、平成29年度を復興の元年という位置づけでもって取り組みたいということでございました。復興の課題として、今、挙げられたのはマンパワー不足、財政面からの制約、あと組織のこと、それから職員の意識改革の点、こういう点から答弁をいただきましたが、私も町長の考えに同意でありますけれども、ただ、人の問題ではですね、人は質と量がございしますが、特に町長が今言われましたように、技術、資格を必要とする職員の充当策、これについては引き続いてですね、頑張っていたきたいなと思います。

それから職員についてはですね、やはり、今、町は平時というかですね、今のところは非常時に近い態勢だろうと思うんです。この二、三年間はですね、やっぱり町の職員は、町は今非常時だという意識を持ってですね、この復興に取り組んでいただかないと、なかなか順調に進まない。非常にですね、事業を制約するようなことになるかもしれませんけれども、そういう意識を持ってですね、この二、三年は取り組んでいただかないと、多分、復興は順調にいかない。多分、人は足りないし、物は足りない、金も足りない。だけど、それを何とかしなきゃいかん。そうしたらやっぱり意識を改革をして、この非常時の難局に当たる、こういう感じで進めていただきたいと、こういうふうに思います。

そして、これらの制約事項をですね、十分検討して、復興事業の優先順位をまず決めていただいて、予想される制約事項に対して先行的に対策を講じておくというのが復興事業を円滑に進めるために最も必要であると、こういうふうに考えます。これがため、たとえ業務が煩雑な中であっても、必ず必要な分析と必要な処置、これを行っておくべきだと考えます。

では、もう少し制約事項を明確にするために、町が行う復興事業の中から災害公営住宅の建設事業を例に取り上げ、質問したいと思います。

これから町が行う復興事業の一環として、災害公営住宅の建設は、熊本地震で被災されて、仮設住宅等で生活されている人たちの中で、経済的、年齢的、その他の理由から自力では自宅の再建ができない人たちのために、国の補助を受けて、県や市町村が安い賃金で住宅を提供するために建設するものだと思います。先般の新聞報道では、熊本県で1,000戸の整備を、我が町としては300戸の建設を具体化できるように聞いております。

そこで、2番目の質問として、これから町が行う災害公営住宅の建設事業を進める上で、本事業を制約する事項、これは考慮しなきゃいかん事項に置きかえても結構ですが、についてお伺いしたいと思います。これを第2問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員の2回目の質問、これから町が行う災害復興住宅の建設を進める上で、本事業を制約する事項についてお答えします。

災害公営住宅、災害復興住宅の建設を進める上でまず課題となるのは、建設用地の確保が挙げられます。昨年12月に行いました今後の住まいの移行などに関するアンケート調査の結果から、現在の仮設住宅やみなし仮設での生活から快適で安心できる住まい、災害公営住宅を一日でも早く整備しなければならないと強く感じたところです。

先ほど吉村議員の質問の際も説明いたしましたが、本町では災害公営住宅の当面の整備目標を300戸とし、建設場所も住みなれた地域、コミュニティーの継続などを考慮しながら整備することとしております。しかしながら、建設場所の候補地を検討する上で、災害公営住宅建設の緊急性、必要性を考えますと、まずは早期に着手でき、まとまった戸数が整備できる土地の確保が必要であると考えております。一方では、地区によっては10戸単位であったりと、被災者の皆様のニーズを踏まえた建設用地の確保も必要だと考えております。

いずれにしましても、今後は災害公営住宅への入居を希望される方々のニーズを的確に捉え、建設用地の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害公営住宅建設事業費に係る町財政への負担が挙げられます。現行の補助制度では、災害公営住宅建設に係る土地の購入費は国や県からの財政支援措置がありません。そのため、全て町単独費となり、町財政に大きな負担をかけることとなります。また、設計、建設におきましても、国の補助率75%ではありますが、町負担も相当の額になるものと思われまます。さらに、現在、町営住宅は375戸あり、災害公営住宅を300戸整備するとしまして、約700戸近い公営住宅を維持管理することになります。これは、本町の規模からすると非常に多い戸数となるのも事実であり、建設後の財政負担を考慮すると、その建て方や維持管理方法などについても検討する必要があると考えております。

今後、本事業を進めていく上で、いろいろな制約事項が出てくると思いますが、被災者の皆様の生活再建を第一に、スピード感を持って災害公営住宅の建設に取り組んでまいりますので、議員各位の御協力のほど、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） ただいま町長から、公営住宅建設を進める場合の制約事項について、建設用地の話と、それから財政的な負担の話、この話を答弁をさせていただきました。私は公営住宅の建設事業を進めるに当たっては、今、よく考えて、さらに処置しておかなければ、今、町の制約事項として今後出てくるであろうということ、そして、この処置が悪いと復興の足かせになってしまうという内容について特に心配しているわけです。

それで、まず、人についてはですね、公営住宅を利用する人の問題では、法令に基づき、一定の被害を受けた人の中で、自力で住宅の再建ができない人をどの範囲にするのか。例えば、自力で再建できる人との不公平感は発生しないのかなども考慮して、公営住宅を利用する人の範囲を、これは慎重に決定すべきであるし、物、つまり公営住宅の規模についても、今後20年間は住み続けることを前提に考えるべきではありますけれども、もしも5年、10年で住んでおられる方がいなくなる場合もあり、この場合は復興住宅としての使命を終了するわけで、今後、町としてその住宅をどのように活用していくのか、これらのことも当然考えておくべきだと思います。

また、経費、つまり、災害公営住宅建設・維持のための資金については、先ほど町長からお話がありましたように、国とかの補助金をいただくとしても、やっぱり仮設住宅のときと違って、建設には当然一定の町の負担があり、町の財政力も十分に加味すべきであります。当然、住宅入居者には家賃が求められます。こういうことを考慮して、いろいろなところから分析、検討をして準備を進めていかなければならないと、こういうふうに考えます。

また、災害公営住宅の建設までの期間は、仮設住宅との連続2年とされておりますので、一応2年後を目標に住宅を準備しておく必要があります。

最後に、私が最も考慮すべきだと思うのは、公営住宅を希望される人たちのニーズを継続的に把握をして、住民のニーズに応じた建物であったり、建てる場所であったり等を選定することが大切であると思います。いやしくも建設した公営住宅に入居者がいなかったと、希望者がいなかったと、こういう漫画のようなことが絶対あってはならない、これだけは我々は肝に銘じて準備する必要があると思います。

そこで、本質問の最後であります。最初にも申し上げたとおり、今、町は町民挙げて復興に取り組む重要な時期であります。復興のための業務で例年の数倍の業務をこなすことが、今、町に求められています。とはいえ、いろいろな業務が忙しいからといって、今しておかなければならない分析をおざなりにしてしまうと、後で大きな制約、足かせとしてはね返ってくるようになります。このような状況の中で一番大切なことは、執行部と議会が信頼関係のもとに知恵を出し合って、復興事業に取り組んでいくことだと思えます。しかし、残念ながら、きのうの総括質疑の中でもお話ししましたように、執行部と議会が一丸となって町の復興に取り組むために、せっかく議会に全議員からなる災害復興特別委員会を設置しているにもかかわらず、執行部からの積極的な情報提供がないため、特別委員会がうまく機能していないようにさえ感じます。

そこで第3回目の質問ですが、議会と執行部が信頼関係を育成し、議会と執行部が一体となって町の復興を着実、円滑に進めるために、町長として何が必要だと思われますか。お伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の3回目の質問の、議会と執行部の信頼関係を育成し、町の復興施策を議会と執行部が一体となって進めるために、町長として何が必要で、どうしたらいいと考えているのかについてお答えをさせていただきます。

震災直後から議員の皆様には情報の収集や提供、災害対応などについて御協力をいただき、心から感謝を申し上げます。また、あわせて、益城町復興計画策定に当たりましては、復興計画策定委員会や各種専門部会の委員として参画いただくとともに、災害復興特別委員会においても町の復旧・復興につきまして、御指導、御助言をいただいているところでございます。

私は平成29年度を復興元年と位置づけ、復興事業を最優先に取り組んでいく所存であります。そのためには議会と町、執行部が情報や重要課題を共有し、信頼関係のもとに一体となって町の復興事業に取り組まなければ、益城町の将来はないと思っております。また、さきの臨時議会において御承認いただき、副町長として向井氏をお迎えすることができ、県と町とのパイプ役はも

ちろんのこと、町議会と町執行部とのパイプ役としても貢献いただけると確信をしております。

これから復旧・復興事業が本格化します。しかし、災害公営住宅の建設や被災宅地、建物の復旧の支援などによる被災者の生活再建支援、県道熊本高森線の4車線化の推進など、復旧・復興に向けた取り組みが山積しています。そのためには町執行部においても、あらゆる機会を通じて、議員の皆様との情報共有の場を設け、議会との信頼関係を築き、さらに深めることにより、着実かつスピード感を持って町の復興に取り組んでいきたいと考えておりますので、議員各位のさらなる御支援、御協力をお願いします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 町長の答弁、ありがとうございます。私はきのうもこの問題を取り上げて随分言ったと思うんですが、やはり町が復旧・復興するための一番の制約事項はですね、やっぱり議会が制約にならないようにですね、心一体となって進めていかないと、これが最も大きな制約事項になってしまう可能性があるのもうしつこく言いました。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

では、2番目の土地開発公社の活用について質問に入らせていただきます。

さて、我が町の復興を考えた場合、県道益城中央線を4車線化して、将来の我が町の発展に寄与させることはとても大切なことだと私は思います。しかし、皆様も御承知のように、市街地の道路を4車線化に拡幅するということは、沿道の人たち、特に沿線で商業や病院を営んでいる人たちに大変な負担と御迷惑をかけることとなります。とはいえ、もう県道の4車線化が決定された現状では、当然発想を変えて、沿道の人たちの痛みをできるだけ少なく、町の復興に最大限に寄与させるという方向に視点を変更して考えることが必要でもあります。つまり、沿線沿いの皆さんの希望を十分にお聞きし、できるだけその希望がかなうように県と調整して事業を進めることが今後最も必要なこととなると思います。さらに町の復興を考えた場合に、できるだけ短期間に、そしてできるだけ前詰めに本事業に取り組んでもらうことが重要でもあります。

以上の背景の中で、私なりに、今、町として何をなすべきかと考えたとき、一部の農地の価格の上昇傾向や転居を余儀なくされる人たちの年齢や環境等を考慮して、沿線沿いを希望される人たちに代替地を提供することにより、その結果、転居された人の跡地を沿道に残られる人たちが有効に活用できることにもなり、4車線化を進め、それを誘導する上から代替地となるべき土地を町が先行的に取得すべきだと思います。

そこで、代替地を取得する方策について、2点質問します。

まず1点目は、先行取得する場合に、町の土地開発公社が購入する場合と町が直接購入する場合がありますが、この二つの方法の違い、利点、欠点について教えていただきたいと思います。

2点目は、今後町が公有地として購入が予測されている土地価格が、今、高騰しつつあります。このような中であっても、もし土地開発公社を活用できない場合の公有地の確保策について教えていただきたいと思います。

以上2点について、この問題の1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎金次議員の2問目、土地開発公社の活用についてをお答えをいたします。

まず、県道熊本高森線の4車線化に伴う代替地を確保する場合に、土地開発公社を活用する場合と町が直接購入する場合の違いについてですが、土地開発公社の果たす役割としましては、地方公共団体などの依頼に基づく公共用地等の先行取得及び地方公共団体等が再取得するまでの間の当該用地の管理が掲げられます。具体的には、1、地価高騰に備えた土地の先行取得、2、国庫補助金の対象となる土地の先行取得、3、民間の金融機関からの資金借入れによる機動的な土地取得、4、先買い制度の対象となる都市計画区域内の土地取得などが想定されており、議員御指摘のとおり、迅速な土地取得が可能となる制度と認識をしております。

しかしながら、町土地開発公社の資産合計は1億1,658万円余であり、今後の事業展開を鑑みると、金融機関からの新たな借入れを要し、その際は町の保証が必須となりますことから、初期の目的を達成し得ない場合には、町が債務を負うこととなるとともに、いわゆる塩漬けにならないような対策も必要となります。また、特定の個人、法人などに対する便宜供与にならないよう、公共事業と同じく、目的や所得規模などを明確にする必要があります。

一方、町が直接取得する場合には、事業目的を整理し、財源を確保した上で、予算計上の後に用地取得するという手続を踏む必要がありますが、一般的な公共事業では、地権者、代替地提供者、事業者である熊本県の3者間で契約を締結することになりますので、代替地を町が直接取得することにつきましては、今後、研究を重ねる必要があります。

次に、土地開発公社を活用しない場合の公有地の確保策についてですが、一般会計に予算計上するほか、益城町土地取得特別会計を活用する方策が想定されますが、ただ、ただいま申し上げましたように、直接の事業用地じゃないことを整理する必要があります。

いずれにしましても、議員御指摘のとおり、県道熊本高森線の4車線化は熊本地震からの復興を先導する事業であり、その前提となります事業用地取得につきましては代替地の確保が必要不可欠であることから、県とも連携を図りながら、町としても全力を挙げて取り組んでまいる所存ですので、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） ただいま町長からですね、答弁をいただきました。質問の趣旨に沿って答えていただきましたので、よく理解ができました。

特に、県道熊本高森線の沿道沿いの人たちに代替地を提供して、できたら代替地がですね、少し安いと。つまり、移ることによって建築費用まで少し出るぐらいの感じになれば、沿道沿いの人たちがですね、比較的スムーズに代替地のほうに移動していただく。そうすれば、沿道沿いがですね、緩やかになって、4車線化のほうは非常に事業が進みやすい。こういうことがこの目的でございますので、なるべくそのためには少しでも早く代替地を手に入れる、これがやっぱり一番必要じゃないかなというふうに思います。

町長の答弁の中にもいろいろあったんですけども、私は土地の先行取得において特に考慮しなければならないのは、言うまでもなく、確保する土地がその目的に応じたもので、特に代替地

の場合は、代替地を希望される方のニーズに適合するのが当然基礎的な事項であります。そして、税制や公平性を考慮した中で、最終的に代替地に移ってよかったと思われることが必要であり、そのようにこの事業は進めなければならないと思います。

そこで2回目の質問は、土地開発公社を使用して代替地を先行取得する場合について、2点質問します。

まず、購入資金の調達についてであります。一応、先ほど町長のほうから少し説明があったかと思いますが、購入資金の調達について、町の基金から出すということではできないのか、やはり金融機関から借りることになってしまうのかということ。それから2問目は、代替地として購入される土地の税率、これはどういうことになるんだろうかと。一例としてでも結構なので、分かる範囲で教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎金次議員の2回目の質問についてお答えをします。

まず、土地開発公社を活用する場合の資金調達についてですが、定款上は特に定めはありません。公共用地などの先行取得を機動的に行うという趣旨から、また現状の町の財政状況からすると、一般会計や基金からの繰り入れではなく、公社が金融機関から借り入れ、町が債務保証を行うことが適切と考えられます。

次に、代替地として購入される土地の税率についてですが、公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法第5条第1項により、買い取り希望の申し出をいただき、同法第6条第1項の協議に基づき公社が土地を買い取る場合には、譲渡所得の1,500万円の特別控除が適用されます。この1,500万円を超える部分につきましては、譲渡する土地を保有した年数により税率に差が設けられております。所有期間が5年を超える長期譲渡所得に対しましては、所得税15%、住民税5%が適用され、所有期間が5年以下の短期譲渡所得に対しましては、通常、所得税30%、住民税9%が適用されますが、公社が取得することにより、長期譲渡所得と同じ税率が適用されます。これに加えて、復興特別所得税としまして、2.1%が課税されることとなります。一例を挙げますと、土地価格が3,000万円とした場合、取得費としての5%と1,500万円を控除した残額1,350万に対しまして、所得税15%、復興特別消費税2.1%、住民税5%の計274万3,000円が課税されることとなります。

その他、住民税以外の農地の贈与税、相続税や国民健康保険税などについては猶予の打ち切りや増額となる場合がありますので、留意が必要となります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 町長から具体的な回答をいただき、本当にありがとうございます。

やっぱり購入資金とか、代替地の税率について、我々もよくよくもう少し勉強してですね、この業務を進めないと、せっかくいい策であってもですね、購入する人に負担をかけてしまうという形になると非常に困るかなと、こういうふうに思います。

でも、やっぱりこれまで県道益城中央線の4車線化、これは一応県の事業ではありますけれども、我が町が最も恩恵を受けるし、影響も受けます。ですから、この4車線化がスムーズに行わ

れるように、我が町としては最大限の努力をすべきだと考えています。

そこで、先ほどから申し上げているように、町の土地開発公社を使って、4車線化により転居を余儀なくされる人に代替地を自信を持って提示できる態勢を県と一緒にやってつくるのは町の役目かと、こういうふうに思います。

これまで町の担当者との問題でいろいろ話しましたとき、町の執行部としてはいま一つ、この土地開発公社を使うことに前向きな姿勢が感じられませんでした。多分、いろいろな心配事があるからでしょうが、今、本事業を進めておかないと、条件はますます悪くなり、事業そのものが頓挫するおそれさえあり、町の復興がうまくいかないことになってしまいます。

そこで、町長に最後の質問ですが、町長として、熊本県が行う県道益城中央線の4車線化拡幅事業のために町の土地開発公社等を使って先行的に土地の確保を図り、本事業推進に協力しようとお考えになられておられるのか、いや、別の方法で県に協力しようと考えておられるのか、町長の率直な意見を、率直な考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎金次議員の3回目の質問についてお答えをいたします。

県道熊本高森線の4車線化につきましては、先ほど申し上げましたとおり、熊本地震からの復興を先導する事業であります。今回の熊本地震におきましては、沿線家屋などの倒壊よりまして、道幅が狭いことから、一部区間において町民の皆様の避難や消防、救急、自衛隊車両による救助活動、また、その後の支援や復旧活動にも支障が生じる事態となりました。火災も幸いに1件しか発生せず、断水している中での懸命の消火活動により、何とか延焼を食い止めることができましたが、時間帯がずれておれば、阪神淡路大震災や昨年の新潟県糸魚川市での大規模火災のような甚大な被害となった可能性があります。4車線化することにより、防火帯や緊急輸送道路としての役割を果たし、町民の皆様のより安全な、そして安心な生活を確保することができると確信しております。

町民の皆様からは、4車線ではなく、2車線でよいのではないかと、町並みが南北に分断され、通過車両が多くなり、事故の危険性が増す、町並みが空洞化するなど、さまざまな反対の意見が寄せられていることも承知しております。4車線化することにより、御心配されるような事態となれば本末転倒でもあります。用地買収の対象となられる方には大変な御心痛をおかけしますが、ぜひともこの事業を成し遂げ、復興計画にも掲げていますとおり、町の姿を取り戻し、さらに魅力ある町へと発展させていくことで、将来の世代にとっても住み続けたい町、そして安心安全な町へ復興されていく。10年、50年、そして100年後を見据えた礎を築いていく責任があります。議員御指摘のとおり、4車線化を迅速に推進していくためには、町としても最大限の努力をすべきと考えております。

現在、熊本高森線の4車線化を県と連携を図りながら推進していくため、町、議会、商工会など、地元団体で構成された連絡協議会を設置する準備を進めているところです。1回目の質問でも申し上げましたとおり、事業用地取得につきましては、代替地の確保が必要不可欠でありますことから、県とも連携を図り、土地開発公社などの活用も検討しながら代替地の先行取得に全力

を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○9番（宮崎金次君） 土地開発公社の件については、じゃあ、使うということでもいいですか、この質問は。私の質問は、4車線化のためにですね、町の土地開発公社を使うか使わないのか、この質問でございますけれども、使うということによろしいですね。

○町長（西村博則君） 公共用地先行取得したりとか、公社的なやつがありますので、そこあたりも含めて、先買いですね、先買いで考えていきたいということをお願いします。

○9番（宮崎金次君） ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。

次に、榮正敏議員の質問を許します。

5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） こんにちは。5番榮です。

我が町は、さきの震災により、経験したことのない未曾有の被害をこうむりました。町民の皆さんにおかれましては、多かれ少なかれ、全ての皆さんが被害を受けられておりますことに対して、心よりお見舞い申し上げます。我々も一日も早い復旧・復興に対して、一層町の執行部に協力いたしまして、迅速な行政ができるように尽力してまいりたいと思っております。

さて、本日はたくさんの方々に傍聴に来ていただき、大変ありがとうございます。また、日ごろから町政に御理解を持っていただき、心より感謝いたします。

私の質問は、本議会中、最後の一般質問となりますが、最後までよろしくお願いいたします。

さて、今回の質問内容は、通告しておりました次の3点を取り上げました。一つ目は、震災により相当数の町民の皆さんが町外に余儀なく出ておられるが、今後の人口対策、人口の空洞化についてお尋ねします。二つ目は、町の中心部以外の農村部に産業の育成、あるいは企業誘致の政策はあるのかどうか。三つ目は、震災による道路、河川、建物、農道、水路など、さまざまな災害復旧工事についてお伺いいたします。以上、三つの項目について質問させていただきます。まだ歯の調子が悪いので、ちょっと聞き取りにくいところがあると思いますが、何とぞ御容赦いただきまして、よろしくお願いいたします。それでは、質問席に移させていただきます。

質問に入る前に、一言言わせていただきます。今、町は、さきの震災により経験したことのない災害被害の復旧・復興に当たっています。まさに手探りの状態です。ましてや、誰もこの町の行政、執行部の中で震災復旧・復興経験者はいないのですから、その中で、県、国、他県の行政経験者を派遣していただき、やっとなり機能しているわけです。それをあたかも職員さんたちの仕事が遅いとか、あるいは町長の判断が遅いとかいう意見がありましたが、役場の各課をあっちこちに分散してやっとなり業務に当たっている状態を、あるいは各県からの応援の職員さんたちのおかげでやっとなり機能しているということを認識しているのか、心外です。

窓口業務のある課の課長は、先日行きました。ちょうど昼飯時でした。飯を立って食っているのと同じ状況でした。なぜなら、応援の職員さんたちがいっぱい来てらっしゃいます。昼に町民の皆さんが来てらっしゃいます。分かりません。これはどうするか。課長、係長がサポートをし

なければなりません。要するに、飯食いながら、立って食ってるのと同じ状況です。もう立ったり座ったり、その繰り返しでした。はっきり言ってもう若くないので心配です。誰とは言いませんけど、一生懸命頑張っておられました。

私もちょくちょく役場に行きます。なかなか町長に会えません。東京に出張だ、他県に出張だ、県庁に行って、区に行って、他町村との自治体の首長としての職務に追われて休みもない状況です。しかし、さきの臨時議会で、待望の県知事肝いりの向井副町長を招くことができたのは大変うれしく思います。我が町の復興のかなめとなって、県との橋渡しだけでなく、豊富な行政経験を思う存分発揮していただくことを期待しております。町長が国や県との折衝に集中できるように御尽力願いたいと思います。町長が霞が関に行き、各省庁の大臣に直接会って陳情することが非常に。

○議長（稲田忠則君） 榮議員に申し上げます。ただいまの発言はですね、質問のですね、通告にですね、ないようなことですからですね、その範囲を超えていますので注意いたします。

○5番（榮 正敏君） あと3秒。この前、臨時議会でも同僚議員の発言もありました。3秒許してください。どこまで言うたか分からんごとなった。

○議長（稲田忠則君） 質問に入ってください。

○5番（榮 正敏君） はい。町長が霞が関に行くということは予算の分捕り合戦です。町長の手腕に期待しています。

それでは、通告していた一つ目の項目の質問に入らせていただきます。

震災により、相当の町民の皆さんが町外に出ておられますが、今後の人口対策は、人口の空洞化に拍車がかからないかという問題です。

1番目に質問として、今、高齢者による車の事故が問題になっていますが、アクセルとブレーキの踏み違いによる事故が非常に多発しています。なぜ高齢になっても車を運転しなければならないのか。

今は昔と違って核家族化が進み、じいちゃん、ばあちゃんだけの所帯、私の校区にもたくさんおられます。子どもたちは市内にいて、こっちに来ないかと言ってますが、年寄りはやっぱり伸び伸びした益城町が好きで離れられん、そう皆さん言ってます。公共交通網を整備してくれといっても、それは無理ちゅうことは重々分かっております。でも、生活するための買い物、病院には必ず行かんといかんわけです。だったら、運転しなければ行けないじゃないですか。免許を返したくてもできない。慎重に運転してるが、やっぱり若いときのようにはいかない。誤って事故を起こす。

そのような悲しい事故を防ぐために、免許返納を国が進めていますが、免許返納によるリスクには耐え難いものがあると思います。生活支援は、特に病院や買い物などはどうするか。例えば4車線化する高森線付近に、町から用地提供して、1カ所である程度の買い物ができるような町内の業者さんだけの商業施設の構築や、病院や買い物にも行ける農村部に周回バスの運行など、そういうことを回すと、そういうことを考えてもらえるのか、まず伺いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） まとめますか。2番目、3番目は。最初の1番の通告に対して項目を書

いてある、全部言ってから。

○5番（榮 正敏君） はい、分かりました。じゃあ、1項目めの2番目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 榮議員、今ですね、1項目の、災害によりですね、相当の町民が町外へ流出しているが、今後の人口対策、空洞化ちゅうのを今、質問されとるでしょう。

○5番（榮 正敏君） そうですよ。

○議長（稲田忠則君） これに対しての答弁ですかね。

○5番（榮 正敏君） はい。それでお願い。

○議長（稲田忠則君） ここに項目を三つ書いておられますですね。今言いました大きい一つのやつに1、2、3。

○5番（榮 正敏君） だけん、三つまとめていいんじゃないですか。1、2、3。

○議長（稲田忠則君） 言われたんでしょう、三つ。

○5番（榮 正敏君） はい。

○議長（稲田忠則君） ですから。

○5番（榮 正敏君） はい。

じゃあ、2番目の質問に入ります。1項目の2番目です。1項目の2番目ですよ。いいでしょう。

○議長（稲田忠則君） そうですよ。

○5番（榮 正敏君） 空洞化の問題と一緒にです。その中の1、2、3の2です。

中学生や高校生の受験生を持つ、今や中学校受験の時代です、小学校から。小中高大一貫教育の時代におられる中年層の親御さんは、震災のとき、子どもの受験や進路について非常に悩まれたと思います。仮設住宅に残るか、親戚を頼っていくか、みなし住宅を見つけて、子どもの進学、進路優先で決定されたと思う。町として、今後の町を支えていく根幹におられる中年層の親御さんたちに、震災による復興支援はもちろんのこと、日々の生活支援など、益城で安心して暮らせるための何か施策はあるのか。

また、子どもたちの学校校舎は、震災で不便でも教育内容はどこにも負けないぞというような政策の構築はないのか。例えば小学校の、先ほど同僚議員からも出ました、意見が。英語教育、よそには絶対負けないぞというような、目玉になるような方針はないのか。昔の文科省のゆとり教育に対して、世界教育水準からの低下に慌てて、今度は小学校から英語教育をする。何が一貫性がないと思う、こういうことに対して、しっかりした政策をとらないと益城じゃ無理だと。やっぱりよその町に行こうか、転校しようか、こんなことが人口の空洞化の呼び水にならないように、益城がいい、やっぱり益城でよかったと親子ともども言ってもらえる、そういう政策が欲しい。益城町の将来のために、今後の方針を伺いたい。

それから3番目です。人口対策において、保育所の待機児童解消は非常に大事な問題だと思います。震災で人口流出したとの認識があるにもかかわらず、待機児童が多いということは、益城が好きだと、益城に住みたいという町民の心の思いが顕著にあらわれているということです。町としてしっかり考えてもらいたい。

今、寺迫に認可保育園が、ここに地図がありますが、また、福田も第五保育所の再建はどうなるのか。今現在、ミナテラスに間借りしているような状況であります。今後の対策をどう考えておるのか。

また、保育士の問題もあります。補充状態は園児あるいは保育所の数に対して満足できる状態か。他の市町村と比べて、給料の面ではどう対策をとっているのか。資格は持っているが、給料が安くて、他の市町村の条件がよくて、生活のためにはよそに行かなしよんないと。なぜなら、自分の子どもも幼稚園や保育園、学校にやらなきゃならないから、やっぱ少しでも給料のいいほうに走っていくのが人情です。今は保育士の就職に各市町村の分捕り合戦が起きていると言われていますが、他の市町村より少しでもいい条件を出すために、行政が給料の一部を補填してやらないと保育士の確保が難しくなっているという風潮であります。我が町においてはどのような状況でありますか。

待機児童の解消、若者世代の住環境の整備がなされない限り、町に子どもたちがいなくなり、若い世代である親たちが永住できなくて人口の空洞化を招く恐れがあると思いますが、いかなる対策を考えておられるのか、以上3点について伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番議員の1番目の質問にお答えさせていただきます。

議員が言われるように、高齢者の自動車運転対策につきましては、道路交通法が改正され、平成29年3月12日から施行されることに伴い、運転免許の自主返納などへの対応が必要になってくるものと考えられます。このため、熊本県内で行われる事業ではございますが、広報ましき3月号で、申請によって路線バスや電車が半額で利用できる運転免許証自主返納者割引乗車証について御案内したところでございます。また、町では免許証返納による生活支援ということではありませんが、75歳以上の高齢者で、自動車及び自動二輪車を所有または運転していない方に対しまして、3,000円のタクシー券を交付しているところでございます。

御質問は、商業施設の構築と、周回バスなどの公共交通についての御質問だと思っておりますが、商業施設の構築につきましては、益城町復興計画の産業の振興の中で、商店街、商業集積施設の整備・運営を記載しておりますように、商工業者の集積施設につきましても、町商工会と連携しながら進めていかなければいけないと考えております。

また、公共交通につきましては、町としましても地域公共交通網の確保の重要性は認識しており、平成20年10月からは路線バスの平田線廃止に伴う交通空白地域対策としまして、福田地区デマンド型乗り合いタクシー事業を開始し、昨年8月からは仮設団地と幹線路線への接続などのために、益城役場線と広安循環バスの運行をしているところでございます。

路線バスは利用時間によりましては利用者が極めて少なく、経費の補填によって現状の路線を維持している状況でございます。このため、利用が余り見込めない場合はデマンド型のタクシーなどで対応しているのが現状でございますが、全国各地の事例も研究しながら、今後の復興計画の進捗によって既存の公共交通の見直しも行う必要がありますので、周回型のコミュニティーバスも含めた交通体系の見直しに当たり、移動需要などにつきまして調査をしてまいりたいと考え

ております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 私のほうからは、5番衆議員の1番目の（2）校舎は不便でも教育内容はどこにも負けないぞというような政策の構築、また、小学校の英語教育に対しての方針というところでお答えいたしたいと思います。

御案内のように、熊本地震により町内の全ての学校が被害を受けておりまして、おっしゃるとおり不便な状態が続いている面もあります。しかしながら、現在、その改修・復旧に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

学校現場におきましては、これまで多くの関係機関の協力をいただき、児童生徒の心のケアに努めますとともに、運動会や体育大会等の学校行事等も、時期はずれましたものの、例年どおりの行事を実施することができました。このことは現在の児童生徒の生活のリズムの安定にもつながってきている面もあります。

また、厳しい環境の児童生徒に対する個別の支援につきましては、学校はもとより、NPO法人等の協力を得まして現在も行われております。また、来年度も継続して支援していただくNPO法人もございます。さらには、熊本県教育委員会からは、震災に伴い、他県や県内から教職員の派遣が行われており、各学校で頑張らせていただいております。また、本庁独自のいきいき益城っ子育て事業等の支援員による児童生徒に対するきめ細やかな指導も現場では現在行われているところであります。学校の備品につきましては、多くの皆様方からの御支援をいただき、電子黒板などのIT機器については震災前よりも充実してきている面もございます。復興に向けて財政が逼迫する中で、来年度も、さきに述べましたいきいき益城っ子育て事業、ドリーム益城っ子育て事業、特別支援教育支援員の配置、学校教育指導員の配置など、町独自の政策を例年どおり実施する予定でございます。

今後とも益城町の児童生徒の健全な育成を目指しまして、学校、支援団体、教育委員会が家庭や地域との連携を図りながら、一層効果的な教育行政の推進を図ってまいりたいと思います。

続きまして、小学校の英語教育に対しての方針というところでお話をさせていただきます。お答えします。

日本における英語教育の最大の課題は、英語の文章の訳読はできますものの、実際に英語を話すこと、いわゆる英語でのコミュニケーションがなかなかできないことでもあります。このことは、これまでの日本における英語教育が話すことを前提にしていない教育であったことに一因があります。また、中学校において、英語を話す指導と英語を書く指導が同時に展開されてきたことも英語が苦手な生徒を生み出してきた原因でもあります。そのような、日本における英語教育の課題を克服するために、今回、学習指導要領の改訂におきまして、小学校3、4年生で外国語活動、さらには5、6年生で英語が教科化されたということにつながっています。

さて、その英語教育に関する改定の実施に向けまして一番大切なことは、小学校教師の英語指導力のアップが急務であります。町としましては、今後、小学校の教師に、県教育委員会や上益城教育事務所の英語指導に関する研修会等に積極的に参加してもらおうと同時に、町に採用されて

おりますALT、これはアシスタント・ランゲージ・ティーチャーと申しまして、外国人の指導助手を活用しながら、町独自の英語指導研修会等を実施すること等も含めまして、小学校教師の英語指導力のアップに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 次に、3番目の保育所の待機児童解消につきましてですが、第五保育所の再建について今後の対策をどう考えているか。また、保育士の補充状態は満足できる状態か。給料の面での対策をとっているのかとの質問についてお答えをいたします。

まず、待機児童についてですが、平成28年度は4月で81人、10月が54人、2月末時点で107人となっております。平成29年度につきましては、現在もまだ保育所と調整中ですが、2月末時点では、4月の待機児童は60人程度となる見込みです。寺迫に新設しております認可保育園につきましては、5月から開園の予定となっております。定員は100人ですが、5月からの開園ということ、年齢ごとの利用定員がありますので、29年度内に40～50人程度の受け入れができるのではないかと考えております。

次に、第五保育所の再建についてですが、議員御承知のとおり、第五保育所は擁壁の崩壊に伴い、建物が傾いており、非常に危険な状態です。崖地ということもありますので、近隣の場所への移転を計画しております。平成29年度当初予算におきまして、災害復旧費として用地購入費を計上しているところです。

次に、保育士の補充状態は、園児あるいは保育所の数に対して満足できる状態かとの質問ですが、議員御指摘のとおり、保育士が不足している状況にあります。保育士不足につきましては全国的にも問題視されており、苛酷な労働条件や低賃金などで保育士のなり手が少なくなっていることが原因とされています。町立保育所の保育士不足につきましては、平成29年4月から地方公共団体の非常勤職員に対する社会保険の適用範囲が拡大されましたことにより、自己負担が増額することも原因の一つだと考えております。

次に、給料の面ではどう対策をとっているのかとの質問ですが、平成28年度におきまして、町立保育所保育士の報酬は1日7,200円でしたが、平成29年度は、一般保育士は7,500円に、産休代替保育士は8,500円に改定しております。今後も他市町村の状況を参考に改定を行っていきたいと考えております。

待機児童の原因としましては、保育需要が増えていることと保育士不足が上げられます。今後の待機児童対策としましては、保育所を新設するという方法もありますが、保育士の確保に向けた対策についてもあわせて検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 一気に3ページ読み上げて汗びっしょりになりました。汗がひいたので。

町の中心部以外の農村部ですね、津森、福田、飯野、そっちのほうの交通網の手当てといいですか、いろんな方策があると思いますが、しっかりやっていただきたいと思います。合志のほうで周回バスやっておりました。まだやっております。やっぱ赤字で、相当やっぱ苦しんでおるといふ情報です。それで、町長の答弁のように、いろんな方法でデマンドバス、また、乗り合いタ

クシー、そういう方法、いろんな複合的な考えでやっていってほしいと思います。

それから、今度就任された、この前まで現役校長だった酒井教育長に熱い思いを語っていただき、ありがとうございました。今後、益城町の教育発展のために、しっかりとかじ取りをお願いいたしたいと思います。

それから、保育士の問題ですが、これはもう各自治体の問題でありますので、よその状況とも連携して、いろんな情報を入れながら、保育士確保、保育所の増設、いろんな方法がありますが、何よりも待機児童がないように、そういう政策をとって、その方向に向かっていってほしいと思います。

次に、通告していた二つ目の項目に入らせていただきます。

町の中心部においては高森線4車線、また役場庁舎の問題で持ち切りですが、その近郊部の農村部に産業の育成、あるいは企業誘致の政策はあるのかという質問の中で、1番目の質問としまして、今、農業の分野では、アメリカ大統領にトランプ氏が当選してから戦々恐々だと言われております。なぜなら、今まで誰もやらなかった政府御用達だったロッキードとボーイング社に、「おまえら、ちょっと高いけん値下げせんか」と、「でないと買わんぞ」と。今までこういう交渉をした大統領はいませんでした。実質の値下げを行った国の基幹産業には余り手をつけないのが慣例だったと思います。

日本の大手企業の私たちに対する建設業ですが、いろんな商売がありますが、消費税抜き支払いとあって、子会社に、「おい、おまえんとは幾らですか。あそこは幾らですぞ。できんならできんでよかたい」。そういった方式と全く一緒です。TPPが決裂して2国間交渉になったら、米、肉、野菜、果物、全ての分野に影響が出ると思いますが、県の農業試験所あたりと取り組んで、新規事業の開発や特産品の開発などの取り組みは行っているのか。

昨今来、九州のいろんなところでブランド肉、ブランド米、ブランド野菜、果物といった商品のブランド化や、特化した何か商品を開発して、東南アジア、ヨーロッパに売り込んでいますが、今、日本食ブームです。今がチャンスではないかと思いますが、いかがですか。益城としては、何かそういった取り組みは考えているのか。

はっきり言って、今は復旧・復興でそれどころではないと思われる。しかし、必ず、これは今何かしないと、このままでは埋もれてしまうのではないかと思います。今後の課題としての取り組みを伺いたいと思います。

それから、2番目の質問に入ります。復興公営住宅の建設進捗状況はということですが、今までと重複するところはあると思いますが、復興委員会のときの報告もありました。今日もありました。しかし、もう一度、町全体の戸数、津森、福田、飯野、広安、木山の希望者の人数あるいは所帯数など、調査の結果はいつ出るのか。それ次第で県と折衝していくと思われませんが、今後、全数査定した上で、各戸の地域選定、用地選定、土地交渉、建設と動いていくわけですが、現在分かっていることで公表できる範囲でいいので、いま一度、この議会の席で答えてもらいたい。以上です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員の2問目の質問のうち、まず1点目の、県の農業試験所あたりと組んで新規事業の開発や特産品の開発などの取り組みは行っているかという御質問につきましてお答えします。

現在、今回の震災によりまして、農業関係におきましても甚大な被害を受けておりまして、各関係機関と協議を行いながら、一日も早い復旧・復興に向けて頑張っているところでございまして、御質問の新規事業の開発や特産品の開発などの取り組みは行っているかということにつきましては、現段階では行えていないというのが現状でございます。

今後は早期の災害復旧を目指し、新規事業の開発や特産品の開発につきまして、関係機関と十分協議をしてみたいと考えています。

続きまして二つ目の、復興住宅、災害公営住宅に関する質問にお答えします。災害公営住宅の取り組みにつきましては、さきに吉村議員の質問でもお答えしましたが、整備戸数300戸を当面の整備戸数としております。次に、12月実施しました意向調査につきましては、今後のお住まい、意向などに関するアンケート調査を仮設住宅、みなし仮設住宅に入居されています2,769戸につきまして行いました。そのうち、1,918件から回答をいただいております。回答率は69%になります。

この意向調査の項目の一つとして、今後の住宅再建等の意向について質問しておりますが、この中で複数回答がありましたが、新たに整備される災害公営住宅に入居したいと回答された方は535件に上がります。地区ごとの入居希望は飯野地区57件、広安地区238件、木山地区151件、福田地区30件、津森地区29件となっています。合計505件、希望地区がない方が30件となっております。また、整備地区につきましても、被災前の地区に建設希望も多いことから、各校区帯の一つは必要でないかと検討しているところです。なお、この意向調査の結果につきましては、ホームページに掲載をしているところです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 食の安全化という話もありますが、まず復興・復旧が先だと思いますので、そっちのほうもひとつ忘れないで政策としてやっていただきたいと思います。

それから、公営住宅。もう目先のことです。もうみんな、今、仮設住宅でそのことばかりだと思います。しっかり頑張りたいと思います。

それでは、通告していた三つ目の質問に入らせていただきます。震災による道路、河川、建物、農道、水路などの災害復旧工事についてお尋ねします。

1番目の質問に入ります。いろいろな災害復旧工事のある中で、建設課としては早急にやらなければならない順番、位置、要するに、どれを緊急性があるから先にやるかというその順番、位置づけはどうなっているか。これは農政課のほうにも同様の質問をいたします。

また、袴野、福原町道に100を超える大小の落石が山頂山腹からあり、今現在、既存の町道が通れなくなっています。柳水越えの峠道を4月の震災以来8カ月にわたり、危ない目に遭いながら通っていたのも、生命遵守の観点から、内寺地区の地権者の皆さんの協力により、田んぼの中の仮設道路を町と共同で設営していただき、今は安全に通行しています。本当に内寺地区の皆さま

んには感謝を申し上げます。

ところで、この根本的な復旧は、いつごろからの県工事の着工になるのでしょうか。川内田地区、また内寺地区には住宅の直近、あるいは50メートルぐらいの近くに巨大な石がまだ何個も落ちたままです。そして、不安な生活を余儀なくされている住宅が何軒もあります。福田だけではありません。他の地区にも同様の場所があると思います。県との折衝の状況を、どうなっているのかをお伺いしたいと思います。

それから、2番目の質問に入らせていただきます。今、ドローンがいろんな分野で活躍できるように法整備すると国のほうで言ってますが、町としてはどのような考えを持っているのかをちょっと聞きたいと思います。

防災の観点からも、いろんな調査や災害の予測、あるいはよく防災無線で老人が行方不明になったなどと放送がありますが、痴呆症の患者さんにGPSの発信機を持たせたら、山の中でも緊急の捜索や犯罪防止にも役立つと思われます。先日も、益城町ですが、中学生が行方不明と防災無線で放送しておりました。翌日、無事に保護できたと放送があり、安心しました。

私も仕事で先日依頼してドローンを使いました。太陽光の調査の件で、上空からの撮影を依頼して使ってみました。今は非常に進んでいてびっくりします。まず、自分がそこから発信したところに必ず戻ってくるようなGPS機能により、安全な操作ができるようになったということです。もうバッテリーが切れかかって、どこに行っても落ちたか分からんというような昔の状況じゃなくて、バッテリーの予備電池残量をコンピュータが確認して、もう帰らんといかんと。操作と別に、そっちの機能で自分の出発したところに自動的に帰っていきます。これはびっくりしました。それにまた、今度はどこに行きたいということ座標設定で、高度、角度、いろんな設定により、複雑ですけど、安全な飛行ができるようになっています。

一番重要なのは何かと言えば、何か不審物、調査事項、その対象物を見つけたときに、昔のミニヘリといいですか、農業に使っている農薬散布のヘリと違いまして、非常に安定したホバリングができます。また、撮影にもぶれがありません。きれいな鮮明な画像をパソコンに送ってきます。これができるっていうことは、防災、防犯、非常用、人が行けないような災害現場における調査など、いろんな分野に活躍の場があると思います。これはひとつ、一考あるべきだと思いますが、町としての取り組みはいかがでしょうか。

それから、3番目の質問です。今、町の至るところで石垣の崩落があります。大小さまざまな崩落の復旧に対して、国、県、町と見解がさまざまです。大もとのほうで一貫してると思いますが、私たちに入ってくる情報、ちまたのうわさ、町道側や民地側、民地同士、何メートルの制約、いろんな条件が違いますが、これらを全て復興基金からの充当でやる、全て無料でやってくれる、そういううわさが今、出回っています。本当のところ、どんなでしょう。この石垣の復興は住宅再建の鍵を握っていると思います。はっきりと線引きした紙ベースでの回答をお願いいたします。口頭じゃなくて、きょうじゃなくてよろしゅうございます。はっきりした国、県の見解を、申し合わせを聞いた上でしっかり把握して、それを紙で、町民のみんなが分かるような、そういうふうにした回答をお願いします。今の状態ではみんな手がつけられんということで困っている状況

です。今現在はまだ分からないと思いますが、分からないなりのお答えでいいですので、答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番議員の熊本地震についての3番目の一つ目の質問にお答えさせていただきます。

まず、建設課関係でございます。被災しています補助工事とし、復旧できる公共施設の種類は、道路、河川、橋梁となっております。最も緊急性が高い種類としましては、梅雨時期を前に、町が管理している河川となります。発注の準備ができ次第、発注を行ってまいります。既に5カ所の発注は行っております。

次に町道ですが、上下水道施設の復旧の必要がない町道につきましては、河川と同様に、発注の準備ができ次第、発注を行ってまいります。現在、37カ所の発注を行っております。

橋梁に関しましては、河川管理者である熊本県と設計協議が必要でない箇所につきましては、発注の準備が整い次第、順次発注を行ってまいります。

いずれにしましても、補助金の配分は平成30年度までとなりますので、原則その期間内に工事を完了する予定となっております。補助工事として復旧できない公共施設として、井戸、水路がありますが、優先度の高い水路から順次復旧を図ってまいります。

次に、農政課でございます。農政課としての早急にやらなければならない災害復旧工事の順番、位置づけはどのようなふうを考えているのかという御質問につきましてお答えします。

農政課関連の災害につきましては、昨年の12月までに国の災害査定を受けました分が、農地関係につきまして79カ所の250校区、農業施設関係につきましては183カ所の査定金額が約36億円でございます。今後の災害復旧工事につきましては、早急にやらなければならない順番、位置づけにつきましては各関係機関と協議を行い、まずは公共性の高い農業施設、農道、用排水路、堰、排水機場、ため池などの復旧工事を行い、その後、農地などの災害復旧を行いたいと考えております。

次に、防災の観点からのドローンやGPSの活用についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、ドローンをはじめとする無人操作ロボットの利活用につきましては、大規模災害地震などの自然災害に対し、大変有効であると考えております。また、平時におきましても効果を発揮するものと考えております。現在、政府機関、関係機関におきまして、運用に係る法整備の検討がなされている段階ですので、直ちに利活用することは困難かと存じますが、今後、利活用に向けた検討を行ってまいります。また、国土交通省など政府機関におきまして、災害時や平時に使用するドローンを含めた無人操作ロボットの研究開発が進められていますので、今後、町においても国や県と連携を図り、最新の情報を共有し、利活用できる環境整備に努めていきたいと考えています。

次に、GPS関係でございますが、御指摘のとおり、認知症が疑われるような皆様の行方不明事案が発生していることは承知しております。しかしながら、GPS発信機となりますと、個人の権利の制約や個人情報保護といった問題をクリアする必要があります。町としても、町民の生

命、身体を保護することは重要な責務と認識しておりますので、各関係機関と連携しながら、見守り活動の強化や迅速な対応をとれる体制の整備に努めてまいります。

三つ目の質問にお答えさせていただきます。熊本地震で被災した各地の擁壁の復旧にはさまざまな事業メニューが予想されます。現在、確定しています制度は、復旧高さが3メートル以上で、一定の条件を満たすことで、工事対象となる地域防災崖崩れ対策事業や急傾斜地崩壊対策事業です。今後、復旧高さ3メートル以下の事業メニューが確定すれば、詳細な制度の中身につきまして御報告できると思われまます。

次に、石垣及び擁壁の問題で、新聞などにより発せられている熊本地震による宅地被災からの復旧に向けた取り組みについての現時点での回答をさせていただきます。

被災宅地の復旧につきましては、宅地耐震化推進事業のメニューで5事業ありまして、うち3事業が都市計画課で担当しています。

一つ目は、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業。大規模盛土造成地を復旧するための調査・崩落防止事業で、盛土面積3,000平米以上、かつ盛土上の家屋10戸以上から対象となり、該当箇所は杉堂を含む11カ所を予定しております。財源内訳は国庫補助50%、被災充当90%、交付税措置率95%、よって事業費の7.25%が町単独費となります。

二つ目が、熊本地震を受けての制度拡充事業。この制度は、さきに述べました大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の拡充事業で、盛土高さ2メートル以上に、かつ盛土上の家屋が2戸以上に制度拡充になったもので、該当箇所は町内一円で93カ所を予定しています。財源内訳は国庫補助50%、特別交付税措置率80%、よって事業費の10%が町の単独費となります。

三つ目が、宅地液状化防止事業。液状化した宅地を復旧するための調査・防止事業で、被災面積3,000平米以上、かつ区域内家屋が10戸以上が該当となりまして、県道熊本高森線の南側地域、宮園から惣領までの区間4カ所を予定しております。財源内訳は国庫補助50%、被災充当90%、交付税措置率95%、よって事業費の7.25%が町単独費となります。

以上の事業は、それぞれ個人財産であり、宅地の復旧対策はその実施のできようも含め、所有者の判断と責任で適切に対応していただくことが原則であります。今回の熊本地震により激甚災害指定も受け、避難路と宅地の一体的な復旧対策をとらなければならない公共性の高い事業であると判断し、町は所有者からの負担金は取らないとしたものです。

また、この事業に該当しない宅地、擁壁などの復旧につきましては、県の基金事業で対応することとしています。事業費から50万円控除した額の3分の2を補助するという方向性は決まっております。住民負担は発生します。現在、県で要綱等の詳細を検討中でありまますことから、これらが決まり次第、町民の方への通知を早急に行うこととしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 答弁ありがとうございます。一つ気になりましたが、液状化の4カ所の場所というのを惣領地区とおっしゃられましたが、これはどこどここと言えますか、場所は。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 液状化部分についてのお尋ねですけれども、液状化につきましては、馬水1カ所、惣領が2カ所と宮園ということで、いずれも県道から南側、秋津側周辺に一応なります。まだ調査をしてからでないと報告というのはちょっと言えませんが、調査をやってから液状化になってるかというのを確認するということになっておりますので、そういうことでお願いします。

○議長（稲田忠則君） いいですか。

○5番（榮 正敏君） はい。終わります。

○議長（稲田忠則君） 榮議員の質問が終わりました。

これで、本日本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後3時07分

平成29年第1回益城町議会定例会会議録

1. 平成29年3月7日午前10時00分招集
2. 平成29年3月14日午前10時00分開議
3. 平成29年3月14日午後0時38分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 総合体育館武道場
6. 議事日程
 - 日程第1 常任委員長報告
 - 日程第2 議案第27号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第14-1号 益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による
災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する
事務の委託について
 - 日程第3 議案第28号 工事請負契約の締結について
 - 日程第4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第7 議員提出第1号 益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第8 議員提出第2号 木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交
換に係わる調査特別委員会の経費に関する決議
 - 日程第9 益城町議会広報編集特別委員会委員の選任について
 - 日程第10 議員派遣の件
 - 日程第11 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（18名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 柴正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	8番 野田祐士君	9番 宮崎金次君
10番 坂本貢君	11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君
13番 石田秀敏君	14番 中村健二君	15番 竹上公也君
16番 渡辺誠男君	17番 荒牧昭博君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 堀部博之

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	門崎博幸君
会計管理者	田中秀一君	総務課長	森田茂君
企画財政課長	藤岡卓雄君	復興課長	中桐智昭君
復興課審議員	姫野幸徳君	税務課長	緒方潔君
住民保険課長	森部博美君	こども未来課長	坂本祐二君
健康づくり推進課長	安田弘人君	いきいき長寿課長	後藤奈保子君
福祉課長	木下宗徳君	農政課長	森本光博君
建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
都市計画課審議員	西口博文君	下水道課長	水上眞一君
学校教育課長	福岡廣徳君	生涯学習課長	高森修自君
水道課長	荒木栄一君	環境衛生課長	河内正明君
代表監査委員	濱田義紀君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員長報告、採決、その他となっております。

日程第1 常任委員長報告

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、常任委員長報告を議題といたします。

まず、総務常任委員会報告、坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 皆様、おはようございます。12番坂田みはるでございます。総務常任委員会の報告をさせていただきます。

失礼いたしました。眼鏡を忘れましたので、申しわけございません。失礼いたしました。

総務常任委員会報告書。平成29年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第3号、平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第2表地方債補正。議案第10号、平成29年度益城町一般会計予算中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）。議案第17号、益城町課設置条例の制定について。議案第18号、益城町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第19号、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。議案第20号、益城町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について。議案第21

号、益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について。請願第1号、国に「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の提出を求める請願書。

2、審査経過。①付託年月日。平成29年3月8日。②審査状況。平成29年3月10日午前10時から、益城町総合体育館会議室において、全委員出席のもと当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月13日午前10時から、全委員出席のもと、町立第五保育所、御船小学校仮設調理場、町立益城中学校を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第3号ほか6件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定した。請願第1号についても、全会一致で採択することに決定した。

②審査の主な内容。議案第3号については、仮設校舎リース料、学校給食センター災害復旧工事等についての質問があり、担当課長からの詳細な説明を受けた。議案第10号については、被災宅地復旧支援事業補助金、ふるさとづくり施設整備費補助金、復興計画推進業務委託料、インターネット通信費、ふるさと納税等についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。議案第17号については、新しい組織体制において業務の分担に混乱は出ないのかとの質問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。議案第19号については、施行期日について質問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。

議案第18号、議案第20号、議案第21号、請願第1号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、町立第五保育所については、現地において担当課より説明を受けるとともに、被害状況と移転建設の必要性を確認した。御船小学校仮設調理場については、現地において担当課より説明を受けるとともに、4月以降、当該施設を使って給食を再開できることを確認した。町立益城中学校については、現地において担当課より説明を受けるとともに、被害状況と建てかえの必要性を確認した。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。平成29年3月14日、総務常任委員長坂田みはる。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上をもちまして、総務常任委員会報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告、松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） おはようございます。4番松本でございます。福祉常任委員会の報告をいたします。

福祉常任委員会報告書。平成29年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第3号、平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第4号、平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。議案第5号、平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。議案第6号、平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）。議案第9号、平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第4号）。議案第10号、平成29年度益城町一般会計予算中、歳出（福祉常任委員会関

係)。議案第11号、平成29年度益城町国民健康保険特別会計予算。議案第12号、平成29年度益城町後期高齢者医療特別会計予算。議案第13号、平成29年度益城町介護保険特別会計予算。議案第16号、平成29年度益城町水道事業会計予算。議案第22号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。議案第23号、益城町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第24号、益城町水道条例の一部を改正する条例の制定について。議案第25号、益城町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。①付託年月日。平成29年3月8日。②審査状況。平成29年3月10日午前10時から、益城町総合体育館会議室において、全委員出席のもと委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月13日午前10時から、全委員出席のもと、町立第五保育所、東南部地区水道災害復旧工事現場を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第3号ほか13件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第3号については、ましき健診は熊本地震の影響で保健福祉センターが避難所となっていたため、熊本市東町の健康管理センターで実施された。仮設に入っておられる方等、会場への移動手段の不便さが原因により受診者が減少したのではないか等の意見が出された。また、公費解体補償コンサルタント業務委託費が減額となったのは、自費解体の件数が1,300件程度と予定より多かったため、減額したことを確認した。議案第6号については、熊本地震の影響で居宅介護者が減少し、施設へ入所された方が増加したことが原因で、施設介護サービス費の増額となったことを確認した。

議案第9号については、第9水源池の場所が旧中央小学校裏の秋津川河川敷にあることを確認した。

議案第10号については、飯野小児童クラブが狭いため、建物の新設等が必要ではないかと意見が出された。また、胃がん検診は新規に単独で実施されることを確認した。最後に、町の義援金は全壊や一部損壊で金額を変えるのではなく、一律配分をすべきではなかったとの意見が出された。

議案第11号については、国民健康保険被保険者数減少の原因について、社会保険の適用枠の拡大、自営業者の減少、今回の地震による転出者の増加により、通常の倍程度のスピードで減少していることが原因であると確認した。

議案第4号、議案第5号、議案第12号、議案第13号、議案第16号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号については特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、町立第五保育所については、担当課より詳細な説明を受け、擁壁の崩壊など被災状況を確認した。現在はプレハブ仮設園舎での保育がなされているが、伸び伸びとした環境の中で保育ができるように、早期の移転が望まれるとの意見が出された。その後、東南部地区水道災害復旧工事現場については、担当課より詳細な説明を受けた。今

回の災害復旧工事には、耐震管が採用されており、現場での施工実演及び性能試験も行われた。災害に強く、安全で安心な水の供給ができると確信した。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。平成29年3月14日、福祉常任委員長松本昭一。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で、福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告、荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 皆さん、おはようございます。17番荒牧です。建設経済常任委員会の報告をいたします。

建設経済常任委員会報告書。平成29年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第3号、平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第7号、平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）。議案第8号、平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）。議案第10号、平成29年度益城町一般会計予算中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第14号、平成29年度益城町公共下水道特別会計予算。議案第15号、平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計予算。議案第26号、益城町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について。

2、審査経過。①付託年月日。平成29年3月8日。②審査状況。平成29年3月10日午前10時から、益城町総合体育館会議室において、全委員出席のもと当委員会に付託された議案の審議を行った。また、13日午前10時から、全委員出席のもと、河川災害復旧工事（益城町小池）、道路災害復旧工事（益城町杉堂）、農道災害復旧工事（益城町杉堂）の視察を行った。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第3号ほか6件、当委員会に付託された議案について、執行部から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第3号については、8款土木費の道路橋梁費、道路等補修工事費に関し、今まで災害前に要望が上がっていた単独事業について質問があり、災害によって、平成28年度に予定した工事については、町内全域にわたり被災したため、単独事業については一部しか実施できなかった。今後は、各地域で設立されるまちづくり協議会での取り組みとあわせ対応をしていくとの回答があった。

次に、第6款、農林水産業費の狩猟免許取得助成金に係る質疑をして、有害鳥獣被害対策についての質疑があり、狩猟免許取得者が年々減少していることから、新規の狩猟免許取得者への助成、有害鳥獣捕獲隊への補助金の交付やわなの貸し出し等で対応しているとの回答があった。

その他、基幹水利ストックマネジメント事業、地籍の基準点の復旧、県道小池竜田線の完成予定、河川災害復旧工事及び町営住宅災害復旧工事について質問があり、執行部より詳細な説明があった。

議案第10号では、8款土木費について、災害公営住宅の整備について説明を求め、整備戸数や整備方針について執行部より説明を受けた。また、益城町公民館福田分館南側の里道を緊急避難道路として活用できるよう要望があった。

次に、11款、災害復旧費については、被災した農道、農道及び施設などの災害復旧事業について質問があり、執行部より事業内容、地区及び受益者負担等について計画図を示しながら詳細な説明があった。また、道路や河川の災害復旧事業について質問があり、執行部から100カ所以上にもなる町道の復旧事業については、平成30年までに完了するよう進めていくとの回答があった。それと並行して、補助対象事業とならない町有道路や里道、水路工事についても行っていくことを確認した。宅地災害復旧工事について説明を求め、執行部より詳細な説明を受け、事業内容について住民へ広報やパンフレット等で周知するよう要望した。なお、秋津川復旧工事については、熊本県が工法等を説明しながら沿線住民との立ち会いを終え、工事を進めていくとの回答であった。

議案第14号では、地方公営企業法適用基本方針策定業務について質問があり、公営企業会計への移行する基本方針を定めるものと回答があった。

議案第7号、議案第8号、議案第10号及び議案第26号については特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。河川災害復旧工事（益城町小池地内）において、担当者から工事概要についての御説明があり、早期の全面復旧の要望があった。町道災害復旧工事（益城町杉堂地内）では、工事概要の説明があり、工事の進捗状況を確認した。農道災害復旧工事（益城町杉堂地内）では、農道潮井線が滑落しており、仮設農道を整備する計画があるとの説明を受けた。いずれの災害復旧工事現場においても、二次災害防止に努めるよう要望があった。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。平成29年3月14日、建設経済常任委員長荒牧昭博。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上をもちまして、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、これより各常任委員長報告に対する質問を許します。

質疑に入ります前に議員各位に申し上げます。

常任委員長に対する質疑は益城町議会会議規則第50条及び益城町議会議会運営に関する申し合わせに従い、審査の経過と結果に対する疑義に限ります。また、発言は簡明をお願いいたします。

質疑はありませんか。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 15番竹上でございます。

総務常任委員長に1問だけお尋ねしたいと思います。

総務常任委員長の現場視察で益城中学校へ行かれたということで、益城中学校のほうでは建てかえについてはその必要性を確認したという御報告でございました。この中でですね、先日の総括質疑で、私、質問しておりました益城中学校の新築に伴う建てかえ、それに伴う仮設校舎と新

設について、そういう場所でね、していただくと、授業と教育環境を守るためによく考えたほうがいいんじゃないかという思いで質問したけど、そういう質問は当委員会の中では出たかどうかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 15番竹上議員の御質問にお答えいたします。

益城中学校での現場での確認をさせていただく前に議員からの質問がありまして、極力子どもたちの勉強に差し支えないようにということでの意見が出ております。

そして、建てかえの場所につきましては、どこという設定をするよりは、一応、テニスグラウンドコートを使うのであれば、その仮設の校舎が入るという御説明は現場で伺いました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） 2回目の質問をいたします。

コートっていうのは、テニスコートのことですかね。じゃあ、運動場というのは考えておられないということなんですよ。

分かりました。済みません。

先日も福岡学校教育課長のほうから、関係部署といろいろ打ち合わせしながらね、いろいろ考えていくという、検討しますという御答弁いただいております。そういう中において、常任委員会としてもね、極力予算の裏に隠れているさまざま問題点、そういうものがある場合だとか、総括質疑、答弁、まあ、問題とされるそういう問題、諸問題については、極力常任委員会のほうで御検討していただく、審議していただくということを、とりあえず御要望いたしておきたいと思っております。

この問題については、大きな問題でございますのでね、子どもたちがどうやって育っていくか、一番大きな問題じゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 15番竹上議員の御質問にお答えいたします。

執行部のほうからですね、今回、この益城中学校の仮設の設営場所についての御説明につきましては、敷地内であればということでの御検討をいただくということの説明を受けております。プール、体育館、校舎などをもう一度レイアウトをし直しながら、仮設の校舎をどこにするかをしっかりと検討するということをお話しいただいております。そしてまた、委員会のほうでも、その点についての皆さんからの御質疑もございまして、しっかりと話し合っ決めていただくということも確認いたしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田でございます。

総務委員長にお尋ねいたします。

今、同僚議員がお尋ねになった益城中学校の建てかえが必要であるということを確認したとい

うことでありましたけれども、確認するに当たってですね、どのような資料に基づいて確認されたかについてですね、お答えいただきたいと思います。

それと、建てかえ地についての質問もなされてみたいでありますけれども、質問の中にですね、将来のことについて、つまり4車線後のこと、また人口推移のこと、土地区画整理事業との絡み等の質問はなされましたか。また、執行部より、同じ場所での建てかえということでの説明ということを受けたと聞いておられますけれども、それ以外ですね、場所でのという質問はなされたかについてお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる総務委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 8番野田議員の御質問にお答えいたします。

まず、位置関係につきましてですけれども、先ほども御答弁いたしましたけれども、執行部のほうからは建てかえの場合は、この敷地内であれば大丈夫であるというお話は伺っております。

そして、その説明をどのように受けたかという資料につきましてですが、一番最初に益城中学校において、増築した部分の800平方メートルを中破という説明がありました。その後に文科省のほうからの調べで、ほかの校舎が小破という、そういう破損しているという御説明がありました。で、現在、改修する予定であったところが、余震の影響もあり、11月、12月になって仮教室等の傾斜なども出てきたということから、その後にほかの校舎や体育館、技術棟などを含めて調査をするべきではないかというところで調査が始まり、その後、文科省のほうから建てかえるのか、修理をするのかというところになりましたときに、建てかえたほうが安いというお話になったと承っております。そのときの資料説明というのが、一応、委員会の委員のほうには、この設計というか、校舎のですね、見取り図で、ここを最初に改修しようというお話だったことを御説明を受けました。

そして、委員会のほうで4車線化に伴う今後のことと人口減少についてのお話というのは、そこまでの委員会での質疑というのはございませんでした。

それから、ほかの場所をという、その意見ということは、特段には、ほかの場所という意味ではなかったです。ただ、敷地内の中で、どこでどういうふうに、現在建っている2年生の仮設のプレハブ校舎がございますけれども、その連携をさせて、また新しいプレハブをですね、お借りしないといけないという場合に、連携させる位置とかの関係もあるので、そこはよくよく執行部のほうが御検討をされるという御説明を受けております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の御回答、ありがとうございました。

議会、常任委員会としてですね、いろいろな資料をですね、建てかえになると数十億のお話になりますので、建てかえの必要の資料というのはですね、私たちもですね、確認したい部分もありますので、常任委員会としては、ぜひですね、提示いただけるようにですね、委員長ほうからですね、お願いをされたらどうかというふうに思っております。

それと、建てかえについては、検討委員会等もですね、必要ではないかという我々の意見もあったんですけども、常任委員会では検討委員会という部分については、お話は触れましたでしょ

うか。2回目の質問であります。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 8番野田議員の御質問にお答えいたします。

大変精査していただいたの御質問で、ありがとうございます。ただ、検討委員会に関しましてはですね、残念ながら、委員会のほうからは意見としては出ておりません。ただし、先ほどおっしゃいましたように、検討委員会に付随することになりますけれども、何しろ今回は3月6日に建てかえということが急遽決まったという、先ほどの文科省からのお話からの流れでございますので、執行部のほうといたしましても、それを熟慮する時間がまだなかったというのが現状かと伺っております。ですから、それに加えてのこれからの検討委員会のあり方など、設置要綱などのほうをですね、しっかりと検討していきたいという執行部からの御説明は、委員は全部受けておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 2回目の御回答ありがとうございます。

最後の、まあ、御回答というか、お願いになりますけれども、先ほど、文科省というのは多分査定のお話だと考えますけれども、いろんな資料についてはですね、ぜひ総務委員会のほうでもおとりになっていただいて、できれば我々のほうにもですね、御提示いただければと思っております。

それと、検討委員会についてもですね、中学校建てかえたならですね、多分、40年、50年はずね、今、長寿命化もありますので、その場所に建っていくということだと思いますので、その辺を検討委員会等のもので、部分についても、委員長のほうにもですね、ぜひ御尽力をお願いしてですね、質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

総務委員長ばかり引っ張り出して大変申しわけないですが、二、三件ちょっとお伺いしたいと思っております。

委員会の中で何もなければ、それでいいですけども、熊本市消防局常備消防の委託料関係ですけども、これは協定書を結んだときとか、それから最初、できてから、1年目、2年目、3年目とだんだんと委託料のほうは下がっていくような仕組みになってたと思うんですが、仕組みと言ったらおかしいですけど、そういうことを説明をその当時、そんな記憶がしますが、当然、27年度の当初予算がですね、3億7,900万と。28年度の当初予算が3億5,590万ということで、約2,300万円ほど下がってたんですが、で、29年度が今度は3億4,600万か、で組んであります。当然、当初予算はずっと下がってきていますが、そういう中で、今回、補正のほうで903万補正で組んでありますが、金額としてはあんまり一気にこう、27年度から28年度に一気にぐっと下げたから足らんごとなったのか、それとも、あれじゃないんでしょうけど、災害の影響なのか、その辺、何か質問があつて、説明があつたならば、どういう説明が行われたのかお願いします。

それからですね、今度の29年度の当初予算の中で、ふるさとづくり施設整備費補助金というのがあります。それが1億7,000万ぐらい組んであるんですが、これについて何かいろいろありましたか。というのは、地縁団体をつくれれば、復興基金のほうからお金が来ると。地縁団体つくるのもなかなかですね、高齢化が進んだ地域においてはいろいろなあれがありますんで、ちょっとそれがいかんのでですね、非常にもうそんなのはやめとこうと、町の補助金だけでやってもらおうかというようなあれもありますけども、これはどっちからどれぐらいの補助、まあ、3分の2とかいろいろありますが、実際はどういう、どれくらいまで補助金が最終的に出るのかというのが全く、どっちからどれだけ、どっちからどれだけというのがはっきりしているようで分からないんで、その辺についての説明がもしあったら、よろしかったらお答え願いたいと思います。

それからもう一点、ちょっと今、同僚議員のほうからも2名の方が学校関係についてはいろいろ質問があったんですが、益城中学校、建てかえということですが、これ、やっぱり一日でも早く建てかえるならば、進まなならんわけですね。一日でも早いほうがいいわけですが、こういう工事期間とかについては、何も説明受けませんでしたか。

以上3点、1回目の質問とします。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 14番中村議員からの御質問にお答えします。

消防に関すること、ふるさとづくりに関すること、益城中学校のこの3点についての質問でございました。

消防に関するこの御質問、熊本市常備消防事務委託料として、3号議案の中での質問が一つ出ております。このときには、車両被災をした部分と、それから職員の時間外手当によつての経費を計上したという補正の御説明があつておりました。それから、10号議案のほうでは、済みません、3号の議案のほうでもう一方、この委託料についてのお話がありましたけれども、消防体制はどうであったかというような、委託をして5年ぐらいたつものですから、その状況がどうなのか、よかつたと思うのかどうかという質問がありまして、執行部のほうから、この消防体制というのは火災が起きたときの対応、ポンプ車の数とか、班で対応しますので台数が多くなるということで、救急車についても台数が多くなったことで、その点を非常によかつたという御回答をいただきました。

それから、ふるさとづくり施設整備費補助金の1億7,694万円についての御質疑もありました。完全に地縁団体として登録をしないところの補助金ということでしょうかというお尋ねがあつたんですけども、これにつきましては、認可地縁団体になつたところに対して補助金を出すということだつたんですけども、そうでないところにもやはり出さなければいけないということがあつて、まあ、差別化はされておりますので、地縁団体を今回できるだけ認可地縁団体になつていただいて、建てかえなどをされるところはですね、そのようにしていただきたいということでした。

それから、学校の工事費に関しての期間というのは、ちょっと私が聞き漏らしているのかもしれませんが、期間がいつまでということの説明は受けておりません。申しわけございません。工

期期間は2期に分けて一括工事で行うということのみの説明を伺っております。

申しわけございません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 消防の委託のほうについてはですね、これはもう当然、そこへ委託してよかったというような答えのほうが多いと思いますが、車両の何か、903万6,000円については、車両のほうの何か、事故か何か起きた、何かそういう整備費とか。

（「被災した分の」と呼ぶ者あり）

ああ、被災車両ですね。はいはい、了解しました。それと職員の手当とか何とかですね。別にそれ、影響受けたけんどうこうということではないわけですが、ちょっと内容が何だったかなというのを知りたかったもんですから、お伺いしたところでございます。

それから、このふるさとづくり施設整備費補助金というのは、これは以前からずっとあるわけで、公民館の修理とか建てかえのときに入れるようになって、これは議会のほうで条例化して、条例のほうで決まって、区域を分けて、区域を、地域を分けて、公民館の整備ときは補助金が1,000万までというか、それから建てかえのときは750万までとかですね、修理の場合は200万までとか、いろんな決まりがあるわけですが、これはこれでいいわけですが、地縁団体のほうに出るのは復興基金のほうから、これ、出るわけですか。地縁団体について、あれは復興基金のほうから出るわけですが、これ、3分の2だったかな、ということだったか。90%か。90%ぐらいですね。90%出るというようなことだったんですが、したら、90%、残りも、残りをこのふるさと施設整備基金のほうから充てるのか何なのか、これはまだ一切、地縁団体、この復興基金のほうから出ないところを使うのか。どういう出し方をするのか、その辺がちょっとはつきり、中がなかなか分からないもんですから、そういうところまで説明があったかどうかということですよ。だから、何かはつきりしているようではつきりしていないと。最終的には95%ぐらいまでになりますよとかいうような話もちらっと聞いたことがあるんですけども、何かその辺もはつきりしないもんですから、やっぱり補修したりするところというのもですね、何百万てかかるけど、どこまで出るのかどうかというのを皆さん心配されてるし、それから、なかなか地縁団体つくるのも苦労されているところがあります。そこまでできないと。建てかえはせないかんけども、もう地縁団体つくるのも、いろんな事務的手続のほうがちよっと難しいというところがありますので、そういうところの支援体制というのは、町のほうで支援、ちゃんと協力してやっているのかどうか、そういうことは何もしてない、質問とかありませんでしたか。

以上、2回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 14番中村議員の2回目の御質問にお答えします。

このふるさと、済みません。ふるさとづくり施設整備補助金の1億7,694万2,000円ですけれども、その補助の残りのその90%以外のところの詳細な部分については、ちょっと御説明を伺っておりません。その詳細まで質問したいと、御説明いただきたいという質問が出ませんものだから、今、90%の部分とその残りの10%が、まあ、地元になるのかどうなるのかというところ

ろまでの詳しい詳細なところまでちょっと伺い損なっております。申しわけございません。

それと、もう一つが、消防に関してはよろしかったですかね。

じゃあ、以上になります。申しわけございません。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 3回目の質問でございますが、このふるさとづくり施設整備基金補助金というの、各地区、建てかえが17棟ですかね、17地区あるわけですが、そういう中でですね、地縁団体、これをつくれるのは、戸数が多いところは名簿を集めるのは約半数以上ですから、過半数を集めないかんから、非常にこれが大変です。そうすると、やっぱ高齢化が進んだ地域においてはですね、いろんな議事録とかそういうをつくらないかんということで、今までそういうことやってきとらんけん、なかなかつくれって言われたっちゃ、どんぎゃんしてつくつとか分からんって。もうせからしか、そがんとはせんでいっところというふうなところもあるわけですよ。しかしながら、せっかく復興基金のほうでですね、そういうふうな支援があるわけですから、できれば地縁団体をつくっていただいて、その部分からお金を出していただければ、まちづくり復興施設整備基金補助金ほうからの出し分が若干減ってくるんなら、かなり減ってくる部分もあるんだらうしですね、その辺の支援をですね、本当は委員会のほうでそういう話が出ればですね、そこで町のほうにお願いすることができたのかと思うんですが、今後の課題として委員会のほうでもその辺を、委員長のほうからでもいいですから、そういうことをやってくれというふうなお願いを執行部のほうによろしく。この後でもいいですから、今するわけにはいかないので、今後、そういう要望というか、そういうものをやっていただきたいなということをお願いして、質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 14番中村議員の3回目の御質問でございましたけれども、先ほどのふるさとづくりの整備に関しましては、ほかにも皆さんからの御質問というのが一つ出ておりました。言いそびれておりましたので、この点もお聞きになったのかなと思ひまして、ある委員さんからは、こういった、それを利用してですね、補助金を利用してですね、県が登記している道路であったりとか、いろいろなところもありますけれども、そういったところに公園をつくったりとかできるための、そういったところにもつくられたらいいんじゃないかというお話もありまして、そのときには、公有地道路用地の中に従来の未登記のまま残っている、かなりの数があるところなども、そういったところは県として登記してあるところを土木事務所単位で登記の解消というのをやっているのではないかなという御説明なども伺っております。

それともう一つ、申しわけございません。先ほど、学校工期についてどうなったかという御質問があったときに、私がちょっと学校給食センターの件と勘違いをしまして、1期と2期に分けての一本化した工事にするというのは、申しわけございません、学校給食センターの件を間違えて説明してしまいました。失礼いたしました。以上です。

済みません。

（「学校については、工期についてはありませんでしたか」と呼ぶ者あり）

はい。工期をいつまでというのは、まだ、要するにまだできたばかりの建てかえという案の中でやってらっしゃるといふところだと思うんですが、取り急ぎといふことは伺っておりますけれども、申しわけございません。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

9 番宮崎金次議員。

○9 番（宮崎金次君） おはようございます。9 番宮崎でございます。

私は、建設経済常任委員長への2点、それから福祉常任委員長へ1点質問をいたします。

まず、建設経済常任委員長への質問ですけれども、1点目は宅地災害復旧費について、委員会でどのような質疑応答があったのか教えていただきたいと思ひます。1点目は、宅地災害復旧費について、経済委員会でどのような質疑があったのか、教えていただきたいと思ひます。

2点目は、町民からよく聞かれる市街地の復旧に当たっては、これまで狭かった里道を拡幅して、安全な避難路や救急車等が通行可能な道路幅にしてほしいといふような希望をよくお聞きしますが、建設経済常任委員会の中で、まちづくりの中も含めましてですね、市街地の道路、特に里道を広める話、これは何か出ていたのでしょうか。2番目の質問は、市街地の道路、特に里道を広める話、これは何か出たのでしょうか。これが2点目であります。教えていただきたいと思ひます。

3点目は、福祉常任委員長にお聞きします。

第五保育所の建てかえのため、用地購入費として3,500万円が予算計上されておりますけれども、福祉委員長の報告の中では、ほとんど第五保育所の話、これがなかなか出てこなかったのですが、新保育所の位置や今後の建設費用、建設予定、ここらあたりについて何か話が出たのでしょうか。3番目の質問はですね、新保育所の位置や今後の建設費用、それから建設の予定、ここらあたりのお話何か出たのでしょうか。教えていただきたいと思ひます。

以上3点、よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 17番荒牧です。

9 番宮崎議員の質問にお答えします。

宅地についてはですね、宅地災害復旧に関連です、再建のための新築工事に着手したいが、宅地復旧の支援事業内容が決まらなると着手できないなどのケースがあるという形の中で、石垣の補修をしないと家が建てられなくて困る方が新築する、宅地に行く道に石垣があるなど、入れないなどいろいろなケースができていくという形の中で、説明にはですね、それだけしかないんですけれども。

それと、里道についてはですね、里道については質疑はなかったと思ひますけれども。里道については、ちょっと、私のほうはちょっと答えがないので、済みません。分からんところは、農政課長にお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 9 番宮崎議員の質問にお答えします。

第五保育園の新しい位置や建設費用についての質疑は、委員会ではありませんでした。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 1回目の答弁をいただいたんですが、よく分かりませんでした。まず1点目のですね、宅地災害復旧費について、まあ、委員会で、議事録はちょっと私も確認して知らないんで分からないんですが、何かいろいろな話が出たというふうには承っております。で、多分、そこから何か今、机上の中に、机上にパンフレットが置いてありますけども、そういうのが出てきたんじゃないかと思えますけども、そういう話題がいろいろあったんじゃないかと思うんですけども、まあ、あんまり委員長のほうから明確な答えがなかったもんですから、もう一回ですね、宅地の復旧と擁壁の復旧、これが非常に町民にとっては一番大きな課題なんですよ。ここらあたりについて、建設経済常任委員会のほうでどういう話題になったのか、これだけもう一回教えていただきたいと思えます。机の上のパンフレットがあるから、それは何らかのですね、話題が出たからパンフレットを多分配付されておると思うんですよ。じゃないんですかね、よく分かりませんが。よろしくお願いします。

それから2点目、里道をですね、特に今、復興市街地の関連で、狭い道路をですね、この際、少しでも広げて、避難路の確保、それから消防車、救急車、これがせめて通れるだけの道路幅にしとかなきゃいかんというのは、多分、我々みんな、町民の願いだろうと思うんですよ。ここらあたりについてもですね、本当に何も話が出てなかったんだろうか。もう一回ちょっと思い返していただいてですね。特に、我々がここです、心配しておるのは、里道を広げるときですね、町道の場合は町が買い上げます、道路を。ですから、買い上げて、登記その他も全部町がやってくれるので、あんまり大きな問題はないんですけども、里道の場合はですね、どうしてもそこにひっかかる地権者の方が道路を提供して、もうあんまり金がかかるから登記もそのままにしないと。登記もですね、道路用地として登記をしない。それでそのまま残っちゃうわけですよ。そういう形で、里道の場合は道路がつくられていくもんですから、後で大きな問題を残してしまうと。ここらあたりについて、何かですね、委員会のほうで話があったのかなかったのか、もう一回、申しわけありませんけども、確認をしてください。

それから、3点目の第五保育所の新築のことについては話が出なかったということでございますので、これはもう出なかったから、私が質問しても意味がないことですから、もうやむを得ないと思いますが、現地を確認されて、総務委員会と一緒にですね、現地を確認されて、あそこは非常にもうぐあいが悪いと、建てかえると。で、早く何か手を打たなきゃいかんということには決まったと思いますので、今後ですね、新たに検討されるときは、また情報をお知らせしていただければありがたいと思います。で、3番目の質問は、もうこれで結構です。3点目は結構です。

1点目と2点目だけ、もう一度よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 宮崎議員の2回目の質問に対し、お答えします。宅地災害についてはですね、宅地災害復旧推進事業として、崖崩れ対策事業は崖崩れなど3メートル以

上で人家2戸以上というなど要件を満たす場合、拡充事業によっては2メートル以上、さらに擁壁等が2メートル未満、または2メートル以上であっても宅地耐震化推進事業や拡充事業で該当しないものは被災地宅地復旧支援事業となる。被災地宅地復旧事業については個人負担が伴う。今後、事業内容を記したパンフレット等が作成され、町でも配布される予定ということでございます。

○議長（稲田忠則君） 里道の。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 里道については、質問はなかったと思います。済みません。終わります。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 2回目の答弁、ありがとうございます。2問目のですね、里道についてはなかったということで、委員長がそうお答えになると、私は続いて質問はできませんので、なかったということでですね、承知をします。

1問目のですね、益城町における宅地復旧云々というやつについては、きょう、机の上でございますね、こういう配っていただいて、多分、今後、町がですね、今、町民が一番心配しているんですけどね、なるべく早く宅地を復旧させなきゃいかんと。そして、いえを建てる態勢をつくらなきゃいかんということなんで、これについては、こういうパンフレットをですね、もう少し精査をしてくっていただくようにですね、委員会のほうでもお願いしていただければ助かると思います。これは、今のところはとりあえずですね、ホチキスでパチンととめたようなやつで、あちこちの資料を、じゃなくて、町民に本当に理解しやすいような資料にしてですね、やっていただければありがたいと思います。委員会のほうからでも、どうぞよろしくお願いをしていただきたいと思います。私の質問は以上です。終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

ここで暫時休憩いたします。11時20分から再開いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 16番渡辺でございます。

建設経済常任委員長へ、2点ほどお伺いいたします。

まず、潮井公園ですね。潮井公園に当初予算で減額してあります。で、都市計画課長から、廃止ということになっておりますが、今年度も、29年度も行う。

（自席より発言する者あり）

いや、予算を廃止、補正予算。補正予算は廃止になっとったでしょう。今年度も予算には上が

っておりません。ということは、5年間の補助が出るということでございましたが、もう2年ぐらいやっていますかね、4年間ができないということで、残り1年間であと全部やってしまうのかどうか、そういうことでちょっとお尋ねしたいと思っております。

それから、121ページのがけ地近接等の危険住宅移転事業補助金という、これは危険性のところが今、2件ほど申し込みがあつておるということでございますが、その点について、あとまだ申し込みがあると思いますが、いつごろからいつごろまで、その点分かりましたらお願いいたします。

それから、福祉常任委員会にちょっとお尋ねいたします。1件ほど。

福祉は、放課後児童クラブの件で同僚議員から一般質問がございましたが、その点に引き続きちょっとお尋ねをいたしますが、音楽教室が1人当たり1.65平米で狭くて、非常に今、無理していますと。そして、本年度から40名近くが入って、当然狭いということで、町長の答弁では前向きに検討しますということでしたが、その点についてちょっとお尋ねいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 17番荒牧です。済みません、先ほどの宮崎議員の質問で、ちょっと私のほうが間違いがございましたので、改めてお答えさせていただきます。

里道についてはですね、委員会の中でその他ということでございますので、私がちょっとですね、覚えてなかったということでございます。その他の中でですね、原則措置で、建築基準法にしたがった通信交代が原則であり、まちづくり協議会での要望を聞いたところで今後検討するというところでございます。その中で、パンフレットを配布するという形となっております。

それから、住宅災害についてはですね、先ほど読みましたとおりですけども、個人負担が伴いますので、今後、事業内容を記したパンフレットを作成され町でも配布する予定ですので、議場においては机上に配付をされているとおりでございます。

それから、16番渡辺議員の質問にお答えをいたします。

崖地災害についてですね、質問があつたと思えますけども、その件については委員会では質疑はあっておりません。

それから、公園につきましては、潮井公園については、平成28年度、29年度中止という形で、単年度の補助事業として決定している分で継続する予定です。そういう答弁があつております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一福祉常任委員長。済みません、議員さん、静粛にお願いいたします。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 16番渡辺議員の質問にお答えいたします。

飯野小放課後児童クラブの新設について、まだ計画はないということでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

潮井公園についてはですね、補助金は入ってきてありますが、2年間は休止ということで、仕事は休止ということでございます。その後、当然、5年間でやるということございましたので、

残り1年間ぐらいしかございませんが、延長はできるのかということをもう一回、答弁をお願いしたいと思います。

それから、もう1件。崖地のところはですね、2軒、今、申請があっているようでございまして、1,100万か何か積算で。あとの分はですね、まだたくさんあると思いますが、申し込みはいつごろからするのか、そういう点はなかったかお聞きしたいと思います。

それから、福祉常任委員長。話はなかったと言われましたが、なかったことはそれは当然なかったならそれでいいと思いますけど、どうぞそういうことを、ぜひ先を見てお願いしたいと思いますので、その点、委員長からも、特に福祉課長のほうにお願いしたいと思います。無礼して言います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 渡辺議員の2回目の質問にお答えします。

がけ地についてはですね、委員会では質疑があっておりませんので、よろしく申し上げます。

（「あったって。議長、あったってがけ地んとは」と呼ぶ者あり）

潮井公園についてはですね、補助事業5年間という中でですね、まだ<聞き取り不能>はあっていないという形だけでも、国の事業を決定している分ですので、継続してやるということまでしかあれしてませんので、報告いたします。以上です。

○8番（野田祐士君） 議長、休憩動議をお願いします。

○議長（稲田忠則君） 賛同される方おられますか。

（賛成者挙手）

○議長（稲田忠則君） ただいま野田議員から、休憩するとの動議が提出されました。この動議に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） ありがとうございます。賛成者がありますので成立いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時45分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒牧昭博建設経済常任委員長の報告に誤りがありましたので、再度、委員長の報告をお願いいたします。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 先ほどの質問の中で、私のほうが飛んだ答弁がございましたので、訂正をしたいと思います。

16番渡辺議員のコメントはですね、修正パンフレット等ですね、出していただくという形の中で終わっておりますので、この場でお配りいたします。

それから、宮崎議員の質問の中で、狭隘道路についての拡幅区分をという形の中で、町の買い

上げをどうするかと、町が買い上げるのかどうするかという形の中で終わっているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

16番渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） 御答弁ありがとうございました。やはりこういう各委員長にお尋ねするときは、少し事前に打ち合わせはしていったほうがスムーズに行くような気がいたします。そう、今日感じましたので、今後、そういうことに努力していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君） 11番寺本です。先ほど来、いろんな意見を聞きましたけど、私が一番お尋ねしたいことは、建設経済委員長、ならびに総務委員長に、今、熊本県下で大問題となっております入札の不調、不落、この議論が建設経済あるいは総務委員会であったか、ないか。代表して総務委員長、お願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 11番寺本議員の御質問にお答えいたします。大変新聞等々でも皆さんが御存じのとおりでございますが、残念ながら総務常任委員会のほうでは、入札の件に至るところまでの質疑はございませんでした。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 寺本議員。

○11番（寺本英孝君） いろんな災害復興委員会でもですね、災害復旧の予算とかいろんな審議をなされたと思いますけど、復旧なくして復興はないわけです。復旧と復興がですね、両立していけばいいんですけど、復旧がないと復興はないわけですから、先ほども述べましたように、県下でもこういった点の不調、不落は大きな問題となっております。ですから、そういう議論がですね、なかったということは甚だ残念に思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議案に対する委員長報告に反対の方の発言を許します。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。ないようですので、これで議案に対する討論を終わります。

これより議案第3号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）」から議案第26号「益城町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を求める条例の制定について」までの提出24議案について採決いたします。

議案第3号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第7号）」から議案第9号「平成28年度益

城町水道事業会計補正予算（第4号）」までの7議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって議案第3号から議案第9号までの7議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号「平成29年度益城町一般会計予算」から議案第16号「平成29年度益城町水道事業会計予算」までの7議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって議案第10号から議案第16号までの7議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第17号「益城町課設置条例の制定について」から議案第26号「益城町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」までの10議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって議案第17号「益城町課設置条例の制定について」から議案第26号「益城町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」までの10議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願に対する討論を行います。

請願第1号「国に「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の提出を求める請願書」についての討論を行います。

請願第1号の総務常任委員長の報告は採択であります。委員長報告に反対の方の発言を許しません。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号「国に「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の提出を求める請願書」を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する総務常任委員長の報告は採択です。

請願第1号「国に「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の提出を求める請願書」を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって請願第1号については採択することに決定されました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

（「休憩なしで」と呼ぶ者あり）

(「30分もあれば終わる」と呼ぶ者あり)

(自席より発言する者あり)

じゃあ、やりますか。30分ぐらいかかりますよ。いいですか。執行部も。

(「続けていこうよ、続けて」と呼ぶ者あり)

済みません、訂正いたします。あと30分ぐらいかかるかと思えますけども、じゃあ、議員の皆さん方も執行部の皆さん方もよろしくお願いを申し上げます。

日程第2 議案第27号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第14-1号 益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託について

○議長(稲田忠則君) 日程第2、議案第27号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第14-1号「益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 皆さん、こんにちは。

議案第27号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第14-1号、益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託について、御説明を申し上げます。

益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託につきましては、委託先である熊本県とは今年の5月時点で事務委託の委託の協議手続を終え、事務委託に関する告示行為までは終えていたところですが、しかしながら、この事務委託が専決処分をすべき事項に相当するとの認識が不足しており、今回の議会への報告となってしまいました。事務処理に不手際があったことを心からおわび申し上げます。以上です。

○議長(稲田忠則君) これより質疑を許します。質疑はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより議案第27号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第14-1号「益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって議案第27号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第14-1号「益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託について」は承認することに決定しました。

日程第3 議案第28号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第28号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第28号、工事請負契約の締結について、説明します。

九尺堀川（1工区）河川災害復旧工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

施工場所は、益城町大字島田地区の九尺堀川の延長441.0メートルを復旧する河川工事でございます。

工期につきましては、平成29年3月31日までとなっておりますが、適正な工期を確保するため、繰り越しして平成29年8月31日までとなります。

契約金額は7,306万2,000円で、契約の相手方は惣領1272番地3、有限会社福本建設でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 議案第28号「工事請負契約の締結について」の提案理由説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

13番石田秀敏議員。

○13番（石田秀敏君） ちょっとお尋ねいたします。

工事名で九尺堀川（1工区）としてあります。河川災害復旧工事となっておりますが、1工区、復旧441メートルとはどこからどこまでかですね。大体こういうものはですね、今後、ゼンリンの地図に落としてですね、参考資料として添付してもらえば幸いかと思います。

1工区としてありますので、まだ何工区が残るとかなと思います。この1工区以外の残りがあれば、あと何メートル残っているのか、その残りの部分については発注時期の予定はいつごろなのかお尋ねします。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 建設課長の坂本でございます。よろしくお尋ねいたします。

13番石田議員の御質問にお答えいたします。

議案第28号、工事請負契約の締結についての議案の中で、九尺堀川（1工区）河川災害復旧工

事、場所がまずどこかなということですが、場所におきましては、東無田バス停のところに、上流で行きますと、工場のほうから流れてきております河川がございまして、これ、九尺堀川というふうに命名しておりますが、東無田バス停から東無田の集落の南側に沿って流れておりますが、その集落の始まりから西側の嘉島側に流れておるんですけれども、東無田の地区から下流に向かって約440メートル。最下流は高速道路の国道付近まで行きます。で、441メートルということでございます。

工区が1工区ということで、あとまだ残りがあるのかということですが、現場のほうでもですね、現場の視察のほうでも見ていただきましたが、もう全てですね、発注はいたしておりますので、あとの2工区、3工区とか、ほかの工区においてはもう発注いたして、現在着工いたして施工中でございます。ということで、九尺堀川におきましては、もう発注済みということになります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 石田議員。

○13番（石田秀敏君） 1工区の下流が高速の側道沿いまでということですが、上流の起点ですね。起点は今の小池竜田線から始まるのか、それとも、バス停からすぐ南の集落に入るところに九尺堀川にコンクリートの橋があります。橋から下なのか、国道の小池竜田線の上から下に行くのか、そこをちょっとお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 13番石田議員、2回目の御質問にお答えいたします。

起点は、先ほど議員さんおっしゃいました東無田へ行きます通路がございまして、通路のところが最上位の起点になります。

○13番（石田秀敏君） あの橋のところですね。

○建設課長（坂本忠一君） はい。そういうことです。

○13番（石田秀敏君） 橋から上の小池竜田線までではないと。

○建設課長（坂本忠一君） あそこはもう発注しております。

○13番（石田秀敏君） もう発注済み。

○建設課長（坂本忠一君） はい。

○13番（石田秀敏君） そしたら今後ですね、ゼンリンの地図でも落とさせていただいて、参考資料でつけていただければ助かります。

○建設課長（坂本忠一君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君） 11番寺本です。議案第28号に対して質疑を行います。

この参考資料の中のを見てみますと、応札者が2社っていうことになっておりますけど、なぜ応札者が2社なのか。

それと、一般競争入札と言われたのに、町内建設業者の資格とか要綱ですね、条件、それほどのようになっておるのか、以上2点お尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。11番寺本議員の御質問にお答えいたします。

議案第28号、工事請負契約の締結についての御質問でございますが、1問目としまして、なぜ2社なのかという御質問でございます。今回の入札の条件でございますけれども、一般競争入札の参加資格としまして、町内の最新の経営事項審査の評価値が、町内800点としております。なお、熊本県内におきましては、契約を支店としております。地域要件としましては、市町内、もしくは熊本県内というところで公開を行っておるところでございます。

それから、施工実績としましては、1件当たり請負代金が4,000万以上というところで公開は設定をしております。この条件を満たす業者でございますけれども、今回、合わせて81社ございました。その中で町内の業者が4社ございまして、なぜ2社だったかという御質問でございますけれども、熊本地震の影響でございますけれども、復興事業が本格化してございまして、手持ち工事が多い、それから工期内で対応するのがなかなか困難になっている、それから技術者の不足、現場作業員の不足等もあって応札者が少なかったというふうに考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 寺本議員。

○11番（寺本英孝君） 応札者が2社だったのは、手持ち工事が多いとか、工期ですね、それとか技術者不足とかですね、手持ちの県の能力審査の評価点が800点以上ということになっておりますけど、せんだってのときは、今回は800点以上でしたけど、前回、一般競争入札が行われたときには750点以上だったわけですよ。

先月ですね、熊本地震からの復旧・復興に向けた県と市町村の意見交換会が、2月28日に熊本テルサで行われました。10月ですね、14日も含めてもう2回も不調、不落に対応する蒲島知事の呼びかけによりまして、熊本県下45市町村の市長と県からは知事あるいは副知事、あるいは理事周り、土木技調、土木関係の幹部14人が出席して2回の会議が行われているわけですよ。

その中で知事が申しますのは、一つ目には、優先順位をつけた発注、工事の平準化、発注上の工夫、工事の適切な予定価格の仮定、鑑定、あるいは設計変更ですね、こういうところが2回もですね、実際行われているわけですよ。ただ、今回の工事請負契約の締結についてはですね、そういうのがあっているにもかかわらず、町内業者の門戸を、逆に私から言わせれば、知事が各県下市町村の45市町の担当者にですね、話したのと別の方向に向かって、逆に町の場合には門戸を狭くしているんじゃないかという疑念が私自身に湧いてきているわけですよ。

だから、今後、いろんな災害復旧は多くあります。しかしですね、さっき総務課長からも答弁がございましたように、手持ち工事が多いとか工期の問題、あるいは技術者不足とは言われましたけど、それならばより一層ですよ、町内業者の門戸を広くですね。前は750点以上です。今回は800点以上です。ですからですね、そういうとはちっとですね、四角四面にとらわれず、もっと町内業者が受注できるような、ベンチャーでもいいですよ、町内業者A、Bクラス15社おります。ですから、そのあたりはですね、もうちっと発注上の工夫をしてですね、今後、スムーズに災害復旧が臨まれることをお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。11番寺本議員の2回目の御質問にお答えいたします。

経営事項審査の評価値につきましては、前回は750点だったということでございますが、価格が5,000万から7,000万未満というところで前回は750点以上をつけさせていただいております。今回、7,000万以上というところで、1億未満までは800点ということで今回つけさせていただきました。

一般競争入札につきます工事につきましては金額も高額になりますし、技術的にも相当高度なものが求められると思いますが、御質問のとおり、今後も工事の中身をですね、十分審査しまして、町内業者の育成も含めて検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は起立によって行います。原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって議案第28号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

日程第4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（稲田忠則君） 日程第4、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に履歴書を配付しておりますとおり、益城町大字木山479番地5、上松美智子さんを本町の人権擁護委員として推薦したいというものです。人権擁護委員法の規定に基づき、町長から諮問がありました。

町長の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして御説明申し上げます。

人権擁護委員につきましては、皆様御承知のように、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱され、その職務を行います。その職務は、自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報収集を行い、法務

大臣への報告、関係機関への勧告など適切な処置を講じ、人権擁護に努める活動を行います。

そのようなことで、現委員の上松美智子さんの任期が平成29年6月30日となりますが、熊本人権擁護委員協議会副会長などの役職にもついておられ、人望も厚く最適任と思い、今回、再任という形で提案するものでございます。

上松さんの履歴につきましては添付いたしておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 町長の説明が終わりました。御意見、御質問などはありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

人権擁護委員の推薦については、この諮問のとおり適任ということで答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって本件につきましては、適任ということで答申することに決定しました。

日程第5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（稲田忠則君） 日程第5、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に履歴書を配付しておりますとおり、益城町大字小池757番地1、三井麻実子さんを本町の人権擁護委員として推薦したいというものです。人権擁護委員法の規定に基づき町長から諮問がありました。

町長の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 人権擁護委員法の規定に基づき意見を求めることについて御説明申し上げます。

人権擁護委員法につきましては、皆様御承知のように、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱され、その職務を行います。その職務は、先ほど申し上げましたように、自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また人権侵害事件につき、その救済のため調査及び情報収集を行い、法務大臣への報告、関係機関への勧告など適切な処置を講じ、人権擁護に努める活動を行います。

そのようなことで、現委員の三井麻実子さんの任期が平成29年6月30日となりますが、熊本人

権擁護委員協議会、男女共同参画委員として活動しておられ、人望も厚く、最適任と思い今回再任という形で提案するものでございます。

三井さんの履歴につきましては添付いたしておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 町長の説明が終わりました。御意見、御質問などはありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

人権擁護委員の推薦については、この諮問のとおり適任ということで答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって本件につきましては、適任ということで答申することに決定しました。

日程第6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（稲田忠則君） 日程第6、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に履歴書を配付しておりますとおり、益城町大字古閑475番地、齊藤輝代さんを本町の人権擁護委員として推薦したいというものです。人権擁護委員法の規定に基づき町長から諮問がありました。

町長の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 人権擁護委員の規定に基づき意見を求めることについて御説明申し上げます。

人権擁護委員法の規定につきましては、御承知のように、その職務として自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報収集を行い、法務大臣への報告、関係機関への勧告など適切な処置を講ずることとし、そのほか人権擁護に努めることが主な職務となっております。

そのようなことで、現委員の楠田弘江さんが平成29年6月30日の任期満了をもって退任される見込みですので、今回、古閑475番地の齊藤輝代さんを新たな委員として提案するものです。

齊藤さんの履歴につきましては履歴書を添付いたしております。人望も厚く、最適任だと思います。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 町長の説明が終わりました。御意見、御質問などはありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

人権擁護委員の推薦については、この諮問のとおり適任ということで答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって本件につきましては、適任ということで答申することに決定いたしました。

日程第7 議員提出第1号 益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第7、議員提出第1号「益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者議員の説明を求めます。

17番荒牧昭博議員。

○17番（荒牧昭博君） 17番荒牧です。

議員提出第1号、益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを次のように制定することとする。

平成29年3月14日提出。

提出者議員、荒牧昭博。

賛成者議員、坂田みはる。賛成者議員、宮崎金次。

提案理由。益城町課設置条例の改正に伴い、委員会の所管を改定しようとするものである。そのためには条例を改正する必要がある。これが議案を提出する理由である。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議員提出第1号「益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方の起立

を求めます。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって議員提出第1号「益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第8 議員提出第2号 木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる調査特別委員会の経費に関する決議

○議長(稲田忠則君) 日程第8、議員提出第2号「木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる調査特別委員会の経費に関する決議」を議題といたします。

提出者議員の説明を求めます。

15番竹上公也議員。

○15番(竹上公也君) 15番竹上でございます。

案文の朗読によって説明にかえさせていただきます。

議員提出第2号。平成29年3月14日、益城町議会議長稲田忠則殿。

提出者、益城町議会竹上公也。

賛成者、益城町議会中村健二。賛成者、益城町議会寺本英孝。賛成者、益城町議会中川公則。賛成者、益城町議会荒牧昭博。賛成者、益城町議会石田秀敏。賛成者、益城町議会野田祐土。賛成者、益城町議会宮崎金次。賛成者、益城町議会渡辺誠男。

木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる調査特別委員会の経費に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

提出理由。別紙参照。2枚目でございます。

木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場等の土地交換に係わる調査特別委員会の経費に関する決議。地方自治法第100条第1項の規定により、益城町議会に設置された木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる特別調査委員会は、平成29年度においても付託事件の審査等を継続をする必要があるため、地方自治法第100条第11項の規定に基づき、平成29年度分の事務調査費の決議を求める。

記1、調査経費。本調査に要する経費は、平成29年度においては200万円以内とする。

以上でございます。議員各位の御賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(稲田忠則君) 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議員提出第2号「木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場等の土地交換に係わる調査特別委員会の経費に関する決議」を採決いたします。この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって議員提出第2号「木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場等の土地交換に係わる調査特別委員会の経費に関する決議」は、起立多数で原案のとおり可決されました。

日程第9 益城町議会広報編集特別委員会委員の選任について

○議長（稲田忠則君） 日程第9、益城町議会広報編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

益城町議会広報編集特別委員会の調査については、平成27年5月改選時の臨時議会において、調査期間を平成29年4月29日までと決議されております。つきましては、平成29年4月30日からの委員を選任する必要があります。

お諮りいたします。

益城町議会広報編集特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって益城町議会広報編集特別委員は、配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後0時25分

再開 午後0時35分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

益城町議会広報編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果について報告申し上げます。

益城町議会広報編集特別委員会委員長は中村健二議員、副委員長は坂田みはる議員です。

以上、報告を終わります。

日程第10 議員派遣の件

○議長（稲田忠則君） 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定いたしました。

日程第11 閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君） 日程第11、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、別紙継続調査の一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

3月7日から本日まで8日間にわたりまして御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

これで平成29年第1回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員